



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

◇住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例(第52号)…………… 3992

規 則

◇川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則(第76号)…………… 2992

◇川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第77号)…………… 3993

◇川崎市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則(第78号)…………… 3993

告 示

◇道路の供用開始(第572号)…………… 3993

◇自転車等の撤去と保管(第573号)…………… 3994

◇市道路線の認定(第574号)…………… 3994

◇道路区域の決定(第575号)…………… 3994

◇道路の供用開始(第576号)…………… 3995

◇市道路線の廃止(第577号)…………… 3995

◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除(第578号)…………… 3995

◇土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の一部解除(第579号)…………… 3997

◇予防接種の業務を行う医師(第580号)…………… 3999

◇予防接種の業務を行う医師(第581号)…………… 3999

◇予防接種の業務を行う医師の変更(第582号)…………… 3999

◇道路区域の変更(第583号)…………… 3999

◇道路の供用開始(第584号)…………… 3999

◇指定障害福祉サービスの事業の廃止(第585号)…………… 3999

◇自転車等の撤去と保管(第586号)…………… 4000

◇個人情報保護条例の規定による目的

外利用等の届出(第587号)…………… 4000

◇個人情報保護条例の規定による保有個人情報業務の届出(第588号)…………… 4001

◇予防接種の業務を行う医師(第589号)…………… 4001

◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第590号)…………… 4001

◇生活保護法等による指定施術機関の指定(第591号)…………… 4001

◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第592号)…………… 4001

◇生活保護法等による指定施術機関の辞退による廃止(第593号)…………… 4001

◇生活保護法等による指定医療機関の変更(第594号)…………… 4001

◇生活保護法等による指定施術機関の変更(第595号)…………… 4002

◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第596号)…………… 4002

◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第597号)…………… 4002

◇生活保護法等による指定介護機関の指定(第598号)…………… 4002

◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第599号)…………… 4002

公 告

◇一般競争入札の執行(第811号)…………… 4002

◇一般競争入札の執行(第812号)…………… 4003

◇土地区画整理法による換地処分通知の内容の掲示場所(第813号)…………… 4004

◇道路の指定(第814号)…………… 4005

◇一般競争入札の執行(第815号)…………… 4005

◇開発行為に関する工事の完了(第816号)…………… 4009

◇開発行為に関する工事の完了(第817号)…………… 4009

◇川崎市アートセンターの指定管理者の公募(第818号)…………… 4010

◇一般競争入札の執行(第819号)…………… 4010

◇一般競争入札の執行(第820号)…………… 4012

◇公園墓地管理手数料に係る納入通知書の公示送達(第821号).....	4016	◇開発行為に関する工事の完了(第859号).....	4073
◇差別のない人権尊重のまちづくり条例に基づくインターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために講じた措置の公表(第822号).....	4016	◇開発行為に関する工事の完了(第860号).....	4073
◇差別のない人権尊重のまちづくり条例に基づくインターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨等の公表(第823号).....	4016	◇道路の指定(第861号).....	4073
◇農用地利用集積計画の制定(第824号).....	4017	◇一般競争入札の執行(第862号).....	4073
◇一般競争入札の執行(第825号).....	4019	◇一般競争入札の執行(第863号).....	4075
◇一般競争入札の執行(第826号).....	4019	◇一般競争入札の執行(第864号).....	4077
◇道路の指定(第827号).....	4020	◇一般競争入札の執行(第865号).....	4079
◇道路の指定(第828号).....	4020	◇一般競争入札の執行(第866号).....	4081
◇一般競争入札の執行(第829号).....	4020	◇一般競争入札の執行(第867号).....	4084
◇開発行為に関する工事の完了(第830号).....	4022	◇一般競争入札の執行(第868号).....	4086
◇一般競争入札の執行(第831号).....	4022	◇一般競争入札の執行(第869号).....	4088
◇一般競争入札の執行(第832号).....	4024	◇一般競争入札の執行(第870号).....	4090
◇一般競争入札の執行(第833号).....	4026	◇一般競争入札の執行(第871号).....	4092
◇一般競争入札の執行(第834号).....	4027	◇一般競争入札の執行(第872号).....	4095
◇一般競争入札の執行(第835号).....	4028	◇一般競争入札の執行(第873号).....	4097
◇一般競争入札の執行(第836号).....	4030	◇一般競争入札の執行(第874号).....	4099
◇一般競争入札の執行(第837号).....	4031	◇一般競争入札の執行(第875号).....	4101
◇一般競争入札の執行(第838号).....	4033	◇一般競争入札の執行(第876号).....	4104
◇一般競争入札の執行(第839号).....	4034	◇一般競争入札の執行(第877号).....	4106
◇一般競争入札の執行(第840号).....	4036	◇一般競争入札の執行(第878号).....	4108
◇一般競争入札の執行(第841号).....	4037	◇一般競争入札の執行(第879号).....	4110
◇一般競争入札の執行(第842号).....	4039	◇環境影響評価に関する条例による条例方法審査書の公告(第880号).....	4113
◇一般競争入札の執行(第843号).....	4040	◇道路の指定(第881号).....	4114
◇一般競争入札の執行(第844号).....	4042	◇環境影響評価に関する条例による条例例公聴会の開催(第882号).....	4114
◇一般競争入札の執行(第845号).....	4043	◇公募型プロポーザルの実施(第883号).....	4115
◇一般競争入札の執行(第846号).....	4044	◇一般競争入札の執行(第884号).....	4116
◇一般競争入札の執行(第847号).....	4052	◇都市計画公聴会の開催(第885号).....	4118
◇一般競争入札の執行(第848号).....	4053	◇道路の指定(第886号).....	4118
◇一般競争入札の執行(第849号).....	4055	◇都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画案の縦覧(第887号).....	4118
◇一般競争入札の執行(第850号).....	4056	公告(調達)	
◇一般競争入札の執行(第851号).....	4058	◇落札者等の公示(第414号).....	4119
◇一般競争入札の執行(第852号).....	4060	◇一般競争入札の執行(第415号).....	4119
◇一般競争入札の執行(第853号).....	4061	◇一般競争入札の公告(第416号).....	4120
◇一般競争入札の執行(第854号).....	4063	◇一般競争入札の公告(第417号).....	4123
◇一般競争入札の執行(第855号).....	4064	◇一般競争入札の執行(第418号).....	4126
◇一般競争入札の執行(第856号).....	4066	◇一般競争入札の公告(第419号).....	4128
◇建築基準法に基づく意見聴取会の開催(第857号).....	4068	◇一般競争入札の公告(第420号).....	4129
◇一般競争入札の執行(第858号).....	4068	◇一般競争入札の公告(第421号).....	4132
		税公告	
		◇納税通知書の公示送達(第147号).....	4134
		◇課税額変更(取消)通知書の公示送達(第148号).....	4134
		◇配当計算書(謄本)の公示送達(第	

149号)……………	4134	◇公印の改刻(第19号)……………	4164
◇差押調書(謄本)の公示送達(第150号)……………	4134	◇公印の改刻(第20号)……………	4164
◇差押調書(謄本)の公示送達(第151号)……………	4134	◇教育委員会定例会の招集(第21号)……………	4164
◇交付要求通知書の公示送達(第152号)……………	4135	教育委員会公告	
◇差押調書(謄本)の公示送達(第153号)……………	4135	◇令和3年度川崎市立高等学校入学定員(第6号)……………	4164
◇公売公告兼見積価額公告(第154号)……………	4135	監査公表	
◇公売公告兼見積価額公告(第155号)……………	4135	◇定期監査の結果の報告に基づく措置について(第21号)……………	4166
上下水道局告示		◇監査の結果の報告に基づく措置について(第22号)……………	4185
◇収納取扱金融機関の指定の取消し(第48号)……………	4135	人事委員会規則	
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定(第49号)……………	4135	◇川崎市会計年度任用職員の給料の支給等に関する規則の一部を改正する規則(第11号)……………	4191
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更(第50号)……………	4136	農業委員会告示	
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止(第51号)……………	4137	◇川崎市農業委員会総会の招集(第11号)……………	4191
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定更新(第52号)……………	4137	職員共済組合公告	
上下水道局公告		◇川崎市職員共済組合組合会議員選挙の執行(第16号)……………	4191
◇一般競争入札の執行(第77号)……………	4138	区公告	
◇一般競争入札の執行(第78号)……………	4140	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第105号)……………	4192
◇一般競争入札の執行(第79号)……………	4141	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第106号)……………	4192
◇一般競争入札の執行(第80号)……………	4143	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第107号)……………	4192
上下水道局公告(調達)		◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第108号)……………	4192
◇一般競争入札の公告(第28号)……………	4146	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第109号)……………	4192
交通局規程		◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第110号)……………	4193
◇川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程(第36号)……………	4148	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(幸区第26号)……………	4193
交通局公告		◇介護保険料に係る督促状の公示送達(中原区第57号)……………	4193
◇一般競争入札の執行(第63号)……………	4148	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(中原区第58号)……………	4193
◇一般競争入札の執行(第64号)……………	4149	◇国民健康保険料に係る滞納処分書類の公示送達(中原区第59号)……………	4193
◇一般競争入札の執行(第65号)……………	4150	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(高津区第61号)……………	4194
病院局公告		◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(高津区第62号)……………	4194
◇一般競争入札の執行(第38号)……………	4153	◇介護保険料に係る督促状の公示送達(高津区第63号)……………	4194
病院局公告(調達)			
◇一般競争入札の公告(第16号)……………	4155		
◇一般競争入札の公告(第17号)……………	4158		
◇一般競争入札の公告(第18号)……………	4161		
消防局公告			
◇サイレンの吹鳴(第5号)……………	4163		
消防局訓令			
◇川崎市消防署の組織に関する規程等の一部を改正する訓令(第19号)……………	4164		
教育委員会告示			

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
 公示送達（宮前区第47号）…………… 4194

◇住民票の職権消除（宮前区第48号）…………… 4194

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
 （宮前区第49号）…………… 4194

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
 送達（宮前区第50号）…………… 4195

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
 （多摩区第69号）…………… 4195

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
 の公示送達（多摩区第70号）…………… 4195

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
 送達（多摩区第71号）…………… 4195

◇住民票の職権消除（多摩区第72号）…………… 4196

◇印鑑登録の抹消（多摩区第73号）…………… 4196

◇国民健康保険料に係る差押調書（謄
 本）の公示送達（多摩区第74号）…………… 4196

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
 送達（麻生区第53号）…………… 4196

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
 の公示送達（麻生区第54号）…………… 4196

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
 （麻生区第55号）…………… 4196

条 例

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和2年10月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第52号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

（川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌を定める条例の一部改正）

第1条 川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌を定める条例（昭和46年川崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表宮前区の項中「野川、野川本町1丁目」を「野川本町1丁目」に改め、「西野川3丁目」の次に「、野川台1丁目、野川台2丁目、野川台3丁目、南野川1丁目、南野川2丁目、南野川3丁目」を加える。

（川崎市老人いこいの家条例の一部改正）

第2条 川崎市老人いこいの家条例（昭和47年川崎市条

例第60号）の一部を次のように改正する。

別表川崎市野川老人いこいの家の項中「川崎市宮前区野川3,182番地1」を「川崎市宮前区野川台1丁目25番23号」に改める。

（川崎市子ども文化センター条例の一部改正）

第3条 川崎市子ども文化センター条例（昭和35年川崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表川崎市野川子ども文化センターの項中「川崎市宮前区野川3,182番地1」を「川崎市宮前区野川台1丁目25番23号」に改める。

（川崎市立学校の設置に関する条例の一部改正）

第4条 川崎市立学校の設置に関する条例（昭和39年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1川崎市立西野川小学校の項中「川崎市宮前区野川3,142番地2」を「川崎市宮前区野川台3丁目10番1号」に改め、同表川崎市立南野川小学校の項中「川崎市宮前区野川2,604番地」を「川崎市宮前区南野川2丁目12番1号」に改める。

附 則

この条例は、令和2年11月9日から施行する。

規 則

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月16日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第76号

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則

第1条 川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

「

川崎支店	川崎市川崎区砂子2丁目4番地13
------	------------------

」

を

「

川崎支店	横浜市西区南幸1丁目3番1号
------	----------------

」

に改める。

第2条 川崎市金銭会計規則の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

川崎信用金庫	三菱UFJ信託銀行株式会社
--------	---------------

」

を
「
川崎信用金庫
」

に改める。
別表第4中

川崎信用金庫	本店	川崎市川崎区砂子 2丁目11番地1
三菱UFJ信託銀行 株式会社	川崎支店	横浜市西区南幸 1丁目3番1号

を
「
川崎信用金庫
本店
川崎市川崎区砂子
2丁目11番地1
」

に改める。

附 則

この規則は、令和2年10月19日から施行する。ただし、
第2条の規定は、同年11月3日から施行する。

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一
部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第77号

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施
行規則の一部を改正する規則

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平
成20年川崎市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表福祉業務等手当の部(1)の項中「260円」を「1,000
円」に、「130円」を「1,000円」に改め、同部(4)の項ウ
中「ア及びイ」を「イ及びウ」に改め、同項ウを同項エ
とし、同項イ中「ア」を「イ」に改め、同項イを同項ウ
とし、同項中

ア 児童相談所又は区役所に勤務する 保健師、助産師及び看護師で社 会福祉又は保健衛生の相談、指導 等の業務に従事したもの	従事した日1日に つき170円
---	--------------------

を
「

ア 児童相談所に勤務する保健師及 び看護師で児童の福祉又は保健衛 生に関する相談、指導等の業務に 従事したもの（(1)の項のアに掲げ る者を除く。）	従事した日1日に つき1,000円
イ 区役所に勤務する保健師、助産 師及び看護師で社会福祉又は保健 衛生の相談、指導等の業務に従事 したもの	従事した日1日に つき170円

に改める。

附 則

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

川崎市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規
則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第78号

川崎市消防団の組織及び消防団員の階級等
に関する規則の一部を改正する規則

川崎市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則
（昭和38年川崎市規則第59号）の一部を次のように改正
する。

別表宮前消防団の部野川分団の項中「野川、野川本町
1丁目」を「野川本町1丁目」に改め、「西野川3丁目」
の次に「野川台1丁目、野川台2丁目、野川台3丁目、
南野川1丁目、南野川2丁目、南野川3丁目」を加える。

附 則

この規則は、令和2年11月9日から施行する。

告 示

川崎市告示第572号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定
に基づき、次の道路の供用を令和2年10月16日から開始
します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課におい
て、令和2年10月16日から令和2年11月2日まで一般の
縦覧に供します。

令和2年10月16日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 県道

路線名	供用開始の区間	備考
横浜上麻生	川崎市麻生区下麻生10番2先 ----- 川崎市麻生区早野451番125先	

川崎市告示第573号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和2年10月20日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円
原動機付自転車 5,000円
自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第574号

市道路線認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和2年10月22日

川崎市長 福田紀彦

Table with 4 columns: 整理番号, 路線名, 起点, 終点, 重要な経過地. Rows 33-38.

川崎市告示第575号

道路区域決定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年10月22日から令和2年11月6日まで一般の縦覧に供します。

令和2年10月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

Table with 6 columns: 整理番号, 路線名, 起点, 終点, 敷地の幅員(m), 延長(m), 備考. Rows 33-37.

38	下 麻 生 第174号線	麻生区下麻生1丁目 855番7先	5.00	26.73	
		麻生区下麻生1丁目 855番12先			

川崎市告示第576号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を令和2年10月22日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年10月22日から令和2年11月6日まで一般の縦覧に供します。

令和2年10月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
33	栗 谷 第130号線	多摩区栗谷4丁目5759番6先	
		多摩区栗谷4丁目5767番1先	
34	宿 河 原 第295号線	多摩区宿河原2丁目131番14先	
		多摩区宿河原2丁目131番5先	
35	菅 野 戸 呂 第34号線	多摩区菅野戸呂1751番1先	
		多摩区菅野戸呂1750番10先	
36	長 尾 第177号線	多摩区長尾3丁目1202番3先	
		多摩区長尾3丁目1203番10先	
37	栗 木 第145号線	麻生区栗木3丁目5番29先	
		麻生区栗木3丁目5番26先	
38	下 麻 生 第174号線	麻生区下麻生1丁目855番7先	
		麻生区下麻生1丁目855番12先	

川崎市告示第577号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和2年10月22日

川崎市長 福田紀彦

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
39	下 作 延 第128号線	高津区下作延5丁目1088番1先	
		高津区下作延5丁目1088番1先	

40	野 川 第331号線	宮前区野川2799番19先	
		宮前区野川2794番1先	
41	野 川 第335号線	宮前区野川2803番6先	
		宮前区野川2806番1先	
42	野 川 第336号線	宮前区野川2801番1先	
		宮前区野川2799番8先	
43	和 泉 第1号線	多摩区和泉3657番52先	
		多摩区和泉3657番15先	
44	菅 野 戸 呂 第20号線	多摩区菅野戸呂1750番21先	
		多摩区菅野戸呂1750番21先	
45	宿 河 原 第35号線	多摩区宿河原4丁目2328番251先	
		多摩区宿河原4丁目2420番2先	
46	菅 稲 田 堤 第35号線	多摩区菅稲田堤2丁目3362番1先	
		多摩区菅稲田堤2丁目3115番1先	
47	菅 北 浦 第57号線	多摩区菅北浦2丁目4447番先	
		多摩区菅北浦2丁目4448番3先	
48	中 野 島 第128号線	多摩区中野島2丁目381番 先	
		多摩区中野島2丁目380番1先	

川崎市告示第578号

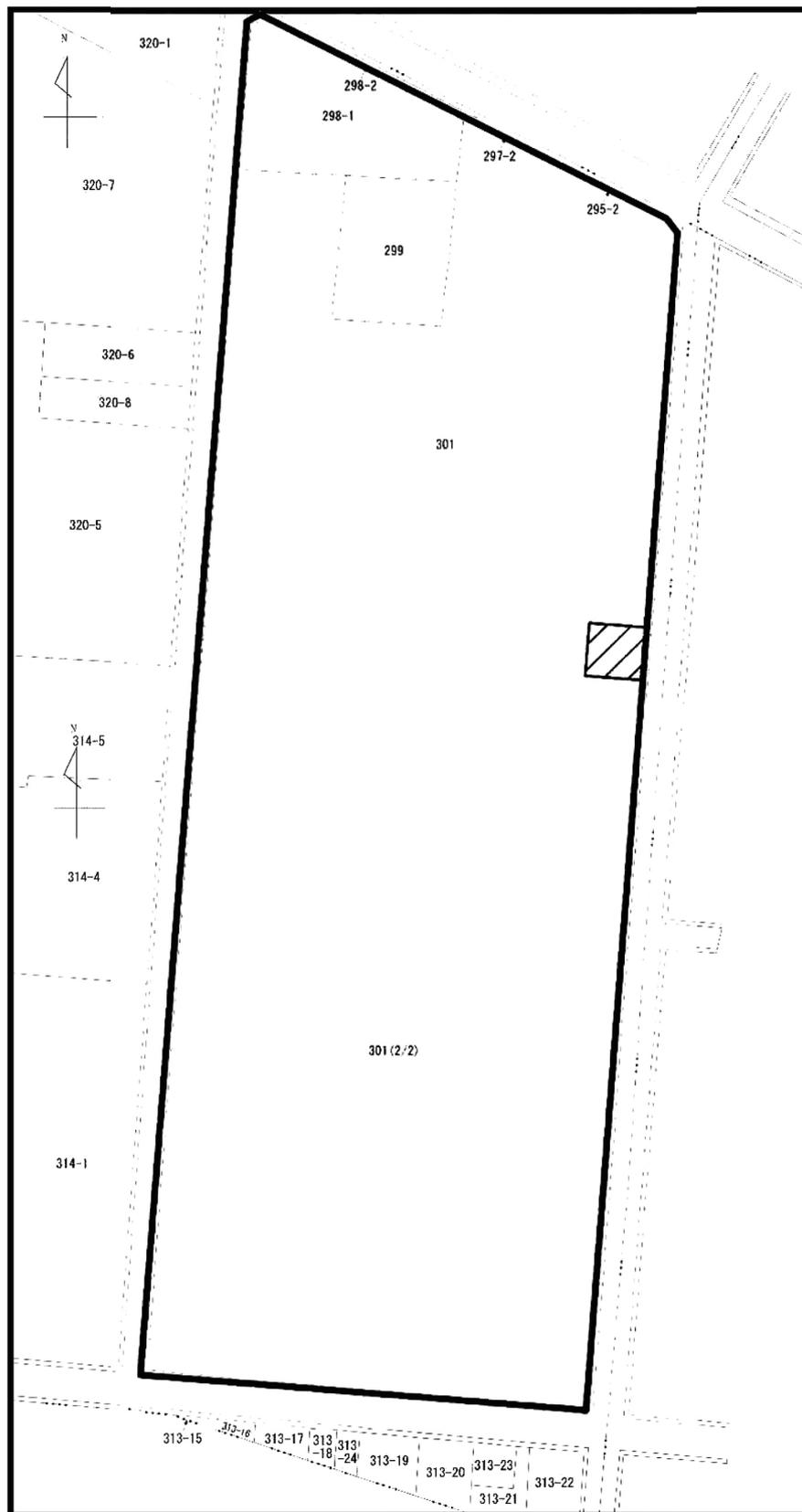
土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の指定の一部解除について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を一部解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和2年10月22日

川崎市長 福田紀彦

- 1 指定を解除する区域
平成30年川崎市告示第565号により指定した区域（幸区塚越四丁目301番の一部）の一部（別図のとおり）
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物
- 3 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



【凡例】

□ : 敷地境界

▨ : 解除区画

(形質変更時
要届出区域)

別図 指定を解除する区域

川崎市告示第579号

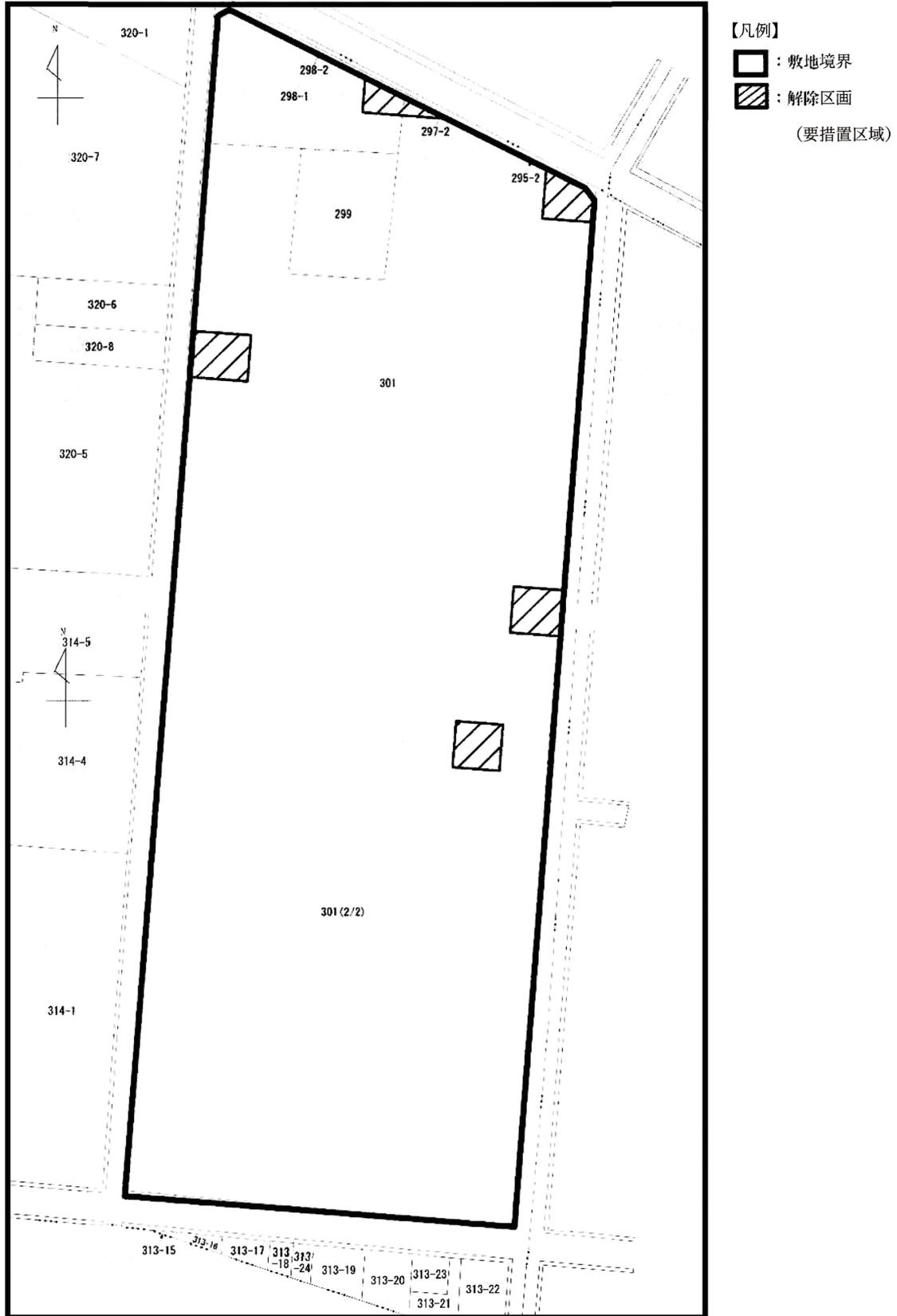
土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定
の一部解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を一部解除しますので、同条第2項の規定に基づき告示します。

令和2年10月22日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 指定を解除する区域
平成30年川崎市告示第564号により指定した区域（幸区塚越四丁目298番1、301番の一部）の一部（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物、シス-1, 2-ジクロロエチレン
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去



別図 指定を解除する区域

川崎市告示第580号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条の規定により行う令和2年度インフルエンザ予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき告示します。

令和2年10月23日

川崎市長 福田紀彦

医 師 名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
河村代志也	ハートフル川崎病院	川崎市高津区下野毛 2-1-3
山本 晋	川崎幸病院	川崎市幸区大宮町 31-27

川崎市告示第581号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき告示します。

令和2年10月23日

川崎市長 福田紀彦

医 師 名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
檀之上和彦	だんのうえ 眼科クリニック	川崎市中原区上小田中 3-23-34 メディ中原ビル3F
大利 昌久	川崎ひのわ クリニック	川崎市川崎区本町1-8 -2 トラストビル3F
村川 裕二	村川内科クリニック	川崎市高津区久地4-24 -5 新川屋センタービル2F
佐原 利典	小杉内科ファミリー クリニック	川崎市中原区中丸子13- 21 LROCKSビル2F

川崎市告示第582号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表のとおり予防接種個別協力医療機関医師に関する事項の変更が承諾されましたので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第2項の規定に基づき告示します。

令和2年10月23日

川崎市長 福田紀彦

	医 師 名	予防接種を行う主たる場所	
		病院・医院名	所在地
変更前	井上 安子	井上医院	川崎市麻生区白鳥 3-6-12
変更後	井上 園子		

川崎市告示第583号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年10月23日から令和2年11月9日まで一般の縦覧に供します。

令和2年10月23日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	浅 田 第207号線	川崎市川崎区浅田 1丁目86番15先 ----- 川崎市川崎区浅田 1丁目86番15先	1.82 ～ 2.91	17.80	
新	浅 田 第207号線	川崎市川崎区浅田 1丁目86番6先 ----- 川崎市川崎区浅田 1丁目86番8先	2.91 ～ 4.00	17.80	

川崎市告示第584号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年10月23日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年10月23日から令和2年11月9日まで一般の縦覧に供します。

令和2年10月23日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
浅 田 第207号線	川崎市川崎区浅田1丁目86番6先 ----- 川崎市川崎区浅田1丁目86番8先	

川崎市告示第585号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があ

りましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり
告示します。

令和2年10月27日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社ツクイ	ツクイ川崎 よみうりランド	川崎市多摩区西生田3-9-29 横浜銀行読売ランド駅前支店ビル2階	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	令和2年9月30日	1415400124
株式会社ツクイ	ツクイ・サンフォレスト 川崎麻生	川崎市麻生区上麻生7-11-5	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	令和2年9月30日	1415600517
株式会社ツクイ	ツクイ・サンフォレスト 川崎新町	川崎市川崎区小田栄二丁目3番2号 グレイブス川崎新町1階	居宅介護 重度訪問介護	令和2年9月30日	1415000973
株式会社ツクイ	ツクイ川崎幸	川崎市幸区小倉5-5-57 森本ビル1階	居宅介護 重度訪問介護	令和2年9月30日	1415100096
株式会社ツクイ	ツクイ川崎新百合丘	川崎市麻生区万福寺一丁目1番1号 新百合ヶ丘シティビルディング 6階610号室	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	令和2年9月30日	1415600111
株式会社ツクイ	ツクイ新百合ヶ丘駅前	川崎市麻生区万福寺一丁目15番10号 レオダ新百合ヶ丘2階	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	令和2年9月30日	1415600137
株式会社ツクイ	ツクイ川崎中原	川崎市中原区木月2-8-5 MKビル1階一B	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	令和2年9月30日	1415200144
株式会社ツクイ	ツクイ川崎中島	川崎市川崎区中島3丁目7番3号 落合店舗1階	居宅介護 重度訪問介護	令和2年9月30日	1415000130

川崎市告示第586号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川
崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、
第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基
づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条
第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）
の規定に基づき告示します。

令和2年10月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場
所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時ま
で並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時
まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する
休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (3) 引取りに要する費用
自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

- (4) 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を
経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのない
ものについては、条例第14条に基づき売却その他の処
理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第587号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26
号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利
用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表し
ます。

令和2年10月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

- (1) 目的外利用

ア 市長	6件
イ 消防長	1件

- ウ 教育委員会 8件
- (2) 外部提供
- ア 市 長 17件
- イ 上下水道事業管理者 2件
- ウ 消 防 長 1件
- エ 教育委員会 8件

2 届出書
別紙のとおり(省略)

川崎市告示第588号

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第8条第3項の規定による保有個人情報業務の届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

令和2年10月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 届出の状況
- (1) 保有個人情報業務(新規)
- ア 市 長 1件
- 2 届出書
- 別紙のとおり(省略)

川崎市告示第589号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき告示します。

令和2年10月29日

川崎市長 福田紀彦

医師名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
加茂 力	登戸内科・脳神経クリニック	川崎市多摩区登戸新町434
西脇博一	南武医院	川崎市幸区下平間205

川崎市告示第590号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

(別表省略)

令和2年10月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第591号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和2年10月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第592号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和2年10月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第593号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第51条第1項の規定により指定施術機関の辞退による廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の辞退による廃止を行いましたので、同法第55条の3第3号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和2年10月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第594号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和2年10月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第595号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和2年10月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第596号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法

第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和2年10月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第597号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	簡易食料（クッキー）の購入
	履行場所	川崎区役所道路公園センター（川崎区大島1-25-10）他6箇所
	履行期限	令和3年3月31日
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「食料品」種目「食料品」に記載されていること。 (4) 平成22年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること、または、この物品に係るメーカー、販売代理店の引受証明を受けていること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。	

令和2年10月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第598号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和2年10月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第599号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法

第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和2年10月29日

川崎市長 福田紀彦

公 告

川崎市公告第811号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月16日

川崎市長 福田紀彦

参加資格	また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。 (5) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話番号 044-200-2091
入札日時等	令和2年11月26日11時00分（川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 備蓄食料品（アルファ化米）の購入
	履行場所 殿町小学校（川崎区殿町1-17-19）他51箇所
	履行期限 令和3年3月31日
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「食料品」種目「食料品」に登録されており、A又はBの等級に格付されていること。 (4) 平成22年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること、または、この物品に係るメーカー、販売代理店の引受証明を受けていること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。 (5) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話番号 044-200-2091
入札日時等	令和2年11月26日11時00分（川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第812号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月16日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 京急川崎駅周辺地区都市基盤詳細設計他検討業務委託
	履行場所 川崎市川崎区駅前本町地内他
	履行期限 令和3年3月15日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」に登録されている者。

参加資格	(4) 平成17年4月1日以降に「駅周辺地区において一年以上の道路切替等（施工ステップ等の作成）を要する道路詳細等設計業務委託」の履行完了実績を有していること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、アとイは兼務できない。 ア 管理技術者は、技術士（建設部門：道路又は土質基礎）又はRCCM（道路又は土質基礎部門）のいずれかの資格を有し、(4)の実績を有する者であること。 イ 照査技術者は、技術士（建設部門：道路又は土質基礎）の資格を有する者であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和2年11月17日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 麻生区内都市計画道路野川柿生線道路詳細設計委託
	履行場所 川崎市麻生区王禅寺766番地先
	履行期限 令和3年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者。 (4) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、アとイは兼務できない。 ア 主任技術者は、技術士（建設部門：道路）の資格を有する者であること。 イ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：道路または建設部門：道路）、もしくはRCCMの「道路」部門のいずれかの資格を有する者であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和2年11月17日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第813号

次の表の左欄に記載する者に対する上尾都市計画事業伊奈町中部特定土地区画整理事業施行者伊奈町が発した土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項に基づく換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないため、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、書類の送付に代えて、その内容が次の掲示場所に掲示されている。

令和2年10月16日

川崎市長 福田 紀彦

1 書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

書類の送付を受けるべき者	判明している最後の住所
氏 名	
岡田 喜七 相続人 岡田 和政	川崎市川崎区堀之内町5番地18 森川ビル3F

2 通知の内容が掲示されている場所
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9493番地にある掲示板

川崎市公告第814号

道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

令和2年10月19日

川崎市長 福田紀彦

道路事業の名称	都市計画道路菅早野線（白山工区）
指定区間の地名・地番	麻生区下麻生2丁目952番2、953番3、953番4、954番3、955番2、956番2、962番2、963番2、964番2、971番2、972番2、972番12、972番13、972番14、977番2、978番2、978番3、978番58、981番2、982番2、985番2、986番2、987番2、991番2、993番2、994番2、995番2、997番2、999番2、1000番2、1001番2、1003番2、1003番12、1004番2、1005番2、1064番3、1065番2、1066番2、1067番2、1069番4、1070番3、1071番2、1075番2、1075番3、1076番2、1077番3、1090番3、3054番の各一部、1001番4 別図参照
幅員・延長	16.00m × 35.00m
指定番号及び年月日	川崎市指令ま建指第504号 令和2年10月19日

川崎市公告第815号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月19日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	市道砂子19号線道路補修（ショッピングモール）工事
	履行場所	川崎市川崎区駅前本町5番地先
	履行期限	契約の日から令和3年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年11月2日17時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	市道境町7号線道路補修(打換)工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区大島1丁目4番地先他2箇所
	履 行 期 限	契約の日から100日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(7) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年11月2日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	宮前平駅周辺自転車等駐車場第2施設補修工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区土橋1丁目1番地先
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。</p>	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年11月2日13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	市道小倉18号線道路擁壁補修工事
	履行場所	川崎市幸区小倉3丁目1番地先
	履行期限	契約の日から令和3年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「とび・土工」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年11月2日13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	市道細山59号線道路補修（L型側溝）工事
	履行場所	川崎市麻生区細山5丁目18番地先他1箇所
	履行期限	契約の日から令和3年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「D」で登録されていること。	

参加資格	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年11月4日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	市道富士見鶴見駅線舗装道補修(切削)工事
	履行場所	川崎市川崎区旭町2丁目2番地先他1箇所
	履行期限	契約の日から110日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年11月4日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件7)

競争入札に付する事項	件名	中原区内主要地方道幸多摩線舗装道補修(切削その2)工事
	履行場所	川崎市中原区上平間550番地先
	履行期限	契約の日から令和3年3月31日まで

参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年11月4日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

川崎市公告第816号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年10月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区登戸字己耕地2458番1
ほか1筆
625平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市多摩区登戸2458番地
山村 永美子
- 予定建築物の用途
一戸建ての住宅、長屋、店舗兼住宅
計画戸数：9戸
- 開発許可年月日及び許可番号
令和2年7月30日
川崎市指令 宅審(イ)第43号

令和2年9月24日

川崎市指令 宅審(イ)第62号(変更)

川崎市公告第817号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年10月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区王禅寺西七丁目1895番1
ほか1筆
1,189平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市多摩区長尾四丁目5番3号
株式会社 コスモエステート
代表取締役 鈴木 彬道
- 予定建築物の用途
一戸建ての住宅

計画戸数：10戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和2年3月16日

川崎市指令 ま宅審(イ)第126号

川崎市公告第818号

指定管理者の公募について次の通り公告します。

令和2年10月20日

川崎市長 福田紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名称	川崎市アートセンター
所在地	川崎市麻生区万福寺6丁目7番1号

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 事業に関する業務
- (2) 施設の運営に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 物品等管理業務
- (5) 修繕業務及び修繕計画に関する業務
- (6) 建築基準法第12条に定めのある報告・検査に関すること
- (7) その他施設の管理運営のために必要な業務

3 指定予定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

4 応募の方法

- (1) 応募書類の提出場所
川崎市市民文化局市民文化振興室
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル9階
電話 044-200-2433
- (2) 提出書類
ア 指定管理者応募書
イ 指定予定期間に属する令和4年度から令和8年度までのアートセンターの指定管理に係る各年度の事業計画書、収支予算書及び経費見積書
ウ 法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
エ 平成29年度、平成30年度及び令和元年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書(又は収支計算書)。ただし、応募の日に属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。
オ 令和元年度及び令和2年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
カ 法人にあつては、法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の納税証明書(過去2年分)(応募の日に属する事業年度に設立された法人等にあ

つては不要)

- キ 役員名簿及び履歴書
- ク 共同事業体にあつては、共同事業体協定書兼委任状及び共同事業体連絡先一覧(様式4)
- ケ 共同事業体にあつては、基本合意書(損失の負担配分割合・利益の配分割合等のわかるもの)
- コ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- サ 現に行っている業務の概要を記載した書類
- シ 芸術文化に関する事業の実施実績、類似施設の運営実績を記載した書類
- ス 指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書に基づく個人情報の外部提供同意書
- セ 宣誓書(応募資格及び提出書類に偽りのない旨)
- ソ コンプライアンス(法令順守)に関する申告書
- タ その他市長が必要と認める書類
※ ウ〜キ、コ〜タについて、共同事業体にあつては、団体等ごとの書類を提出してください。
- (3) 指定管理応募書等の配布期間
令和2年10月20日(火)〜令和2年11月24日(火)
※ 市ホームページよりダウンロードしてください。
- (4) 応募書類受付期間
令和2年11月16日(月)〜令和2年11月24日(火)(土、日、祝日を除き、午前8時30分から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。)
なお、応募書類の一部は、11月30日(月)までの提出を可能とします。
- (5) 提出方法
持参のみ。郵送等による提出はできません。
- 5 問合せ先
4の(1)と同じ

川崎市公告第819号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月21日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
令和2年度プラスチックケミカルリサイクル実証実施支援委託
- (2) 履行場所
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部
- (3) 履行期間
契約締結日から令和3年3月31日まで
- (4) 委託概要
プラスチックのケミカルリサイクルに関する短期実証事業を行うため必要な支援を行うもの。
- 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 入札期日において、平成31・32年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「調査」、種目「市場調査」及び「その他調査測定」に登録されていること。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (4) 平成30年4月1日以降から令和2年10月1日までの間に、環境省、経済産業省等の官公庁が行うプラスチックリサイクル又は水素に関する実証事業に関する調査、支援業務を行った契約実績が1件以上あること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先
- 入札に参加を希望する者は、次により所定の一般競争入札参加資格確認申請書及び上記2(4)に示す契約実績を確認できる書類(契約書等の写し)を提出しなければなりません。
- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布場所
川崎市ホームページ内「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」(<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/57-1-16-0-0-0-0-0-0-0.html>) 最下段「News & Topics」欄の「令和2年度プラスチックケミカルリサイクル実証実施支援委託に係る入札について」のページからダウンロードすることができます。ダウンロードできない場合は下記(3)の場所で下記(2)の期間に配布します。
 - (2) 配布・提出期間
令和2年10月21日(水)から令和2年10月27日(火)までとします(9時から12時まで及び13時から17時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)。
 - (3) 提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部
電話 044-200-0856
 - (4) 提出方法
郵送又は持参(いずれの場合も、令和2年10月27日(火)17時までに川崎市臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部に到着する必要があります。)
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
- 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録された電子メールアドレスに令和2年10月29日(木)に送付しま

す。

- 5 仕様書等の配布及び質問受付
 - (1) 仕様書等の配布場所
上記3(1)に同じ
 - (2) 配布期間
上記3(2)に同じ
 - (3) 仕様書等に関する質問受付
質問は指定の「質問書」様式に記入し、電子メールで送付してください。
 - ア 質問書の配布場所
上記3(1)に同じ
 - イ 質問受付期間
上記3(2)に同じ
 - ウ 質問書提出方法
電子メールで受け付けます。件名を「プラスチック実証支援委託質問」とし、59jigy@city.kawasaki.jp(川崎市臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部)あてに質問書(印不要、ワードファイルのまま)を送付ください。
 - エ 質問回答
回答は令和2年10月29日(木)までに、一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者全ての上記4の電子メールアドレスに送付します。
- 6 一般競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
 - (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手続等
 - (1) 入札方法
 - ア 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとしません。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10パーセント)を加算した金額をもって契約金額とします。
 - (2) 入札・開札の日時及び場所
 - ア 入札・開札の日時 令和2年11月2日(月)11時00分
 - イ 入札・開札の場所 川崎市役所第3庁舎10階(臨海部国際戦略本部会議室)
 - (3) 入札書の提出方法

入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名が記載された封書に封印し、提出してください。なお、郵送は認められません。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

なお、最低の価格をもって有効な入札を行った者が2人以上あるときは、当該者のくじ引きによって落札者を定めます。この場合において、当該入札参加者は、くじを引くことを辞退することはできません。当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

(6) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。

(7) 再度入札の実施

開札日に予定価格の制限の範囲内の入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされたものは除きます。なお、開札に立ち会わない者は再度入札に参加の意志が無いものとみなします。

(8) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札、及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続き等

(案件1)

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書の作成

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規程」から閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 入札は所定の入札書をもって行います。

(4) 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けたことを示す委任状を提出してください。また、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

(5) 落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(6) 関連情報を入手するための窓口は上記3(3)に同じです。

川崎市公告第820号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月21日

川崎市長 福田紀彦

競争入札に付する事項	件 名	中央卸売市場北部市場量水器交換工事
	履行場所	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号
	履行期限	契約の日から令和3年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市工事請負資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。	

参加資格	(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年11月18日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 多摩消防署栗谷出張所解体撤去工事
	履行場所 川崎市多摩区栗谷3丁目30番8号
	履行期限 契約の日から令和3年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「解体」種目「解体」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 解体工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「解体」)を配置できること。ただし、平成28年5月31日までに主任技術者(業種「とび・土工」)の資格を有する者でも可とします。 (10) 次の(ア)から(イ)のすべての条件を満たす、同一敷地内で1棟からなる建築物の解体工事(部分的な解体工事を除く。)の完工実績(元請に限る。)を平成17年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。 (ア) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物 (イ) 延べ面積500㎡以上の建築物
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年11月18日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	多摩生活環境事業所万年堀改修工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区榊形1丁目14番1号
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月26日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」種目「その他のとび」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年11月13日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	王禅寺処理センター灰クレーン走行レール補修工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区王禅寺1285番地
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月19日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「その他の機械設置」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年11月9日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名 宮前消防署野川出張所外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区西野川2丁目7番8号
	履 行 期 限 契約の日から令和3年3月19日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年11月13日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名 中原消防署小田中出張所外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市中原区上小田中3丁目7番1号
	履 行 期 限 契約の日から令和3年3月19日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p>

参加資格	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年11月13日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第821号

次の公園墓地管理手数料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第4項で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月22日

川崎市長 福田 紀彦

年度	手数料種別	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和2年度	公園墓地管理手数料	令和2年度分	令和2年11月2日	計843件

(別紙省略)

川崎市公告第822号

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例(令和元年川崎市条例第35号)第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年10月22日

川崎市長 福田 紀彦

1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識

インターネット上の短文投稿サイト「Twitter」へ、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、特定の市民等を対象とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

- (1) 早く祖国へ帰れという趣旨の記載をした表現
- (2) 日本に寄生して日本を滅ぼす者として、日本から排除するという趣旨の記載をした表現
- 2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要
上記1(1)及び(2)に記載のとおり
- 3 拡散を防止するために講じた措置
上記1(1)及び(2)の表現を含む投稿について、「Twitter」を運営するTwitter社の日本法人Twitter Japan株式会社に投稿の削除を要請した。
- 4 拡散を防止する措置を講じた年月日
令和2年10月21日
- 5 その他
(1) 上記1(1)及び(2)の表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。
(2) 公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。

川崎市公告第823号

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例(令和元年川崎市条例第35号)第7条の規定に基づき、インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨等を次のとおり公表する。

令和2年10月22日

川崎市長 福田 紀彦

1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識

インターネット上の短文投稿サイト「Twitter」へ、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、特定の市民等を対象とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

な差別的言動に該当する。

- (1) 本格的に始末する必要があるという趣旨の記載をした表現
- (2) 祖国へお帰り下さいという趣旨の記載をした表現
- (3) 日本から出て行けという趣旨の記載をした表現
- (4) 自分の国に帰れという趣旨の記載をした表現
- (5) 昆虫にたとえる表現
- (6) 早く日本から出ていけという趣旨の記載をした表現
- (7) 早く自分達の国に帰れという趣旨の記載をした表現

2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要
上記1(1)から(7)までに記載のとおり

3 その他

- (1) 上記1(1)から(7)までの表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。
- (2) 公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。

川崎市公告第824号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和2年10月22日

川崎市長 福田 紀彦

1 各筆明細

利用権を設定する土地			利用権を設定する者		設定する利用権						利用権の設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係	
所在	現況 地目	面積 (㎡)	氏名 又は名称	住所	利用権 の種類	利用権 の内容	始期	終期	借債 (年額)	借債の支払 方法	氏名 又は名称	住所		
麻生区岡上 字池ノ谷戸837 字池ノ谷戸936	畑	1,045	海老沢妙子	川崎市麻生区岡上238	賃借権	普通畑	令和2年 12月1日	令和4年 11月30日	円 14,000	毎年11月末日 までに貸手の 口座に振込 む。	農地所有適格法人 株式会社 クロバニー 代表取締役 栗村 昌昭	茨城県かすみがう ら市上佐谷803	賃貸借	
	畑	2,100												
麻生区黒川 字広町1798 字広町1800	畑	236	立川 光芳	川崎市麻生区黒川287	賃借権	普通畑 田	令和2年 11月1日	令和5年 4月30日	円 10,000	毎年5月1日ま でに現金で支 払う	越畑 幸作	川崎市麻生区 黒川549	賃貸借	
	田	220												

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条（明治29年法律第89号）によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

2-2 特記事項

(1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第3の5の(2)に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年9月、川崎市）第5-3-3(3)農用地利用集積計画の取消し等に

よるものとする。

(2) 農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合に、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況

についての報告を市長にしなければならない。

川崎市公告第825号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月23日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件 名	警防活動用消耗品（空気呼吸器用面体）
	履 行 場 所	消防局総務部施設設備課
	履 行 期 限	令和3年1月29日
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「消防・防災用品」、種目「安全保護具」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(6) この購入（製造）物品について、平成22年4月1日以降に、類似の契約実績があること。 または、この物品に係るメーカー、販売代理店等の引受証明を受けていること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。</p> <p>(7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2092	
入札日時等	令和2年12月3日11時00分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。	

川崎市公告第826号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月23日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件 名	三次元動作分析装置の購入
	履 行 場 所	川崎市川崎区日進町5番地1 2階（理学療法室）
	履 行 期 限	令和3年3月19日
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「医療機器」種目「医療機器」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。</p> <p>(4) 川崎市内に本社を有すること。</p> <p>(5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>	

参加資格	(6) 平成22年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 または、この物品に係るメーカー、販売代理店等の引受証明を受けていること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2093
入札日時等	令和2年12月3日11時00分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。

川崎市公告第827号

道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

令和2年10月23日

川崎市長 福田紀彦

道路事業の名称	都市計画道路野川柿生線(久本工区)
指定区間の地名・地番	高津区久本2丁目155-2、156-2の各一部、155-9、155-10 別図参照
幅員・延長	15.00m × 11.50m
指定番号及び年月日	川崎市指令ま建指第506号 令和2年10月23日

川崎市公告第828号

道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

令和2年10月23日

川崎市長 福田紀彦

道路事業の名称	一般国道409号
指定区間の地名・地番	中原区小杉御殿町2丁目66-5、66-19、66-20、無地番地の各一部 別図参照
幅員・延長	15.50m × 7.0m
指定番号及び年月日	川崎市指令ま建指第505号 令和2年10月23日

川崎市公告第829号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月23日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	中原区内都市計画道路東京丸子横浜線(上丸子跨線部)電線共同溝等 詳細修正設計委託
	履行場所	川崎市中原区新丸子東3丁目地内他
	履行期限	令和3年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。	

参加資格	(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者。 (4) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、アとイは兼務できない。 ア 管理技術者は、技術士（建設部門：道路）又はRCCMの「道路」部門のいずれかの資格を有する者であること。 イ 照査技術者は、技術士（建設部門：道路）又はRCCMの「道路」部門のいずれかの資格を有する者であること。 (5) 担当技術者は、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）の資格を有する者であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和2年11月24日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	浮島つり園調査・補修検討委託
	履行場所	川崎市川崎区浮島町地先
	履行期限	令和3年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「港湾及び空港部門」で登録されている者。 (4) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、アとイは兼務できない。 ア 管理技術者は、技術士（建設部門：港湾及び空港）、技術士（総合技術監理部門：建設－港湾及び空港）、RCCMの「港湾及び空港」部門のいずれかの資格を有する者であること。 イ 照査技術者は、技術士（建設部門：港湾及び空港）、技術士（総合技術監理部門：建設－港湾及び空港）、RCCMの「港湾及び空港」部門のいずれかの資格を有する者であること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年11月24日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	宮崎台駅周辺自転車等駐車場第2施設整備詳細設計委託
	履行場所	川崎市宮前区宮崎2丁目2番地先
	履行期限	令和3年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。	

参加資格	<p>(4) 現場代理人は、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）又はRCCMの「鋼構造及びコンクリート」部門のいずれかの資格を有する者を配置できること。</p> <p>(5) 主任技術者は、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）又はRCCMの「鋼構造及びコンクリート」部門のいずれかの資格を有する者を配置できること。</p> <p>(6) 担当技術者として次の要件を満たす者を配置できること。1人でアとイの資格を有している場合は1人の従事者でよいこととする。</p> <p>ア 技術士（上下水道部門：下水道）又はRCCMの「下水道」部門のいずれかの資格を有する者又は本案件と同種の履行実績を有する者であること。</p> <p>イ 技術士（建設部門：道路）又はRCCMの「道路」部門のいずれかの資格を有する者又は本案件と同種の履行実績を有する者であること。</p> <p>(7) 照査技術者として次の要件を満たす者を配置できること。1人でアとイの資格を有している場合は1人の従事者でよいこととする。</p> <p>ア 技術士（上下水道部門：下水道）又はRCCMの「下水道」部門のいずれかの資格を有する者又は本案件と同種の履行実績を有する者であること。</p> <p>イ 技術士（建設部門：道路）又はRCCMの「道路」部門のいずれかの資格を有する者又は本案件と同種の履行実績を有する者であること。</p> <p>※(4)(5)(6)は兼務できるものとします。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和2年11月24日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第830号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年10月23日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区上麻生五丁目1126番9
ほか3筆の一部
998平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市西区南軽井沢5-1
株式会社あさひハウジングセンター
代表取締役 香山 裕司
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：6戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成30年12月12日
川崎市指令 ま宅審（イ）第131号

令和2年3月31日

川崎市指令 ま宅審（イ）第138号（変更）

川崎市公告第831号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月26日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務件名
川崎市公文書館受変電設備長寿命化整備業務委託
 - (2) 履行場所
川崎市中原区宮内4丁目1番1号 川崎市公文書館
 - (3) 履行期間
契約日から令和3年3月31日まで
 - (4) 業務概要
川崎市公文書館に設置されている受変電設備のVCB、変圧器、コンデンサ等の部品交換及び試運転調整等を行う。
- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満

たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に記載されていること。
- (3) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。
- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや工事实績一覧表等)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒170-0013

川崎市中原区宮内4丁目1番1号

総務企画局情報管理部公文書館

電話044-733-3933(直通)

FAX 044-733-2400

E-mail 17koubun@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年10月27日(火)から令和2年11月4日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、月曜日及び国民の休日の休館日を除きます。

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和2年11月10日(火)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。

(2) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 17koubun@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-733-2400

(3) 質問受付期間

持参の場合、令和2年11月10日(火)から令和2年11月17日(火)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、月曜日及び国民の休日の休館日を除きます。電子メール及びFAXの場合、令和2年11月10日(火)の午前9時から令和2年11月17日(火)の午後5時までとします。

(4) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(5) 回答方法

令和2年11月25日(水)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参して

ください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年12月3日（木）午後2時00分

イ 入札場所

川崎市中原区宮内4丁目1番1号

川崎市公文書館会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」の場所で閲覧することができます。

10 特定業務委託契約（公契約対象）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」から「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」をご覧ください。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入力するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第832号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

川崎市民プラザハロン消火設備長寿命化整備業務委託

(2) 履行場所

川崎市高津区新作1丁目19番1号 川崎市民プラザ

(3) 履行期間

契約日から令和3年3月31日まで

(4) 業務概要

川崎市民プラザに設置されているハロン消火設備の機器更新、部品交換及び試運転調整等を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「消火設備保守点検」に記載されていること。

(3) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項による中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写しや工事実績一覧表等）を提出し

てください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階

市民文化局市民生活部企画課

電 話 044-200-2153 (直通)

F A X 044-200-3707

E-mail 25kikaku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年10月26日(月)から令和2年11月4日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格 確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和2年11月6日(金) 午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和2年11月6日(金)から令和2年11月12日(木)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はF A Xによります。

ア 電子メール 25kikaku@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3707

(5) 回答方法

令和2年11月16日(月)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年11月24日(火)午前11時

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階 市民文化局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
 - ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
 - イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。
- (2) 前払金
否
- (3) 契約書作成の要否
必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第833号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 加瀬クリーンセンター脱臭装置吸着剤交換業務委託
- (2) 履行場所 川崎市幸区南加瀬4丁目40番23号
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年1月29日(金)まで
- (4) 業務概要 本仕様書は、加瀬クリーンセンターに設置されている脱臭装置設備の機能保持のために、必要な点検整備業務及び吸着剤(腐植質脱臭剤)交換業務の委託内容を示すものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」で登録されている者。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁において、脱臭装置吸着剤交換業務の契約実績を有すること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)の契約実績を確認できる書類を提出してください。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課
電話 044-200-2587(直通)
※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
令和2年10月26日(月)から令和2年11月2日(月)9時から17時まで
(土、日及び12時から13時は除く)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします)
- (4) 提出書類

- ア 上記2(4)の実績を確認できる書類等の写し(契約書の写し等)
- イ 再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を令和2年11月10日(火)に交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)と同じ
- (2) 交付日時 令和2年11月10日(火)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日

令和2年11月10日(火)から令和2年11月12日(木)9時から17時まで(12時から13時は除く)

(2) 質問書の様式

「質問書」の様式は、仕様書と併せて交付いたします。

(3) 質問受付方法

持参または電子メール、FAXによります。

ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3923

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

令和2年11月16日(月)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和2年11月19日(木)11時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 要(10%)

※ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は

免除いたします。

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第834号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 浮島埋立事業所計装機器保守点検業務委託

(2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町523番地1

(3) 履行期間 契約日から令和3年3月19日まで

(4) 業務概要 浮島埋立事業所に設置されている計装機器の機能を正常に維持するために必要な保守点検を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に記載されていること。

(4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の計装機器保守点検業務の契約実績を有すること。

(5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書等閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札

参加申込書及び上記2(4)に関する書類を提出してください。

(1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎16階

環境局施設部処理計画課 担当 小林、小澤
電話 044-200-2587(直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間
令和2年10月26日(月)から令和2年11月2日(月)9時から17時まで(土曜日、日曜日及び12時から13時の間は除く。)

(3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

イ 上記2(5)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和2年11月9日(月)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 令和2年11月9日(月)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和2年11月9日(月)から令和2年11月11日(水)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3923

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

令和2年11月18日(水)

全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加

資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和2年11月24日(火)
10時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第835号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 王禅寺処理センター脱臭装置吸着剤交換業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
- (3) 履行期間 契約日から令和3年2月26日(金)まで
- (4) 業務概要 王禅寺処理センターに設置されている脱臭装置の機能を正常に維持するために必要な吸着剤の交換及び臭気測定等業務

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」に記載されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、脱臭装置吸着剤交換業務の契約実績を有すること。ただし、民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)の契約実績を確認できる書類を提出してください。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
〒215-0013
川崎市麻生区王禅寺1285番地 王禅寺処理センター
技術係 金子、菊池、吉垣
電 話 044-966-6135
F A X 044-951-0314
※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
令和2年10月26日(月)から令和2年11月2日(月)9時から17時まで
(日曜日及び12時から13時の間は除く)

(3) 提出方法

持参(持参以外は無効とする)

(4) 提出書類

ア 上記2(4)の実績を確認できる書類等の写し(契約書の写し等)

イ 再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和2年11月11日(水)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和2年11月11日(水)9時から17時まで(12時から13時の間は除く)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和2年11月11日(水)から令和2年11月17日(火)9時から17時まで
(持参する場合、日曜日及び12時から13時の間は除く)

(2) 質問書の様式

配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

ア 電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-951-0314

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

令和2年11月20日(金)に全社に文書(電子メールまたはF A X)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和2年11月25日(水)10時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地 王禅寺処理センター

3階会議室

- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とする)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 要(10%)
※ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除いたします。
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。(https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第836号

入札公告(役務)

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
し尿中継輸送・下水投入施設水中カッターポンプ点検整備業務委託
- (2) 履行場所
宮前生活環境事業所し尿中継輸送・下水投入施設(川崎市宮前区宮崎172番地)
- (3) 履行期間
契約締結日から令和3年3月22日まで
- (4) 業務概要

宮前生活環境事業所し尿中継輸送・下水投入施設に設置されている水中カッターポンプの機能を正常に維持するために必要な切刃の交換及びポンプ等の点検整備業務

2 参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条に規定する資格停止期間中でないこと。(地方自治法施行令第167条の4参照)
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に記載されていること。
- (4) 過去2年間(平成30・31年度)に、本市又は他官公庁において、し尿・汚泥処理関連施設の水中カッターポンプ点検整備業務の契約実績を有し、かつ業務完了実績を有すること。

3 競争入札参加申込書の配布・提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)を確認できる書類を提出してください。

- (1) 配布・提出、仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市役所第3庁舎16階
環境局生活環境部収集計画課
し尿・浄化槽担当 財原
川崎市川崎区東田町5番地4
電話044-200-2585(直通)
- (2) 配布・提出、閲覧期間
令和2年10月26日(月)から令和2年10月30日(金)まで
9時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分までの間は除く)

(3) 提出方法

持参(持参以外は無効とします)

4 確認通知書・質問書及び仕様書等の交付

競争入札参加申込書を提出し、参加資格があると認められた者には、確認通知書・質問書及び仕様書等を令和2年11月9日(月)に交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり交付しますので受け取りに来てください。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年11月9日(月)

9時00分から16時00分まで(12時00分から13時00分までの間は除く)

5 参加資格の喪失

参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

6 委託内容に関する質問

(1) 質問受付期間

令和2年11月9日(月)から令和2年11月16日(月)まで

9時00分から17時00分まで

(土曜日、日曜日及び12時00分から13時00分までの間は除く)

(2) 質問の様式

確認通知書交付時に配布する「質問書」により提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メール及びFAXとします。なお、送信後は必ず確認のため電話連絡をしてください。

電子メールアドレス 30syusyu@city.kawasaki.jp

FAX番号 044-200-3923

電話番号 044-200-2585

(4) 回答方法

令和2年11月18日(水) 全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時

令和2年11月30日(月) 10時00分

(3) 入札・開札の場所

川崎市役所第3庁舎15階

第1会議室(川崎市川崎区東田町5番地4)

(4) 入札保証金

免除

(5) 入札書の提出方法

持参(持参以外は無効とします)

(6) 落札者の決定

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は調査を行う場合があります。

(7) 入札書の記載金額

入札に際しては「川崎市競争入札参加者心得」第

3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(8) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書の作成

要

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市公式ホームページ内の「入札情報かわさき」、「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第837号

入札公告(役務)

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

し尿中継輸送・下水投入施設脱臭剤交換及び送風機等点検整備業務委託

(2) 履行場所

宮前生活環境事業所し尿中継輸送・下水投入施設(川崎市宮前区宮崎172番地)

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年3月22日まで

(4) 業務概要

宮前生活環境事業所し尿中継輸送・下水投入施設に設置されている脱臭設備を維持管理するための脱臭剤の交換及び送風機等の点検整備業務

2 参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条に規定する資格停止期間中でないこと。(地方自治法施行令第167条の4参照)

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」に登載されていること。

(4) 過去2年間(平成30・31年度)に、本市又は他官公庁において、し尿・汚泥処理関連施設の脱臭剤交換業務及び脱臭設備点検業務の契約実績を有し、かつ業務完了実績を有すること。

3 競争入札参加申込書の配布・提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)を確認できる書類を提出してください。

(1) 配布・提出、仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

川崎市役所第3庁舎16階
環境局生活環境部収集計画課
し尿・浄化槽担当 財原
川崎市川崎区東田町5番地4
電話044-200-2585(直通)

(2) 配布・提出、閲覧期間

令和2年10月26日(月)から令和2年10月30日(金)まで
9時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分までの間は除く)

(3) 提出方法

持参(持参以外は無効とします)

4 確認通知書・質問書及び仕様書等の交付

競争入札参加申込書を提出し、参加資格があると認められた者には、確認通知書・質問書及び仕様書等を令和2年11月9日(月)に交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり交付しますので受け取りに来てください。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年11月9日(月)
9時00分から16時00分まで(12時00分から13時00分までの間は除く)

5 参加資格の喪失

参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

6 委託内容に関する質問

(1) 質問受付期間

令和2年11月9日(月)から令和2年11月16日(月)まで
9時00分から17時00分まで(土曜日、日曜日及び12時00分から13時00分までの間は除く)

(2) 質問の様式

確認通知書交付時に配布する「質問書」により提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メール及びFAXとします。なお、送信後は必ず確認のため電話連絡をしてください。

電子メールアドレス 30syusyu@city.kawasaki.jp

FAX番号 044-200-3923

電話番号 044-200-2585

(4) 回答方法

令和2年11月18日(水) 全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時

令和2年11月30日(月) 11時00分

(3) 入札・開札の場所

川崎市役所第3庁舎15階
第1会議室(川崎市川崎区東田町5番地4)

(4) 入札保証金

免除

(5) 入札書の提出方法

持参(持参以外は無効とします)

(6) 落札者の決定

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は調査を行う場合があります。

(7) 入札書の記載金額

入札に際しては「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(8) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金

の納付に代えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 契約書の作成

要

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市公式ホームページ内の「入札情報かわさき」、「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第838号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

川崎市PPPプラットフォーム等運営支援等業務委託

(2) 履行場所

川崎市役所

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 業務概要

先進的な事例の紹介や民間企業との情報交換等を通じて、「庁内検討における川崎市の判断を後押しするための民間との意見交換・対話の場」と「PPP/PFI(民間活用)事業への地域企業の参画を促す場」を創出し、今後の川崎市におけるPPP/PFI事業の促進を図ることを目的に、川崎市PPPプラットフォーム(以下、PFという。)を開催している。

本年度においては、コロナ禍において、会場に人を集めずに効果的な民間事業者への研修等を行うため、オンラインによる勉強会等を開催する。

また、市職員のPPP/PFI事業への理解を深め、本市の事業へつなげることを目的に、PPPアクションセミナー(以下、ASという。)、PPPアドバイザリー業務を実施する。

本業務は、PF(勉強会)開催の準備、運営等を円滑にかつ効果的に進めるため、また効果的なASを実施するため、業務委託を行うものである。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」種目「市場調査」に記載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 平成27年度以降で、本市又は他官公庁においてPPP/PFI事業に係る類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、契約実績を証する契約書の写しを提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

[住所等] 川崎市川崎区宮本町1番地川崎市役所第3庁舎11階

[担当課] 総務企画局行政改革マネジメント推進室
電 話 044-200-0130(直通)

F A X 044-200-0622

E-mail 17manage@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年10月26日(月)から11月2日(月)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土日祝日を除く)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和2年11月4日(水) 午前9時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先と同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先と同じ。

(2) 質問受付期間

令和2年11月4日(水)から11月9日(月)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 17manage@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-0622

(5) 回答方法

令和2年11月11日(水)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年11月18日(水) 午後2時00分

イ 入札場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎5階 総務企画局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第839号

入札公告(役務)

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 資源物とごみの分け方・出し方作製等

業務委託

- (2) 履行場所 環境局生活環境部減量推進課ほか4か所
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月17日まで
- (4) 業務内容
「資源物とごみの分け方・出し方」の作製等に関する業務内容は、次のとおりとする。
「資源物とごみの分け方・出し方」の作製及び納入に関する業務
- 2 競争参加資格
入札に参加を希望するものは、次の条件を満たしていなければならない。
- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成31・32年度川崎市競争参加資格審査申請書により、業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「印刷物のデザイン」に登録していること。
- (3) 過去5年間に、本委託業務と同等の契約実績を有していること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争入札参加申込書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければならない。
- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所第3庁舎16階
川崎市環境局生活環境部減量推進課普及広報係
今村
電 話 044-200-2580
F A X 044-200-3923
メール 30genryo@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和2年10月27日から令和2年11月2日
(土・日及び休日を除く毎日9時から17時まで
(12時から13時までを除く。))
- (3) 提出方法
持参
- 4 業務仕様書類の閲覧
次により業務仕様書類を閲覧することができます。
- (1) 閲覧場所 上記3(1)に同じ
- (2) 閲覧期間 上記3(2)に同じ
- 5 競争参加資格確認通知書の交付
競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。また、競争参加資格があると認めた者には、入札説明書及び仕様書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、令和2年11月6日に電子メールで配信します。電子メ

- ールアドレスを登録していない場合は、次の期間に受け取りに来ること。
- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和2年11月6日
10時から17時まで(12時から13時までを除く。)
- 6 競争参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 仕様・入札に関する問い合わせ先
- (1) 問い合わせ場所
上記3(1)と同じ。
- (2) 問い合わせ期間
令和2年11月9日から令和2年11月13日
(10時から17時まで(12時から13時までを除く。))
- (3) 問い合わせ方法
入札説明書に添付の「質問書」に必要事項を記入し、3(1)の場所に提出してください。
- (4) 質問受け付け方法
持参、電子メールによる。
アドレス 30genryo@city.kawasaki.jp
- (5) 回答方法
令和2年11月17日までに一般競争入札参加資格通知書の交付を受けた者へ文書(電子メールまたはFAX)で送付します。なお、一般競争入札資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答しません。
- 8 入札手続等
- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとする。
- (2) 入札の日時 令和2年11月19日 午前10時00分
- (3) 入札の場所 川崎市役所第3庁舎16階環境局会議室
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 開札の日時 上記8(2)に同じ
- (6) 開札の場所 上記8(3)に同じ
- (7) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。
- (8) 入札の無効 「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、これを無効とし

ます。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書の作成 要
- (4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)で閲覧できます。

10 その他

- (1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第840号

入札公告(役務)

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 社会科副読本「くらしとごみ」作製等業務委託
- (2) 履行場所 環境局生活環境部減量推進課ほか市内小学校等127か所
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月22日まで
- (4) 業務内容 「社会科副読本「くらしとごみ」(以下「くらしとごみ」という。)及び「社会科副読本「指導用手引」(以下「手引き」という。)の作製及び納入に関する業務

2 競争参加資格

入札に参加を希望するものは、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成31・32年度川崎市競争参加資格審査申請書により、業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「印刷物のデザイン」に登録していること。
- (3) 過去5年間に、本委託業務と同等の契約実績を有していること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければならない。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎16階

川崎市環境局生活環境部減量推進課普及広報係
加藤

電話 044-200-2580

FAX 044-200-3923

メール 30genryo@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年10月27日から令和2年11月2日

(土・日及び休日を除く毎日9時からから17時まで(12時から13時までは除く。))

(3) 提出方法

持参

4 業務仕様書類の閲覧及びデータの貸出

次により業務仕様書類を閲覧することができます。

(1) 閲覧場所 上記3(1)に同じ

(2) 閲覧期間 上記3(2)に同じ

5 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。また、競争参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業務名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、令和2年11月6日に電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次の期間に受け取りに来ること。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 令和2年11月6日

10時から17時まで(12時から13時までは除く。)

6 競争参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 仕様・入札に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所

上記3(1)と同じ。

(2) 問い合わせ期間

令和2年11月9日から令和2年11月13日

(毎日10時から17時まで(12時から13時までは除く。))

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」に必要事項を記入し、3(1)の場所に提出してください。

(4) 質問受け付け方法

持参、電子メールによる。

アドレス 30genryo@city.kawasaki.jp

(5) 回答方法

令和2年11月17日までに一般競争入札参加資格通知書の交付を受けた者へ文書（電子メールまたはFAX）で送付します。なお、一般競争入札資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答しません。

8 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとする。
- (2) 入札の日時 令和2年11月19日 午前10時30分
- (3) 入札の場所 川崎市役所第3庁舎16階環境局会議室
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 開札の日時 上記8(2)に同じ
- (6) 開札の場所 上記8(3)に同じ
- (7) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。
- (8) 入札の無効 「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書の作成 要
- (4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)で閲覧できます。

10 その他

- (1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第841号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月26日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市納税お知らせセンター管理運営業務

- (2) 履行場所 川崎市納税お知らせセンター
(川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル3階)
- (3) 履行期間 契約締結日から令和4年12月28日まで
- (4) 業務概要 市税の未納者に対する納税の呼びかけ業務
詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 国、都道府県又は政令指定都市において本業務と同様の内容の業務受託実績があること。
- (4) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の規格を取得していること。
- (5) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種99「その他業務」、種目99「その他」に登録されていること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

財政局税務部税制課 担当：児玉・小林

電 話：044-200-2190（直通）

FAX：044-200-3906

E-mail：23zeisei@city.kawasaki.jp

(2) 配布及び提出期間

令和2年10月26日（月）から令和2年11月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(3) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(3)を証明する契約書等の写し

ウ 上記2(4)を証明する書類の写し

上記ア以外の書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。

(4) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会
上記3により、競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ。

(2) 通知書交付日

令和2年11月11日(水)

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。「入札情報かわさき」－「入札情報」の「委託」－「入札公表・財政局」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格者業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル8階

財政局収納対策部収納対策課 担当：稗田

電話：044-200-2226(直通)

FAX：044-200-3909

E-mail：23syunou@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和2年11月11日(水)から令和2年11月13日(金)午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和2年11月18日(水)午後5時までに、競争入札参加資格があると認めた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

入札金額は本委託業務に係る委託経費(履行期間における総額)(消費税及び地方消費税を含まない)で行います。また、金額の算定にあたっては、業務構築費、システム費、人件費、一般管理費、経常経費、その他仕様書で特に定めるものを除く呼びかけ業務に要する費用すべてを考慮して算出してください。

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 提出日時

令和2年11月30日(月) 午後2時00分

イ 提出場所

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル4階会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

上記(2)アに同じ。

(5) 開札の場所

上記(2)イに同じ。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 費用内訳明細表

落札者は契約締結までに、本委託にかかる落札額の内訳を提示すること(様式自由)。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

川崎市公告第842号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 件 名

令和2年度多摩区ガイドマップ作成業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和3年2月15日まで

3 履行場所

多摩区総合庁舎、その他多摩区内で必要な場所

4 業務概要

多摩区ガイドマップを最新の情報に更新し、発行します。市外からの転入者向け及び来訪者向けとして、区の縮尺地図と市の施設情報の他、避難所一覧などの防災情報やバス路線図や民間施設等の生活情報、区の取組や見どころ、観光スポット、イベントカレンダー等を紹介することで、多摩区の魅力や、多摩区での生活に役立つ地域情報を提供し、転入者等の新しい暮らしでの不安を軽減します。とともに、区への愛着を育み、また観光推進の一助とすることが目的です。

5 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「99その他業務」の内、種目「09印刷物のデザイン」で登録している者
- (4) 全区域レベルでの地図調製、且つデザイン・レイアウトの対応が可能で事業目的・趣旨等を理解し、確実に事業を履行でき、これらを全て誠実に履行した実績を有すること。

6 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」または、次の配布・提出場所において一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により所定の一般競争入札参加資格確認申請書を持参または郵送により提出してください。

入札参加資格を証する書類は、上記5-(4)について、実績等を記載したものです。(書式自由)

・「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

なお、入札説明会は実施しません。

(1) 配布・提出先

〒214-8570

川崎市多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎10階
多摩区役所まちづくり推進部地域振興課

電 話 044-935-3148

F A X 044-935-3391

電子メール 71tisin@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年10月26日(月)午前8時30分から11月4日(水)午後5時まで(ただし土曜日、日曜日、祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参または郵送

7 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所 6(1)に同じ

(2) 日時 11月6日(金)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録した場合は、同日中までに電子メールで配信されます。

8 問い合わせ

(1) 問い合わせ先

6(1)に同じ

(2) 質問受付期間

10月26日(月)から11月6日(金)までの午前8時30分から午後5時まで及び11月9日(月)の午前8時30分から正午までとします。ただし、閉庁日(土曜日、日曜日及び祝日)並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール

(5) 回答方法

11月13日(金)午後5時まで一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メールにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては、回答しません。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記5の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

10 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 11月18日(水)午前10時

イ 入札場所 〒214-8570
川崎市多摩区登戸1775番地1
多摩区総合庁舎6階601会議室

(3) 入札書の提出方法 持参とします。

(4) 入札保証金 免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

11 契約手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否 必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(URLは6に記載)及び「6(1)配布・提出先」で閲覧することができます。

12 その他

関連情報を入手するための窓口は、「6(1)配布・提出先」と同じ。

川崎市公告第843号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 川崎市スマートシティ推進支援業務委託
- (2) 履行場所 川崎市内
- (3) 履行期間 契約日から令和3年3月19日(金)まで
- (4) 業務概要

川崎市スマートシティ推進支援に関する業務内容は、次のとおりとします。

ア 脱炭素化を実現した2050年の川崎駅周辺地区像の策定支援

イ 川崎駅周辺地区スマートコミュニティ事業委員会の開催・運営支援

ウ 川崎市のスマートシティ推進に関する取組への助言・相談対応

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「20調査・測定」種目「99その他の調査・測定」で登録されていること。
- (4) 過去5年間で官公庁・独立行政法人等においてスマートシティの実現やスマートなエネルギーの利用につながる取組の創出に向けた検討業務等に係る契約実績があること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び

問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(4)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎17階
環境局地球環境推進室 郡谷、岩橋
電話 044-200-2088 (直通)
- ※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
令和2年10月26日(月)から令和2年11月2日(月)9時から17時まで
(土曜日、日曜日及び12時から13時の間は除く。)
- (3) 提出方法
持参(持参以外は無効とします。)
- (4) 提出書類
ア 競争入札参加申込書
イ 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し
ウ 上記2(5)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)
- 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付
競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。
なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和2年11月6日(金)に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。
(1) 交付場所 上記3(1)に同じ
(2) 交付日時 令和2年11月6日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- 5 質問書の受付・回答
(1) 質問受付日
令和2年11月6日(金)から令和2年11月13日(金)
9時から17時まで(土曜日、日曜日、祝日及び12時から13時の間は除く。)
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
ア 電子メール 30tisui@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3921
ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

令和2年11月17日(火)

全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和2年11月24日(火)13時15分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第844号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和2年度年間納付済額お知らせ作成及び圧着業務
- (2) 履行場所 健康福祉局医療保険部医療保険課等
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年2月1日まで
- (4) 調達概要 後期高齢者医療保険料年間納付済額のお知らせ作成、印字及び圧着業務

2 競争参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) ISO/IEC27001の認証を受けている、あるいはプライバシーマークを取得していること。
- (5) 平成29年度から令和元年度に官公庁において類似業務の契約実績があること。
- (6) 「富士通PS5600B」プリンタ装置あるいは同等機種で電算出力すること。
 - ア 富士通株式会社提供「ADJUST」(V11L30以降)を使用できること。
 - イ 外字は、富士通株式会社提供「ADJUST」により文字パターンを提供するので直接ダウンロードできること。
- (7) 入札期日において、当契約に係る成果物の作成等を行う履行(作業)拠点を、3(1)に定める場所から直線距離で片道50km圏内に有すること

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により「一般競争入札参加資格確認申請書」を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所
〒210-0005
川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル12階
川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課
担当 小河
電話 044-200-2111 (代表)
044-200-2655 (直通)
- (2) 配布・提出期間
令和2年10月26日(月)から令和2年11月2日(月)まで

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参とします。

(4) その他

「一般競争入札参加資格確認申請書」提出時に、上記2の(4)及び(5)を証明する書類を添付してください。上記2の(7)履行(作業)拠点は「ア 一般競争入札参加資格確認申請書4履行(作業)拠点所在地」に住所を記載してください。

「一般競争入札参加資格確認申請書」及び「類似の契約実績を証する書面(実績表)」の様式については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

業務の詳細、仕様に関する問い合わせについて記載されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所」において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 競争参加資格確認通知書の交付

「一般競争入札参加資格確認申請書」を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年11月6日(金)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

6 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

7 入札手続等

入札は、単価金額(税抜)を入札金額として行います。また、この金額には業務履行に際して必要となる一切の費用を含め見積もるものとします。

(1) 入札方法

持参による入札

ア 入札書の提出日時

令和2年11月12日(木)午後2時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル
12階会議室

- (2) 入札保証金
免除

- (3) 開札の日時
7(1)アに同じ

- (4) 開札の場所
7(1)イに同じ

- (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効
な入札を行った入札者を落札者としてします。ただし、
著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札
は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金
免除

- (2) 前払金
否

- (3) 契約書作成の要否
要

- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、3(1)で閲覧できます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。
(2) 詳細は、入札説明書によります。

川崎市公告第845号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月26日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 堤根処理センター電気設備保守点検業
務委託
(2) 履行場所 川崎市川崎区堤根52番地
(3) 履行期間 契約日から令和3年2月26日(金)まで
(4) 業務概要 「電気事業法第42条の保安規定」に基
づく電気設備の保守点検業務

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて
満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第

2条の規定に該当しないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。
(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の
業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点
検」に記載されていること。
(4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、
電気設備保守点検業務の契約実績を有すること。た
だし民間実績については、同等の契約実績を有する
こと。
(5) 電気主任技術者を配置できること。
(6) 第1種電気工事士を配置できること。
(7) 業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に
委託しないこと。ただし、一部を再委託する場合は、
3(4)ウに示す書類を提出すること。

3 競争入札参加申込書等の配布、提出、仕様書閲覧及
び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札
参加申込書及び2(4)(5)(6)(7)に関する書類を提出して
ください。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区堤根52番地 堤根処理センター4階
事務所
堤根処理センター技術係 担当 眞鍋、望月
電話 044-541-2047(代表)

※ 競争入札参加申込書及びその他提出書類につい
ては、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」
よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和2年10月26日(月)から令和2年10月30日
(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

- (3) 提出方法 持参又は郵送。ただし、郵送の場合は
申込書の提出締切日までに届くことと
し、不備がないこと。

- (4) 提出書類

- ア 上記2(4)の契約実績を確認できる契約書等の写し
イ 上記2(5)の資格証の写し
ウ 上記2(6)の資格証の写し
エ 上記2(7)の再委託確認書(業務の一部を再委託
する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の
交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格が
あると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等
を令和2年11月6日(金)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際
に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メ
ールで配信します。電子メールアドレスを登録してい

ない場合は、次のとおり受け取りに来てください。
 (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
 (2) 交付日時 令和2年11月6日(金)9時から17時
 まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日
 令和2年11月6日(金)から令和2年11月10日(火)
 9時から17時まで(日曜日及び12時から13時の間
 は除く。)
 (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により
 提出してください。
 (3) 質問受付方法
 ア 電子メール 30tutumi@city.kawasaki.jp
 イ F A X 044-533-4611
 ウ 持参 上記3(1)に同じ
 (4) 回答方法
 令和2年11月12日(木)に文書(電子メールまた
 はF A X)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
 (2) 入札・開札の日時 令和2年11月24日(火)11時
 00分
 (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区堤根52番地
 堤根処理センター5階大会議
 室
 (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とする。)

(5) 入札保証金 免除
 (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
 (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)
 (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除
 (2) 契約書の作成 要
 (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。
 (<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
 (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
 (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第846号

一般競争入札について次のとおり公告します。
 令和2年10月26日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	主要地方道東京大師横浜舗装道補修(切削)工事
	履行場所	川崎市川崎区桜本1丁目14番地先
	履行期限	契約の日から令和3年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。	

参加資格	<p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(11) 監理技術者資格者証(業種「舗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で置く場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年11月20日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	令和2年度登戸土地区画整理事業区画道路6-48号線他道路築造等工事
	履行場所	川崎市多摩区登戸2507番地先他
	履行期限	契約の日から令和3年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	

参 加 資 格	<p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で置く場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年11月20日13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 宮前区内市道尻手黒川線道路修繕（舗装）工事
	履行場所 川崎市宮前区潮見台1番地先
	履行期限 契約の日から令和3年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p>

参加資格	<p>(10) 監理技術者資格者証(業種「舗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で置く場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年11月20日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 高津区内平瀬川浸水対策(護岸改良その2)工事
	履行場所 川崎市高津区久地2丁目3番地先
	履行期限 契約の日から令和3年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で置く場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p> <p>(8) 次の類似工事施工等実績(元請に限る。)を平成17年4月1日以降に有すること。</p> <p>1級河川の護岸改修工事の完工実績。ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年11月20日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	県道扇町川崎停車場舗装道補修(切削)工事
	履行場所	川崎市川崎区浅野町1番地先
	履行期限	契約の日から90日間
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(7) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(8) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。(下記「7 入札参加申込を行う時に必要な書類」を必ずお読みください。)</p> <p>(9) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(10) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(11) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(12) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年11月10日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	日本民家園旧広瀬家広場改修工事
	履行場所	川崎市多摩区枳形7-1-1
	履行期限	契約の日から令和3年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p>	

参加資格	<p>(3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年11月10日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件7)

競争入札に付する事項	件名	小田1丁目中央公園ほかブロック塀等更新工事
	履行場所	川崎市川崎区小田1丁目22-1ほか3箇所
	履行期限	契約の日から令和3年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年11月10日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名	市道梶ヶ谷菅生線(Ⅱ)舗装道補修(打換)工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区土橋4丁目5番地先
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「舗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。なお、本工事に監理技術者補佐を専任で置く場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年11月11日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名	神庭特別緑地保全地区斜面安定整備工事
	履 行 場 所	川崎市高津区蟹ヶ谷97-5ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p>	

参加資格	(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「とび・土工」)を専任で配置できること。当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければならない。 ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年11月11日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件10)

競争入札に付する事項	件 名	藤崎つつじ公園ほかブロック塀等更新工事
	履行場所	川崎市川崎区藤崎3-1-4ほか2箇所
	履行期限	契約の日から令和3年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年11月11日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

川崎市公告第847号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月26日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 宮前区役所及び宮前市民館・図書館既存建物状況調査業務委託
- (2) 履行場所 川崎市宮前区宮前平2丁目20-4及び20-5
- (3) 履行期間 令和3年3月15日限り
- (4) 委託概要 宮前区役所及び宮前市民館・図書館について、経年による劣化状況を把握し、構造等の耐力度を把握するための調査を行い、今後の利活用に向けた検討を行うための資料を作成する。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」に業種「建築設計」種目「構造設計」で登録されていること。
- (4) 次の要件を満たす自社所属の者を管理(主任)技術者として配置できること。

管理技術者は、建築士法(昭和25年 法律202号)による一級建築士とし、公共建築物の耐震診断または耐力度調査業務、劣化調査業務の実務経験を有する者。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び配置予定管理(主任)技術者届(技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。)を提出しなければなりません。

- (1) 配付、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地(第3庁舎5階)

総務企画局公共施設総合調整室

電話:044-200-0755

(一般競争入札参加資格確認申請書及び配置予定管理(主任)技術者届は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

- (2) 配布、提出期間

令和2年10月26日(月)から令和2年11月2日

(月)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

- (3) 提出方法 持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

- (1) 交付・縦覧場所 メールシステムにて送付
- (2) 交付・縦覧期間 申請申込締切日後1週間以内

6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

- (1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町1番地(第3庁舎5階)

総務企画局公共施設総合調整室

電話:044-200-0755

- (2) 受付期間

令和2年11月9日(月)から令和2年11月10日(火)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

- (3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。(川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

- (4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、令和2年11月13日(金)までに文書(電子メール又はFAX)で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年11月17日(火) 午前11時

イ 場所

川崎市川崎区宮本町1番地(第3庁舎5階)
総務企画局会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきの「川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」を御覧ください。

(4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(1) 前払金 否

(2) 契約書の作成 要

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告第848号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月26日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名 川崎市ホール機能を有する施設の最適配置検討業務委託

(2) 履行場所 総務企画局公共施設総合調整室(川崎市川崎区宮本町1番地)

(3) 履行期間 令和3年3月15日限り

(4) 委託概要 当市が提供する対象施設(全16施設)の配置状況、利用状況等に関する資料を踏まえ、その他施設の最適配置を検討する上で必要な資料作成や調査を行い、調査結果等をまとめ、報告書を作成し、提出する。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」に業種「調査・測定」種目「その他の調査・測定」で登録されていること。

(4) 次の要件を満たす自社所属の者を管理(主任)技術者として配置できること。

過去にホールの規模や設置に関する検討や計画策定に関する業務の経験を有する者。また、当該業務を総合的に把握し、かつ調整を行い、担当技術者を指揮監督するとともに、本市からの業務上の依頼に対して、即座に対応が取れる体制にある者。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争

入札参加資格確認申請書及び配置予定管理（主任）技術者届（業務実績を証する資料を添付すること。）を提出しなければなりません。

- (1) 配付、提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地（第3庁舎5階）

総務企画局公共施設総合調整室

電話：044-200-0755

（一般競争入札参加資格確認申請書及び配置予定管理（主任）技術者届は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。）

- (2) 配布、提出期間

令和2年10月26日（月）から令和2年11月2日（月）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

- (3) 提出方法 持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

- (1) 交付・縦覧場所 メールシステムにて送付

- (2) 交付・縦覧期間 申請申込締切日後1週間以内

6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

- (1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町1番地（第3庁舎5階）

総務企画局公共施設総合調整室

電話：044-200-0755

- (2) 受付期間

令和2年11月9日（月）から令和2年11月10日（火）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

- (3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。（川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。）

- (4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、令和2年11月13日（金）までに文書（電子メール又はFAX）で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

- (1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年11月17日（火）午前10時

イ 場所

川崎市川崎区宮本町1番地（第3庁舎5階）

総務企画局会議室

- (2) 入札保証金

免除

- (3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

- (4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

- (5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告第849号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 川崎市立下河原小学校ほか3校校内LAN敷設等業務委託

(2) 履行場所 川崎市立下河原小学校ほか3校

(3) 履行期間 契約締結の日～令和3年2月8日(月)

(4) 委託概要 川崎市立学校において、児童生徒1人1台のパソコン環境および、教育の情報化を推進するための校内LAN設備の敷設を行うものである。

※詳細は仕様書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿にて、次の業種・種目に登載されていること。

業種	種目
99 その他業務	99 その他

(4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。

(5) 過去3年間に、本市又は他官公庁において、同等の規模の類似の業務を受託した実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。民間実績については、同等の契約履行実績を有すること(委託、工事等契約の形態は問わない)。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(1) 配布場所

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室
プロジェクト推進担当

電話 044-200-0753

FAX 044-200-3679

E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

(2) 配布期間

令和2年10月26日(月)～令和2年10月29日(木)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 提出期間

持参の場合：令和2年10月26日(月)～令和2年10月29日(木) 午前9時～正午、午後1時～午後5時

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

郵送(書留郵便に限る)の場合：令和2年10月26日(月)～令和2年10月28日(水) 午後5時必着

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(5)に示した資格に係る契約書の写し

※書類の提出に不備がある場合、無効となること
がありますので御注意ください。

※提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

(5) 提出場所

持参の場合：3(1)の場所に提出。

郵送(書留郵便に限る)の場合：〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室
プロジェクト推進担当 あて

- 4 資料の閲覧 3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加申込書を提出した者には、次に競争参加資格確認通知書をより交付します。
- (1) 交付方法
平成31・32年度「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス（当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXにより送付）
- (2) 日時
令和2年11月4日（水）までに交付
- 6 仕様に関する問合せ
- (1) 問合せ先
3(1)と同じ
- (2) 問合せ方法
「質問書」により、3(1)のFAX又は電子メールアドレス宛てに送付後、電話連絡してください。
※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。
- (3) 問合せ受付期間
令和2年11月5日（木）～令和2年11月6日（金）
午前9時～正午、午後1時～午後5時
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、令和2年11月11日（水）までに、全参加者宛て電子メール又はFAXにて送付します。
- 7 入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び、提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- (1) 入札方法 持参による紙入札
- (2) 入札・開札の日時 令和2年11月18日（水）午後4時
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4第3庁舎11階会議室
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 入札の無効
入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

- (6) 落札者の決定及び参加資格の審査等
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (7) その他
入札手続きの詳細については入札説明書も参照のこと。
- 9 契約手続等
- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 契約金額の10%
ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供（振替債を除く。）、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に変えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。
- (3) 前払金 否
- (4) 議決の要否 否
- (5) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び、川崎市ウェブサイト「入札情報 かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 10 その他
- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。
- (2) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第850号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 川崎市立上丸子小学校ほか2校校内LAN敷設等業務委託
- (2) 履行場所 川崎市立上丸子小学校ほか2校
- (3) 履行期間 契約締結の日～令和3年2月8日（月）
- (4) 委託概要 川崎市立学校において、児童生徒1人1台のパソコン環境および、教育の情報化を推進するための校内LAN設備の敷設を行うものである。
※詳細は仕様書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿にて、次の業種・種目に掲載されていること。

業種	種目
99 その他業務	99 その他

- (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
 - (5) 過去3年間に、本市又は他官公庁において、同等の規模の類似の業務を受託した実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。民間実績については、同等の契約履行実績を有すること(委託、工事等契約の形態は問わない)。
- 3 競争入札参加申込書の配布及び提出
- 一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。
- (1) 配布場所
〒210-0004
川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室
プロジェクト推進担当
電 話 044-200-0753
F A X 044-200-3679
E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp
 - (2) 配布期間
令和2年10月26日(月)～令和2年10月29日(木)
午前9時～正午、午後1時～午後5時
※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
 - (3) 提出期間
持参の場合：令和2年10月26日(月)～令和2年10月29日(木) 午前9時～正午、午後1時～午後5時
※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
郵送(書留郵便に限る)の場合：令和2年10月26日(月)～令和2年10月28日(水) 午後5時必着
 - (4) 提出書類
ア 一般競争入札参加申込書
イ 2(5)に示した資格に係る契約書の写し
※書類の提出に不備がある場合、無効となること

がありますので御注意ください。

※提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

- (5) 提出場所
持参の場合：3(1)の場所に提出。
郵送(書留郵便に限る)の場合：〒210-0004
川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室
プロジェクト推進担当 あて
- 4 資料の閲覧 3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加申込書を提出した者には、次に競争参加資格確認通知書をより交付します。
 - (1) 交付方法
平成31・32年度「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス(当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xにより送付)
 - (2) 日時
令和2年11月4日(水)までに交付
- 6 仕様に関する問合せ
 - (1) 問合せ先
3(1)と同じ
 - (2) 問合せ方法
「質問書」により、3(1)のF A X又は電子メールアドレス宛てに送付後、電話連絡してください。
※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。
 - (3) 問合せ受付期間
令和2年11月5日(木)～令和2年11月6日(金)
午前9時～正午、午後1時～午後5時
 - (4) 回答方法
質問に対する回答は、令和2年11月11日(水)までに、全参加者宛て電子メール又はF A Xにて送付します。
- 7 入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
 - (1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 一般競争入札参加申込書及び、提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
 - (1) 入札方法 持参による紙入札

- (2) 入札・開札の日時 令和2年11月18日(水)午後4時
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4第3庁舎11階会議室
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 入札の無効
入札に参加する資格の無い者が行った入札及び、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。
- (6) 落札者の決定及び参加資格の審査等
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (7) その他
入札手続きの詳細については入札説明書も参照のこと。

9 契約手続等

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 契約金額の10%
ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供(振替債を除く。)、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に変えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。
- (3) 前払金 否
- (4) 議決の要否 否
- (5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び、川崎市ウェブサイト「入札情報 かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。
- (2) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第851号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和2年10月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 川崎市立木月小学校ほか3校校内LAN敷設等業務委託
- (2) 履行場所 川崎市立木月小学校ほか3校
- (3) 履行期間 契約締結の日～令和3年2月8日(月)
- (4) 委託概要 川崎市立学校において、児童生徒1人1台のパソコン環境および、教育の情報化を推進するための校内LAN設備の敷設を行うものである。
※詳細は仕様書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

- この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿にて、次の業種・種目に掲載されていること。

業種	種目
99 その他業務	99 その他

- (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
- (5) 過去3年間に、本市又は他官公庁において、同等の規模の類似の業務を受託した実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。民間実績については、同等の契約履行実績を有すること(委託、工事等契約の形態は問わない)。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

- (1) 配布場所
〒210-0004
川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室
プロジェクト推進担当
電話 044-200-0753
FAX 044-200-3679
E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp
- (2) 配布期間
令和2年10月26日(月)～令和2年10月29日(木)
午前9時～正午、午後1時～午後5時
※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- (3) 提出期間
持参の場合：令和2年10月26日(月)～令和2年

10月29日(木)午前9時～正午、午後1時～午後5時

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

郵送(書留郵便に限る)の場合:令和2年10月26日(月)～令和2年10月28日(水)午後5時必着

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(5)に示した資格に係る契約書の写し

※書類の提出に不備がある場合、無効となること
がありますので御注意ください。

※提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

(5) 提出場所

持参の場合:3(1)の場所に提出。

郵送(書留郵便に限る)の場合:〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室
プロジェクト推進担当 あて

4 資料の閲覧 3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次に競争参加資格確認通知書をより交付します。

(1) 交付方法

平成31・32年度「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス(当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXにより送付)

(2) 日時

令和2年11月4日(水)までに交付

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ方法

「質問書」により、3(1)のFAX又は電子メールアドレス宛てに送付後、電話連絡してください。

※ 郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 問合せ受付期間

令和2年11月5日(木)～令和2年11月6日(金)
午前9時～正午、午後1時～午後5時

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和2年11月11日(水)までに、全参加者宛て電子メール又はFAXにて送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び、提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参による紙入札

(2) 入札・開札の日時 令和2年11月18日(水)午後4時

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4第3庁舎11階会議室

(4) 入札保証金 免除

(5) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

(6) 落札者の決定及び参加資格の審査等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) その他

入札手続の詳細については入札説明書も参照のこと。

9 契約手続等

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金 契約金額の10%

ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供(振替債を除く。)、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に変えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 前払金 否

(4) 議決の要否 否

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び、川崎市ウェブサイト「入札情報 かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(2) 事情により入札を取りやめる場合があります。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第852号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和2年10月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 川崎市立大戸小学校ほか3校校内LAN敷設等業務委託
- (2) 履行場所 川崎市立大戸小学校ほか3校
- (3) 履行期間 契約締結の日～令和3年2月8日(月)
- (4) 委託概要 川崎市立学校において、児童生徒1人1台のパソコン環境および、教育の情報化を推進するための校内LAN設備の敷設を行うものである。
※詳細は仕様書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿にて、次の業種・種目に掲載されていること。

業種	種目
99 その他業務	99 その他

- (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
- (5) 過去3年間に、本市又は他官公庁において、同等の規模の類似の業務を受託した実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。民間実績については、同等の契約履行実績を有すること(委託、工事等契約の形態は問わない)。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(1) 配布場所

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室
プロジェクト推進担当

電話 044-200-0753

FAX 044-200-3679

E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

(2) 配布期間

令和2年10月26日(月)～令和2年10月29日(木)
午前9時～正午、午後1時～午後5時
※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 提出期間

持参の場合：令和2年10月26日(月)～令和2年10月29日(木) 午前9時～正午、午後1時～午後5時

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

郵送(書留郵便に限る)の場合：

令和2年10月26日(月)～令和2年10月28日(水)
午後5時必着

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(5)に示した資格に係る契約書の写し

※書類の提出に不備がある場合、無効となること
がありますので御注意ください。

※提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

(5) 提出場所

持参の場合：3(1)の場所に提出。

郵送(書留郵便に限る)の場合：〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室
プロジェクト推進担当 あて

4 資料の閲覧 3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次に競争参加資格確認通知書をより交付します。

(1) 交付方法

平成31・32年度「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス(当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXにより送付)

(2) 日時

令和2年11月4日(水)までに交付

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ方法

「質問書」により、3(1)のFAX又は電子メールアドレス宛てに送付後、電話連絡してください。

※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウエ

ブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 問合せ受付期間

令和2年11月5日(木)～令和2年11月6日(金)
午前9時～正午、午後1時～午後5時

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和2年11月11日(水)までに、全参加者宛て電子メール又はFAXにて送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び、提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

- (1) 入札方法 持参による紙入札
- (2) 入札・開札の日時 令和2年11月18日(水) 午後4時
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4第3庁舎11階会議室
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

(6) 落札者の決定及び参加資格の審査等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) その他

入札手続きの詳細については入札説明書も参照のこと。

9 契約手続等

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 契約金額の10%

ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供(振替債を除く。)、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に変わることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

- (3) 前払金 否
- (4) 議決の要否 否
- (5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び、川崎市ウェブサイト「入札情報 かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。
- (2) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第853号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和2年10月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 川崎市立子母口小学校ほか3校校内LAN敷設等業務委託
- (2) 履行場所 川崎市立子母口小学校ほか3校
- (3) 履行期間 契約締結の日～令和3年2月8日(月)
- (4) 委託概要 川崎市立学校において、児童生徒1人1台のパソコン環境および、教育の情報化を推進するための校内LAN設備の敷設を行うものである。
※詳細は仕様書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿にて、次の業種・種目に登録されていること。

業種	種目
99 その他業務	99 その他

- (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
- (5) 過去3年間に、本市又は他官公庁において、同等の規模の類似の業務を受託した実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。民間実績については、同等の契約履行実績を有すること(委託、工事等契約の形態は問わない)。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(1) 配布場所

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室
プロジェクト推進担当

電 話 044-200-0753

F A X 044-200-3679

E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

(2) 配布期間

令和2年10月26日(月)～令和2年10月29日(木)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 提出期間

持参の場合：令和2年10月26日(月)～令和2年10月29日(木) 午前9時～正午、午後1時～午後5時

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

郵送(書留郵便に限る)の場合：令和2年10月26日(月)～令和2年10月28日(水) 午後5時必着

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(5)に示した資格に係る契約書の写し

※書類の提出に不備がある場合、無効となること
がありますので御注意ください。

※提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

(5) 提出場所

持参の場合：3(1)の場所に提出。

郵送(書留郵便に限る)の場合：〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室
プロジェクト推進担当 あて

4 資料の閲覧 3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次に競争参加資格確認通知書をより交付します。

(1) 交付方法

平成31・32年度「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス(当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXにより送付)

(2) 日時

令和2年11月4日(水)までに交付

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問合せ方法

「質問書」により、3(1)のFAX又は電子メールアドレス宛てに送付後、電話連絡してください。

※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 問合せ受付期間

令和2年11月5日(木)～令和2年11月6日(金)
午前9時～正午、午後1時～午後5時

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和2年11月11日(水)までに、全参加者宛て電子メール又はFAXにて送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び、提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参による紙入札

(2) 入札・開札の日時 令和2年11月19日(木) 午前10時

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4第3庁舎12階会議室

(4) 入札保証金 免除

(5) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

(6) 落札者の決定及び参加資格の審査等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) その他

入札手続の詳細については入札説明書も参照のこと。

9 契約手続等

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金 契約金額の10%

ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供（振替債を除く。）、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に変えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

- (3) 前払金 否
- (4) 議決の要否 否
- (5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び、川崎市ウェブサイト「入札情報 かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。
- (2) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第854号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市立新作小学校ほか4校校内LAN敷設等業務委託
- (2) 履行場所 川崎市立新作小学校ほか4校
- (3) 履行期間 契約締結の日～令和3年2月8日(月)
- (4) 委託概要 川崎市立学校において、児童生徒1人1台のパソコン環境および、教育の情報化を推進するための校内LAN設備の敷設を行うものである。
※詳細は仕様書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿にて、次の業種・種目に登載されていること。

業種	種目
99 その他業務	99 その他

- (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
- (5) 過去3年間に、本市又は他官公庁において、同等の規模の類似の業務を受託した実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。民間実績については、同等の契約履行実績を有すること（委託、工事等契約の形態は問わない）。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(1) 配布場所

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室
プロジェクト推進担当

電 話 044-200-0753

F A X 044-200-3679

E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

(2) 配布期間

令和2年10月26日(月)～令和2年10月29日(木)
午前9時～正午、午後1時～午後5時

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 提出期間

持参の場合：令和2年10月26日(月)～令和2年10月29日(木) 午前9時～正午、午後1時～午後5時

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

郵送（書留郵便に限る）の場合：令和2年10月26日(月)～令和2年10月28日(水) 午後5時必着

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(5)に示した資格に係る契約書の写し

※書類の提出に不備がある場合、無効となること
がありますので御注意ください。

※提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

(5) 提出場所

持参の場合：3(1)の場所に提出。

郵送（書留郵便に限る）の場合：〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室
プロジェクト推進担当 あて

4 資料の閲覧 3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加申込書を提出した者には、次に競争参加資格確認通知書をより交付します。

(1) 交付方法

平成31・32年度「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス（当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXにより送付）

(2) 日時

令和2年11月4日（水）までに交付

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ方法

「質問書」により、3(1)のFAX又は電子メールアドレス宛てに送付後、電話連絡してください。

※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 問合せ受付期間

令和2年11月5日（木）～令和2年11月6日（金）
午前9時～正午、午後1時～午後5時

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和2年11月11日（水）までに、全参加者宛て電子メール又はFAXにて送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び、提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参による紙入札

(2) 入札・開札の日時 令和2年11月19日（木）午前10時

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4第3庁舎12階会議室

(4) 入札保証金 免除

(5) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

(6) 落札者の決定及び参加資格の審査等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) その他

入札手続きの詳細については入札説明書も参照のこと。

9 契約手続等

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金 契約金額の10%

ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供（振替債を除く。）、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に変えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 前払金 否

(4) 議決の要否 否

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び、川崎市ウェブサイト「入札情報 かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(2) 事情により入札を取りやめる場合があります。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第855号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 川崎市立久本小学校ほか2校校内LAN敷設等業務委託

(2) 履行場所 川崎市立久本小学校ほか2校

(3) 履行期間 契約締結の日～令和3年2月8日（月）

(4) 委託概要 川崎市立学校において、児童生徒1人1台のパソコン環境および、教育の情報化を推進するための校内LAN設備の敷設を行うものである。

※詳細は仕様書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿にて、次の業種・種目に掲載されていること。

業種	種目
99 その他業務	99 その他

- (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
 - (5) 過去3年間に、本市又は他官公庁において、同等の規模の類似の業務を受託した実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。民間実績については、同等の契約履行実績を有すること（委託、工事等契約の形態は問わない）。
- 3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(1) 配布場所

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室
プロジェクト推進担当

電 話 044-200-0753

F A X 044-200-3679

E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

(2) 配布期間

令和2年10月26日（月）～令和2年10月29日（木）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 提出期間

持参の場合：令和2年10月26日（月）～令和2年10月29日（木）午前9時～正午、午後1時～午後5時
※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

郵送（書留郵便に限る）の場合：令和2年10月26日（月）～令和2年10月28日（水）午後5時必着

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(5)に示した資格に係る契約書の写し

※書類の提出に不備がある場合、無効となること
がありますので御注意ください。

※提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

(5) 提出場所

持参の場合：3(1)の場所に提出。

郵送（書留郵便に限る）の場合：〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室
プロジェクト推進担当 あて

4 資料の閲覧 3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加申込書を提出した者には、次に競争参加資格確認通知書をより交付します。

(1) 交付方法

平成31・32年度「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス（当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xにより送付）

(2) 日時

令和2年11月4日（水）までに交付

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問合せ方法

「質問書」により、3(1)のF A X又は電子メールアドレス宛てに送付後、電話連絡してください。

※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 問合せ受付期間

令和2年11月5日（木）～令和2年11月6日（金）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和2年11月11日（水）までに、全参加者宛て電子メール又はF A Xにて送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び、提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参による紙入札

(2) 入札・開札の日時 令和2年11月19日（木）午前

- 10時
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
第3庁舎12階会議室
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 入札の無効
入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。
- (6) 落札者の決定及び参加資格の審査等
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (7) その他
入札手続きの詳細については入札説明書も参照のこと。

9 契約手続等

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 契約金額の10%
ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供(振替債を除く。)、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に変えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。
- (3) 前払金 否
- (4) 議決の要否 否
- (5) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び、川崎市ウェブサイト「入札情報 かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。
- (2) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第856号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和2年10月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 川崎市立南原小学校ほか2校校内LAN敷設等業務委託
 - (2) 履行場所 川崎市立南原小学校ほか2校
 - (3) 履行期間 契約締結の日～令和3年2月8日(月)
 - (4) 委託概要 川崎市立学校において、児童生徒1人1台のパソコン環境および、教育の情報化を推進するための校内LAN設備の敷設を行うものである。
※詳細は仕様書によります。
- 2 競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿にて、次の業種・種目に掲載されていること。

業種	種目
99 その他業務	99 その他

- (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
 - (5) 過去3年間に、本市又は他官公庁において、同等の規模の類似の業務を受託した実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。民間実績については、同等の契約履行実績を有すること(委託、工事等契約の形態は問わない)。
- 3 競争入札参加申込書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。
- (1) 配布場所
〒210-0004
川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室
プロジェクト推進担当
電 話 044-200-0753
F A X 044-200-3679
E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp
 - (2) 配布期間
令和2年10月26日(月)～令和2年10月29日(木)
午前9時～正午、午後1時～午後5時
※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
 - (3) 提出期間
持参の場合：令和2年10月26日(月)～令和2年

10月29日(木)午前9時～正午、午後1時～午後5時
 ※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

郵送(書留郵便に限る)の場合:令和2年10月26日(月)～令和2年10月28日(水)午後5時必着

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(5)に示した資格に係る契約書の写し

※書類の提出に不備がある場合、無効となること
 がありますので御注意ください。

※提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

(5) 提出場所

持参の場合:3(1)の場所に提出。

郵送(書留郵便に限る)の場合:〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階
 教育委員会事務局 教育環境整備推進室

プロジェクト推進担当 あて

4 資料の閲覧 3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次に競争参加資格確認通知書をより交付します。

(1) 交付方法

平成31・32年度「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス(当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXにより送付)

(2) 日時

令和2年11月4日(水)までに交付

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ方法

「質問書」により、3(1)のFAX又は電子メールアドレス宛てに送付後、電話連絡してください。

※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 問合せ受付期間

令和2年11月5日(木)～令和2年11月6日(金)
 午前9時～正午、午後1時～午後5時

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和2年11月11日(水)までに、全参加者宛て電子メール又はFAXにて送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次

のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び、提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参による紙入札

(2) 入札・開札の日時 令和2年11月19日(木)午前10時

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4第3庁舎12階会議室

(4) 入札保証金 免除

(5) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

(6) 落札者の決定及び参加資格の審査等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) その他

入札手続の詳細については入札説明書も参照のこと。

9 契約手続等

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金 契約金額の10%

ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供(振替債を除く。)、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に変えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 前払金 否

(4) 議決の要否 否

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び、川崎市ウェブサイト「入札情報 かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(2) 事情により入札を取りやめる場合があります。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎

市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第857号

意見聴取会の開催について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり意見の聴取を行います。

なお、この許可について利害関係のある方は、意見聴取会に出席して意見を述べることができます。

令和2年10月27日

川崎市長 福田 紀彦

申請者	MeijiSeikaファルマ株式会社 代表取締役社長 小林大吉郎	
申請場所	川崎市多摩区南生田四丁目8449番4他	
計画建築物の概要	用途	研修所
	工事種別	新築
	敷地規模	7573.10㎡
	建築面積	2405.85㎡

	床面積	5898.65㎡
	構造規模	鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地上3階、地下1階
	高さ	9.99m
抵触する規定	建築基準法第48条第1項(用途地域)第一種低層住居専用地域内においては、研修所は、建築してはならない。	
意見の聴取を行う事項	第一種低層住居専用地域内において、研修所を建築することについて	
開催日時	令和2年11月24日(火) 午後7時から8時まで	
開催場所	川崎市多摩区南生田3丁目1番1 南生田小学校 1階 図書室	

川崎市公告第858号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月28日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	藤崎保育園改築衛生その他設備工事
	履行場所	川崎市川崎区藤崎1丁目7番1号
	履行期限	契約の日から令和4年2月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	

参加資格	<p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で置く場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p> <p>(11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年12月7日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名 藤崎保育園改築電気その他設備工事
	履行場所 川崎市川崎区藤崎1丁目7番1号
	履行期限 契約の日から令和4年2月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で置く場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年12月7日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	宮前市民館大ホール天井改修その他工事
	履行場所	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4
	履行期限	契約の日から令和3年7月30日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で置く場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年11月25日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	王禅寺処理センター電灯設備改修工事
	履行場所	川崎市麻生区王禅寺1285
	履行期限	契約の日から令和3年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p>	

<p>参 加 資 格</p>	<p>(3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「屋内電気設備」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で置く場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p>
<p>契約条項を示す場所等</p>	<p>川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100</p>
<p>入札日時等</p>	<p>令和2年11月25日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）</p>
<p>入札保証金</p>	<p>免</p>
<p>契約書作成</p>	<p>要</p>
<p>入札の無効</p>	<p>川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件5)

<p>競争入札に付する事項</p>	<p>件 名 令和2年度登戸土地区画整理事業建築物等解体撤去その他工事</p> <p>履 行 場 所 川崎市多摩区登戸地内</p> <p>履 行 期 限 契約の日から令和3年3月15日まで</p>
<p>参 加 資 格</p>	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿において、業種「解体」種目「解体」及び業種「建築」種目「一般建築」の両方に登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>

参加資格	(8) 「解体」及び「建築」工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「解体」)を配置できること。ただし、平成28年5月31日までに主任技術者(業種「とび・土工」)の資格を有する者でも可とします。 (10) 本工事の入札用設計図書類(「工事設計書・図面・特記仕様書等」をいう。)貸与に関する情報等の取扱に係る「誓約書」を提出し、当該「誓約書」の内容を遵守できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年11月25日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件名 コンテナターミナルクレーン設備ワイヤーロープほか補修工事
	履行場所 川崎市川崎区東扇島92番地
	履行期限 契約の日から令和3年3月19日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「その他の機械設置」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (7) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、本工事に監理技術者補佐を専任で置く場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。 (8) 次の類似工事施工等実績(元請に限る。)を平成17年4月1日以降に有すること。 荷役機械(ガントリークレーン又はトランスファークレーン)における機械設備の補修又は改修工事の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年11月25日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第859号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年10月28日

川崎市長 福田紀彦

- 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区古沢字都古197番1
ほか1筆
2,168平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区浜松町二丁目3番1号
オリックス不動産株式会社
代表取締役 深谷 敏成
- 予定建築物の用途
物品販売業の営む店舗
計画戸数：1戸
- 開発許可年月日及び許可番号
令和2年6月22日
川崎市指令 ま宅審（イ）第31号

川崎市公告第860号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年10月28日

川崎市長 福田紀彦

- 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区上麻生三丁目14番12
ほか1筆
1,072平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市西区みなとみらい3丁目6番1号
大和ハウス工業 株式会社
横浜支社 支店長 内山 全浩
- 予定建築物の用途
共同住宅
計画戸数：77戸
- 開発許可年月日及び許可番号
令和1年8月26日

川崎市指令 ま宅審（イ）第54号

令和1年12月23日

川崎市指令 ま宅審（イ）第93号（変更）

令和2年10月2日

川崎市指令 ま宅審（イ）第69号（変更）

川崎市公告第861号

道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

令和2年10月28日

川崎市長 福田紀彦

道路事業の名称	主要地方道横浜上麻生
指定区間の地名・地番	麻生区上麻生6丁目619番3、620番3、620番5、620番6の各一部 別図参照
幅員・延長	13.00m～15.00m × 15.00m
指定番号及び年月日	川崎市指令ま建指第507号 令和2年10月28日

川崎市公告第862号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月29日

川崎市長 福田紀彦

- 競争入札に付する事項
 - 件名 教員募集PR映像作成委託
 - 履行場所 川崎市が指定する場所
 - 履行期間 契約締結日から令和3年3月31日
 - 委託概要 教員募集PR映像の作成
- 競争入札参加資格
入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。
 - 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「映画・ビデオ制作」で登録されている者。

(4) 直近5年間で川崎市若しくはその他官公庁において、類似の契約履行実績がある者。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル2階
教育委員会事務局職員部教職員人事課 担当 山中
電話 044-200-3843 (直通)
※入札参加申込書等は当課ホームページからダウンロードし、お使いいただいても構いません。

(2) 配布・提出期間

令和2年10月29日(木)から令和2年11月4日(水)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分から午後5時(ただし、正午から午後1時を除く)

(3) 提出書類

- ア 入札参加申込書
- イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

4 競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書等の交付

入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書等を令和2年11月5日(木)に送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ。

イ 質問書の配布・提出期間

令和2年10月29日(木)から令和2年11月9日(月)まで

午前8時30分から午後5時(ただし、持参の場合は正午から午後1時を除く)

ウ 質問書の提出方法

持参又は電子メールとします。

(2) 回答

ア 回答日

令和2年11月10日(火)

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての入札参加者宛てに、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参とします。

(2) 入札書の提出日時・場所

提出日時 令和2年11月13日(金)午前10時00分
提出場所 川崎市川崎区宮本町3番地3
川崎市役所第4庁舎 4階第4会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)と同じ。

川崎市公告第863号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月29日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
令和2～5年度川崎市立末長小学校給食調理等業務委託
- (2) 履行場所
川崎市立末長小学校
- (3) 履行期間
令和3年3月25日から令和6年3月22日まで
- (4) 調達概要
給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和2年10月1日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和2年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 平成29、30、令和元年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和2年度の受託実績が3校以上あつて令和2年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成30年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和2～5年度川崎市立小学校及び中学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(アドレス<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121240.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

桧垣、井上、太田担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

F A X：044-200-2853

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和2年10月29日(木)から令和2年11月11日(水)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和2年11月11日(水)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和2年11月17日(火)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書も併せて交付します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、太田担当
電 話：044-200-3299・3894（直通）
F A X：044-200-2853
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和2年11月17日（火）～令和2年11月24日（火）
（毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。）

(3) 問合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答は、令和2年12月1日（火）午後5時までに、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載する

こと。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年12月14日（月） 午後3時00分
イ 場所 川崎区宮本町3番地3
川崎市役所第4庁舎 4階
第4、第5会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホー

ムページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問い合わせ窓口は3(1)に同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第864号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月29日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
令和2～5年度川崎市立西有馬小学校給食調理等業務委託
- (2) 履行場所
川崎市立西有馬小学校

(3) 履行期間

令和3年3月25日から令和6年3月22日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和2年10月1日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和2年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 平成29、30、令和元年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和2年度の受託実績が3校以上あつて令和2年10月1日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成30年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和2～5年度川崎市立小学校及び中学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(アドレス<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121240.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

- (1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、太田担当
電 話：044-200-3299・3894（直通）
F A X：044-200-2853
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和2年10月29日（木）から令和2年11月11日（水）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和2年11月11日（水）まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和2年11月17日（火）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書も併せて交付します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、太田担当
電 話：044-200-3299・3894（直通）
F A X：044-200-2853
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和2年11月17日（火）～令和2年11月24日（火）
（毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。）

(3) 問合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答は、令和2年12月1日（火）午後5時までに、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示をを求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年12月15日（火）午前10時30分

イ 場所 川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎 4階
第4、第5会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著

しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎

市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問い合わせ窓口は3 (1) に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第865号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月29日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和2～5年度川崎市立下小田中小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立下小田中小学校

(3) 履行期間

令和3年3月25日から令和6年3月22日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和2年10月1日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和2年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 平成29、30、令和元年度のいずれにおいても自

校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和2年度の受託実績が3校以上あつて令和2年10月1日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成30年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和2～5年度川崎市立小学校及び中学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(アドレス<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121240.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、太田担当
電話：044-200-3299・3894(直通)
FAX：044-200-2853
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和2年10月29日(木)から令和2年11月11日(水)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和2年11月11日(水)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和2年11月17日(火)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書も併せて交付します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

桧垣、井上、太田担当

電話：044-200-3299・3894(直通)

FAX：044-200-2853

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和2年11月17日(火)～令和2年11月24日(火)

(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答は、令和2年12月1日(火)午後5時までに、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めるところがあるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。

ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年12月14日(月) 午後2時30分

イ 場所 川崎区宮本町3番地3
川崎市役所第4庁舎 4階
第4、第5会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条

例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問い合わせ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第866号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月29日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和2～5年度川崎市立高津小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立高津小学校

(3) 履行期間

令和3年3月25日から令和6年3月22日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連

の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和2年10月1日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和2年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 平成29、30、令和元年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和2年度の受託実績が3校以上あつて令和2年10月1日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成30年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和2～5年度川崎市立小学校及び中学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(アドレス<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121240.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

- (1) 配布、提出場所及び問い合わせ先
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、太田担当
電話：044-200-3299・3894(直通)

FAX：044-200-2853

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和2年10月29日(木)から令和2年11月11日(水)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和2年11月11日(水)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和2年11月17日(火)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書も併せて交付します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、太田担当
電話：044-200-3299・3894(直通)
FAX：044-200-2853

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和2年11月17日(火)～令和2年11月24日(火)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答は、令和2年12月1日(火)午後5時までに、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったと

き。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年12月14日（月）午後3時30分

イ 場所 川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎 4階

第4、第5会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手續等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問い合わせ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条

例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第867号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月29日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和2～5年度川崎市立富士見台小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立富士見台小学校

(3) 履行期間

令和3年3月25日から令和6年3月22日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和2年10月1日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和2年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 平成29、30、令和元年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和2年度の受託実績が3校以上あつて令和2年10月1日現在にお

いて不履行のないこと。

(7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成30年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和2～5年度川崎市立小学校及び中学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(アドレス<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121240.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

桧垣、井上、太田担当

電話：044-200-3299・3894(直通)

FAX：044-200-2853

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和2年10月29日(木)から令和2年11月11日

(水)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和2年11月11日(水)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和2年11月17日(火)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書も併せて交付します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

桧垣、井上、太田担当

電話：044-200-3299・3894(直通)

F A X : 044-200-2853

電子メール : 88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和2年11月17日(火)～令和2年11月24日(火)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から
午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等
の本市閉庁日を除きます。)

(3) 問合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。ま
た、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送
信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認められた者からの質問に
対する回答は、令和2年12月1日(火)午後5時ま
でに、競争参加資格があると認められた者全社宛て
にF A Xまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれか
に該当するときは、この入札に参加することができま
せん。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったと
き。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加
資格確認通知書の提示を求める場合があるので必
ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその
代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に
立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立
ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する
委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入
札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵
送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含ま
ない複数年(契約の全期間))の金額を記載する
こと。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。
ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者
心得第7条の規定により無効とされた者及び開札
に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年12月15日(火) 午前11時00分

イ 場所 川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎 4階

第4、第5会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免
除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札
等において、落札したにも関わらず契約を締結しな
かった者、または、本市と契約を締結したにも係わ
らず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第
9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこ
ととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の
2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければ
なりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効
な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著
しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免
除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札
等において、落札したにも関わらず契約を締結しな
かった者、または、本市と契約を締結したにも係わ
らず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第
33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこ
ととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の
10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争
入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホー
ムページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条
例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約
(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第
8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市

の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問い合わせ窓口は3 (1) に同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第868号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月29日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
令和2～5年度川崎市立鷺沼小学校給食調理等業務委託
- (2) 履行場所
川崎市立鷺沼小学校
- (3) 履行期間
令和3年3月25日から令和6年3月22日まで
- (4) 調達概要
給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。
ア 令和2年10月1日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和2年10月1日現在において不履行のないこと。
イ 平成29、30、令和元年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和2年度の受託実績が3校以上あつて令和2年10月1日現在において不履行のないこと。
- (7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成30年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和2～5年度川崎市立小学校及び中学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」（アドレス<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121240.html>）において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

- (1) 配布、提出場所及び問い合わせ先
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、太田担当
電 話：044-200-3299・3894（直通）
F A X ：044-200-2853
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp
- (2) 配布、提出期間
令和2年10月29日（木）から令和2年11月11日

(水)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和2年11月11日(水)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和2年11月17日(火)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認めた者には、仕様書も併せて交付します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、太田担当
電 話：044-200-3299・3894(直通)
F A X：044-200-2853
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和2年11月17日(火)～令和2年11月24日(火)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 問合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和2年12月1日(火)午後5時までに、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年12月15日(火) 午前10時00分
イ 場所 川崎区宮本町3番地3
川崎市役所第4庁舎 4階
第4、第5会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問い合わせ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第869号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月29日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和2～5年度川崎市立戸手小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立戸手小学校

(3) 履行期間

令和3年3月25日から令和6年3月22日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和2年10月1日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和2年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 平成29、30、令和元年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和2年度の受託実績が3校以上あつて令和2年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成30年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和2～5年度川崎市立小学校及び中学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(アドレス<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121240.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

桧垣、井上、太田担当

電 話：044-200-3299・3894 (直通)

F A X：044-200-2853

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和2年10月29日(木)から令和2年11月11日(水)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和2年11月11日(水)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和2年11月17日(火)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書も併せて交付します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

桧垣、井上、太田担当

電 話：044-200-3299・3894 (直通)

F A X：044-200-2853

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和2年11月17日(火)～令和2年11月24日(火)

(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から

午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答は、令和2年12月1日(火)午後5時までに、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めめる場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年12月14日(月)午後1時30分

イ 場所 川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎 4階

第4、第5会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札

等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作

業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問い合わせ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第870号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月29日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和2～5年度川崎市立藤崎小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立藤崎小学校

(3) 履行期間

令和3年3月25日から令和6年3月22日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で登録されていること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。
- ア 令和2年10月1日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和2年10月1日現在において不履行のないこと。
- イ 平成29、30、令和元年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和2年度の受託実績が3校以上あつて令和2年10月1日現在において不履行のないこと。
- (7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成30年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
- 3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先
- この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和2～5年度川崎市立小学校及び中学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(アドレス<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121240.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。
- (1) 配布、提出場所及び問い合わせ先
- 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、太田担当
電 話：044-200-3299・3894(直通)
F A X：044-200-2853
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp
- (2) 配布、提出期間
- 令和2年10月29日(木)から令和2年11月11日(水)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和2年11月11日(水)まで必着とします。

- 4 資料の縦覧
- 3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。
- 5 競争参加資格確認通知書の交付
- 上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和2年11月17日(火)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。
- また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書も併せて交付します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先
- (1) 問い合わせ先
- 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、太田担当
電 話：044-200-3299・3894(直通)
F A X：044-200-2853
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp
- (2) 問合せ期間
- 令和2年11月17日(火)～令和2年11月24日(火)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)
- (3) 問い合わせ方法
- 入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。
- (4) 回答方法
- 競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答は、令和2年12月1日(火)午後5時までに、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。
- なお、電話等による問合せには一切応じません。
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札の方法
- ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めるときがあるので必ず持参すること。
- イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に

立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年12月14日（月）午前10時00分

イ 場所 川崎区宮本町3番地3
川崎市役所第4庁舎 4階
第4、第5会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこ

ととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問い合わせ窓口は3(1)と同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第871号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月29日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和2～5年度川崎市立幸町小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立幸町小学校

(3) 履行期間

令和3年3月25日から令和6年3月22日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和2年10月1日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和2年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 平成29、30、令和元年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和2年度の受託実績が3校以上あつて令和2年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成30年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市

教育委員会ホームページの「令和2～5年度川崎市立小学校及び中学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(アドレス<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121240.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、太田担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

F A X：044-200-2853

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和2年10月29日(木)から令和2年11月11日(水)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和2年11月11日(水)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和2年11月17日(火)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書も併せて交付します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、太田担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

F A X：044-200-2853

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和2年11月17日(火)～令和2年11月24日(火)

(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。ま

た、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答は、令和2年12月1日(火)午後5時までに、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年12月14日(月) 午前11時30分

イ 場所 川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎 4階

第4、第5会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこ

ととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意

ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問い合わせ窓口は3(1)に同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第872号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月29日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
令和2～5年度川崎市立さくら小学校給食調理等業務委託
- (2) 履行場所
川崎市立さくら小学校
- (3) 履行期間
令和3年3月25日から令和6年3月22日まで
- (4) 調達概要
給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和2年10月1日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和2年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 平成29、30、令和元年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和2年度の受託実績が3校以上あつて令和2年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成30年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和2～5年度川崎市立小学校及び中学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(アドレス<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121240.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、太田担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

F A X：044-200-2853

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和2年10月29日(木)から令和2年11月11日(水)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和2年11月11日(水)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、

令和2年11月17日(火)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書も併せて交付します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、太田担当
電 話：044-200-3299・3894(直通)
F A X：044-200-2853
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和2年11月17日(火)～令和2年11月24日(火)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 問合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答は、令和2年12月1日(火)午後5時までに、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入

札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年12月14日(月)午前10時30分

イ 場所 川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎 4階
第4、第5会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問い合わせ窓口は3(1)に同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第873号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月29日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名

令和2～5年度川崎市立東住吉小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立東住吉小学校

(3) 履行期間

令和3年3月25日から令和6年3月22日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和2年10月1日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和2年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 平成29、30、令和元年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和2年度の受託実績が3校以上あつて令和2年10月1日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成30年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和2～5年度川崎市立小学校及び中学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(アドレス<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121240.html>)において、本件の「入

札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、太田担当
電 話：044-200-3299・3894（直通）
F A X：044-200-2853
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和2年10月29日（木）から令和2年11月11日（水）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和2年11月11日（水）まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和2年11月17日（火）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書も併せて交付します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、太田担当
電 話：044-200-3299・3894（直通）
F A X：044-200-2853
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和2年11月17日（火）～令和2年11月24日（火）
（毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。）

(3) 問合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認められた者からの質問に

対する回答は、令和2年12月1日（火）午後5時までに、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示をを求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行き、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年12月14日（月）午後2時00分

イ 場所 川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎 4階
第4、第5会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手

引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問い合わせ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第874号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月29日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和2～5年度川崎市立渡田小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立渡田小学校

(3) 履行期間

令和3年3月25日から令和6年3月22日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和2年10月1日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和2年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 平成29、30、令和元年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和2年度の受託実績が3校以上あつて令和2年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成30年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和2～5年度川崎市立小学校及び中学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(アドレス<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121240.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
 明治安田生命ビル10階
 川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
 桧垣、井上、太田担当
 電話：044-200-3299・3894(直通)
 F A X：044-200-2853
 電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和2年10月29日(木)から令和2年11月11日(水)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和2年11月11日(水)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和2年11月17日(火)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書も併せて交付します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
 明治安田生命ビル10階
 川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
 桧垣、井上、太田担当
 電話：044-200-3299・3894(直通)
 F A X：044-200-2853
 電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和2年11月17日(火)～令和2年11月24日(火)
 (毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答は、令和2年12月1日(火)午後5時までに、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらる場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載する

こと。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。
ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年12月14日(月) 午前11時00分
イ 場所 川崎区宮本町3番地3
川崎市役所第4庁舎 4階
第4、第5会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホー

ムページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問い合わせ窓口は3(1)と同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第875号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月29日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和2～5年度川崎市立犬蔵小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立犬蔵小学校

(3) 履行期間

令和3年3月25日から令和6年3月22日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和2年10月1日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和2年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 平成29、30、令和元年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和2年度の受託実績が3校以上あつて令和2年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成30年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和2～5年度川崎市立小学校及び中学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(アドレス<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121240.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、太田担当

電話：044-200-3299・3894(直通)

FAX：044-200-2853

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和2年10月29日(木)から令和2年11月11日(水)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和2年11月11日(水)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和2年11月17日(火)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書も併せて交付します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、太田担当

電話：044-200-3299・3894(直通)

FAX：044-200-2853

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和2年11月17日(火)～令和2年11月24日(火)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答は、令和2年12月1日(火)午後5時までに、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年12月15日（火） 午後1時30分

イ 場所 川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎 4階
第4、第5会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著

しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま

- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問い合わせ窓口は3(1)に同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第876号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月29日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
令和2～5年度川崎市立西生田小学校給食調理等業務委託
- (2) 履行場所
川崎市立西生田小学校
- (3) 履行期間
令和3年3月25日から令和6年3月22日まで
- (4) 調達概要
給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和2年10月1日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和2年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 平成29、30、令和元年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和2年度の受託実績が3校以上あつて令和2年10月1日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成30年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和2～5年度川崎市立小学校及び中学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(アドレス<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121240.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、太田担当
電話：044-200-3299・3894(直通)
FAX：044-200-2853

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和2年10月29日(木)から令和2年11月11日(水)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和2年11月11日(水)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和2年11月17日(火)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認めた者には、仕様書も併せて交付します。

6 仕様に関する問い合わせ先

- (1) 問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、太田担当
電 話：044-200-3299・3894（直通）
F A X：044-200-2853
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和2年11月17日（火）～令和2年11月24日（火）
（毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。）

(3) 問合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答は、令和2年12月1日（火）午後5時までに、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札

に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

- ア 日時 令和2年12月15日（火） 午後2時30分
- イ 場所 川崎区宮本町3番地3
川崎市役所第4庁舎 4階
第4、第5会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問い合わせ窓口は3 (1) に同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第877号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月29日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
令和2～5年度川崎市立稲田小学校給食調理等業務委託
- (2) 履行場所
川崎市立稲田小学校
- (3) 履行期間
令和3年3月25日から令和6年3月22日まで
- (4) 調達概要
給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の

洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和2年10月1日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和2年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 平成29、30、令和元年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和2年度の受託実績が3校以上あつて令和2年10月1日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成30年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和2～5年度川崎市立小学校及び中学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(アドレス<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121240.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

- (1) 配布、提出場所及び問い合わせ先
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、太田担当

電 話 : 044-200-3299・3894 (直通)

F A X : 044-200-2853

電子メール : 88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和2年10月29日(木)から令和2年11月11日(水)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和2年11月11日(水)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和2年11月17日(火)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書も併せて交付します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

桧垣、井上、太田担当

電 話 : 044-200-3299・3894 (直通)

F A X : 044-200-2853

電子メール : 88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和2年11月17日(火)～令和2年11月24日(火)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 問合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答は、令和2年12月1日(火)午後5時までに、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求められる場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。

ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年12月15日(火)午後2時00分

イ 場所 川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎4階

第4、第5会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入

札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問い合わせ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第878号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月29日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和2～5年度川崎市立白幡台小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立白幡台小学校

(3) 履行期間

令和3年3月25日から令和6年3月22日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和2年10月1日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和2年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 平成29、30、令和元年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和2年度の受託

実績が3校以上あって令和2年10月1日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成30年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和2～5年度川崎市立小学校及び中学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(アドレス<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121240.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

桧垣、井上、太田担当

電 話：044-200-3299・3894 (直通)

F A X：044-200-2853

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和2年10月29日(木)から令和2年11月11日(水)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和2年11月11日(水)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和2年11月17日(火)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書も併せて交付します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

桧垣、井上、太田担当

電 話：044-200-3299・3894 (直通)

F A X：044-200-2853

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和2年11月17日(火)～令和2年11月24日(火)

(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 問合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答は、令和2年12月1日(火)午後5時までに、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めるときがあるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年12月15日(火) 午前11時30分

イ 場所 川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎 4階
第4、第5会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手續等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第

8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問い合わせ窓口は3(1)と同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第879号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月29日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和2～5年度川崎市立子母口小学校・東橋中学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市高津区子母口730番地

(3) 履行期間

令和3年3月25日から令和6年3月22日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさ

なければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと
 - (2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
 - (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること
 - (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること
 - (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと
 - ア 令和2年10月1日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和2年10月1日現在において不履行のないこと。
 - イ 平成29、30、令和元年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和2年度の受託実績が3校以上あつて令和2年10月1日現在において不履行のないこと。
 - (7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成30年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
- 3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先
- この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。川崎市教育委員会ホームページの「令和2～5年度川崎市立小学校及び中学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(アドレス<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121240.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
〔中学校給食〕：今井担当
電 話：044-200-2538(直通)
F A X：044-200-2853
E-mail：88kyusyoku@city.kawasaki.jp
 - (2) 配布・提出期間

令和2年10月29日(木)から令和2年11月11日

(水)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和2年11月11日(水)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和2年11月17日(火)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。また、競争参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。

交付方法については、次のとおりとします。

- ・平成31・32年度「業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスあてに電子メールをしますので、登録したメールアドレスを御確認願います。なお、競争参加資格があると認められた者あてに送信した競争参加資格確認通知書等が受信できない場合、別途連絡を取り、調整します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上、電子メールまたはFAXで送信し、送信後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

令和2年11月17日(火)～令和2年11月24日(火)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 回答予定日

令和2年12月1日(火)午後5時までに電子メールにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。また電話等による問合せには一切応じません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税を含まない複数年（契約の全期間）の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年12月15日（火）午後3時00分

イ 場所 川崎区宮本町3番地3
川崎市役所第4庁舎 4階
第4・第5会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問い合わせ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第880号

堤根処理センター整備事業に係る条例方法
審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第15条の規定に基づき、標記指定開発行為に係る条例方法審査書を次のとおり公告します。

令和2年10月29日

川崎市長 福田 紀彦

堤根処理センター整備事業に係る条例方法審査書

令和2年10月

川崎市

目次

はじめに

- 1 指定開発行為の概要
- 2 審査結果及び内容
 - (1) 全般的事項
 - (2) 個別事項
 - ア 大気質
 - イ 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）
 - (3) 環境配慮項目に関する事項
- 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過
- 4 川崎市環境影響評価審議会における審議経過

はじめに

堤根処理センター整備事業は、川崎市が、川崎区堤根52番及び幸区柳町74番3の堤根処理センターの約2.6haの区域において、3処理センター体制での安定的なごみ処理を行うために、老朽化した既存のごみ焼却処理施設を解体し、新たなごみ焼却処理施設を建設するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、環境配慮計画書の手続を経て、令和2年7月1日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書（以下「条例方法書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例方法書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があった。

この条例方法書について、令和2年9月16日に川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、令和2年10月22日に審議会から答申があったことから、この答申を踏まえ、条例第14条に基づき、本条例方法審査書を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名称：川崎市

代表者：川崎市長 福田 紀彦

住所：川崎市川崎区宮本町1番地

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名称：堤根処理センター整備事業

種類：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）

廃棄物処理施設の新設（第1種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の1の項、7の項に該当）

(3) 指定開発行為を実施する区域

位置：川崎区堤根52番、幸区柳町74番3

区域面積：約26,000㎡

用途地域：準工業地域

(4) 計画の概要

ア 目的

ごみ焼却処理施設の整備

イ 土地利用計画

区 分		面積 (㎡)	構成比 (%)
建築物等	ごみ焼却処理施設 (煙突、計量棟含む)	約6,500	約25
	事務棟（エントランス）	約300	約1
	車庫、倉庫等	約1,700	約6.5
	搬入・搬出スロープ	約1,700	約6.5
	合計	約10,200	約39
車路及び一般駐車場等		約9,100	約35
緑化地		約6,500	約25
鉄塔		約200	約1
合計		約26,000	100

ウ 建築計画

項 目	堤根敷地	柳町敷地
建築面積	約9,000㎡	約1,200㎡
建物高さ（最高）	約40m	約16m
煙突高さ	100m	—
区域面積	約26,000㎡	
その他	搬入したごみを一時貯留するためのごみピットを設ける。	

エ 処理施設計画

施 設	項 目	仕様等
ごみ焼却処理施設	施設規模	540 t / 24 h
	処理方式	ストーカ式（ごみ焼却施設）
	搬入・処理日	搬入：6～7日／週 処理日：通年
	余熱利用	高効率の発電設備を設置し、施設内の電力を賄うとともに、余剰電力の売電を行う。

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、ごみ焼却処理施設を整備するものであり、条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）の作成に際しては、条例方法書に記載した内容に加え、本審査結果の内容を踏まえて、環境影響の調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 個別事項

ア 大気質

供用時の排ガスの排出に伴う大気質濃度の予測及び評価に当たっては、複数の対象計画案から絞り込んだ経緯を踏まえ、排ガスの諸元、気象などの条件を適切に設定すること。

イ 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）

過去の災害等の状況については、既存の堤根処理センターの過去の状況だけでなく、事業計画を勘案した適切な類似事例を調査すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

選定した各項目における環境配慮については、その積極的な取組が望まれることから、条例準備書において、具体的な措置の内容を明らかにすること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

- 平成31年 2月21日 環境配慮計画書の受領
- 2月28日 環境配慮計画書公告、縦覧開始
- 3月29日 環境配慮計画書縦覧終了、意見書の締切り
意見書の提出 3名、3通
- 令和元年 5月14日 環境配慮計画見解書の受領
- 5月21日 環境配慮計画見解書公告、縦覧開始
- 6月4日 環境配慮計画見解書縦覧終了
- 6月26日 市長から審議会に環境配慮計画書について諮問
- 8月21日 審議会から市長に環境配慮計画書について答申
- 8月28日 環境配慮計画審査書公告、環境配慮計画策定者宛て送付
- 令和2年 7月1日 指定開発行為実施届の受理及び条例方法書の受領
- 7月8日 条例方法書公告、縦覧開始
- 8月21日 条例方法書縦覧終了、意見書の締切り
意見書の提出 1名、1通
- 9月16日 市長から審議会に条例方法書について諮問
- 10月22日 審議会から市長に条例方法書について答申
- 10月29日 条例方法審査書公告、指定開発行

為者宛て送付

4 川崎市環境影響評価審議会における審議経過

- 令和元年 6月26日 審議会（現地視察、環境配慮計画書事業者説明及び審議）
- 8月20日 審議会（環境配慮計画書答申案審議）
- 令和2年 9月16日 審議会（条例方法書事業者説明及び審議）
- 10月21日 審議会（条例方法書答申案審議）

川崎市公告第881号

道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

令和2年10月29日

川崎市長 福田紀彦

道路事業の名称	一般国道409号
指定区間の地名・地番	中原区小杉御殿町2丁目80-36、88-12、88-35、89-10の各一部、88-41 別図参照
幅員・延長	20.00m × 5.60m
指定番号及び年月日	川崎市指令ま建指第508号 令和2年10月29日

川崎市公告第882号

（仮称）鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業に係る条例公聴会の開催について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第23条2項の規定に基づき、その旨及び川崎市環境評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第21条に定める事項について、次のとおり公告します。

令和2年10月30日

川崎市長 福田紀彦

条例公聴会の開催について

- 1 指定開発行為の名称
（仮称）鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業
- 2 条例公聴会開催日時
令和2年11月14日（土）午前10時00分から
- 3 条例公聴会開催場所
会場名 宮前区役所 4階 大会議室
所在地 宮前区宮前平2-20-5
- 4 意見を聴こうとする事項

地盤沈下、騒音、振動、景観、風害、コミュニティ施設、地域交通、地震時等の災害

5 傍聴について

(1) 新型コロナウイルス感染症予防及び感染拡大防止対策について

- ・傍聴人数を制限させていただきます。
- ・検温をさせていただきます。
- ・マスクの着用をお願いします。
- ・手指消毒剤での消毒をお願いします。
- ・氏名及び連絡先の記入をお願いします。
- ・体調のすぐれない方は傍聴をお控えいただくようお願い申し上げます。

(2) 傍聴券

傍聴を希望する方は開催時間の15分前までに会場受付までお越しください。

受付にて傍聴券を交付します(傍聴券のない方は入場できません。)

(3) 傍聴人の定員

傍聴人の人数は30人です。

開催15分前の時点で30人を超えた場合は抽選により傍聴人を決定します。

(4) その他

公聴会会場へのお車での来場は御遠慮ください。

川崎市公告第883号

越境EC等サポート業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和2年10月30日

川崎市長 福田紀彦

1 公募型企画提案に関する事項

- (1) 件 名 越境EC等サポート業務委託
- (2) 業務事項

ア 専門家派遣による支援

イ 普及関連業務

- (3) 委託期間 契約締結日(令和2年12月上旬)～令和4年3月31日

2 提案書の提出者の資格

- (1) 次の条件をすべて満たしていること。

ア 本事業に類似する業務に関するノウハウと実績がある者

イ 法人格を有する者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

エ NPO法人においては、特定非営利活動促進法第2条別表19(前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活

動)に該当する活動を行う者、その他の法人においては定款等により同様の事業目的が確認できる者

オ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者

カ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

キ 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

ク 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

ケ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 企画提案の視点・内容
- (2) 提案内容の工夫
- (3) 事業実施体制
- (4) 取組意欲・積極性
- (5) 提案内容の実行可能性
- (6) 経済性・効率性

4 担当部局

川崎市経済労働局国際経済推進室

〒210-0007

神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル10階

電話(直通) 044-200-2336

FAX 044-200-3920

メールアドレス: 28keisu@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

- (1) 配布期間 令和2年10月30日(金)～11月9日(月)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

- (2) 配布場所 4の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の提出の期限、場所及び方法

- (1) 受付期限 令和2年11月9日(月)15時

- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ

- (3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)・電子メール

7 企画提案書の提出の期限、場所及び方法

- (1) 受付期限 令和2年11月24日(火)15時

- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ

- (3) 提出書類 企画提案書(8部)、提案者概要(企業パンフレット等)(8部)、業務実施体制(8部)、類似事業の実績(8部)、所要経費・概算見積書(8部)

- (4) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録

- が残る場合に限る。)
- 8 企画提案書に使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
 - 9 契約書作成の要否
要する。
 - 10 関連情報を入手するための照会窓口
4と同じ
 - 11 その他必要と認める事項
 - (1) 業務規模概算額 7,750,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
 - (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担

- の有無
- 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、公募型企画提案参加者の負担とします。
- (3) その他
 - ア 選考結果の発表は12月上旬を予定しています。
 - イ 詳細につきましては、本公募型企画提案公募要領を御参照ください。

川崎市公告第884号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月30日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	日進町歩道橋他1橋横断歩道橋補修詳細設計委託
	履行場所	川崎市川崎区日進町1番地先他1箇所
	履行期限	令和3年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年12月1日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	十勝橋ほか4橋耐震補強設計委託
	履行場所	川崎市高津区東野川2丁目17番地先ほか4箇所
	履行期限	令和3年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート」で登録されている者。 (4) 管理技術者は、技術士(建設部門:鋼構造及びコンクリート)の資格を有する者であること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年12月1日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	五反田川放水路放流部家屋事後調査その2業務委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸新町地内
	履 行 期 限	令和3年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」、種目「事業損失部門」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年12月1日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	ガス橋橋りょう長寿命化修繕設計委託
	履 行 場 所	川崎市中原区上平間378番地先
	履 行 期 限	令和3年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。 (4) 次の要件を満たす者を配置できること。 ア 管理技術者は、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート部門）又はRCCMの「鋼構造及びコンクリート」部門のいずれかの資格を有する者であること。 イ 照査技術者は、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート部門）又はRCCMの「鋼構造及びコンクリート」部門のいずれかの資格を有する者であること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年12月1日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第885号

川崎都市計画地区計画の変更（大師橋駅前地区地区計画）の都市計画の変更を予定しています。都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項に基づく、川崎市都市計画公聴会規則（平成12年川崎市規則第63号。以下「規則」という。）の規定により、次のとおり公聴会を開催しますので、公告します。

なお、規則第2条の規定により、公述の申し出がないときは、公聴会を開催しません。

令和2年10月30日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の内容

(1) 都市計画の種類及び名称

ア 川崎都市計画地区計画の変更（大師橋駅前地区地区計画）

(2) 都市計画を定める土地の区域

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

川崎市川崎区大師河原2丁目地内

2 公聴会の開催の日時及び場所

(1) 日 時 令和2年12月19日（土）午前10時から

(2) 場 所 川崎市立大師小学校体育館（川崎市川崎区東門前2-6-1）

3 公述申出書の提出期間及び提出先

公述の申し出は、公述意見の要旨及び住所・氏名等を記載した「公述申出書」を提出してください。なお、公述申出書の参考書式は、素案縦覧場所に備えております。

(1) 提出期間 令和2年11月18日（水）から12月2日（水）まで

(2) 提出先 川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎市川崎区宮本町1番地）

4 都市計画素案の説明会及び縦覧

公聴会に先立ち、都市計画素案の説明会を次のとおり開催します。また、説明会后、都市計画素案の縦覧を行います。

(1) 説明会

ア 日 時 令和2年11月17日（火）午後7時から午後8時30分まで

イ 場 所 川崎市立大師小学校体育館（川崎市川崎区東門前2-6-1）

(2) 縦 覧

ア 日 時 令和2年11月18日（水）から12月2日（水）まで

イ 場 所 川崎市まちづくり局計画部都市計画課

（川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階）

川崎区役所3階市政資料コーナー（川崎区東田町8番地）

川崎区役所大師支所（川崎区東門前2-1-1）

川崎区役所田島支所（川崎区鋼管通2-3-7）

川崎市立川崎図書館（川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパーク4階）

※都市計画課、川崎区役所、大師支所及び田島支所は、閉庁日（土・日曜日・祝日）を除く平日の午前8時30分から午後5時まで。

※川崎図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで及び土・日曜日・祝日の午前9時30分から午後5時まで。なお、休館日がありますので御注意ください。

川崎市公告第886号

道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

令和2年10月30日

川崎市長 福田紀彦

道路事業の名称	一般国道409号（小杉工区）
指定区間の地名・地番	中原区小杉町3丁目29-5の一部、29-27 別図参照
幅員・延長	20.00m × 12.7m
指定番号及び年月日	川崎市指令ま建指第509号 令和2年10月30日

川崎市公告第887号

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第15項の規定に基づき、次のとおり公告し、同法第46条第14項第2号ロに掲げる事項を記載する都市再生整備計画案を縦覧に供します。

なお、同法第46条第16項に規定により、縦覧に供された事項の案における滞在快適性等向上公園施設の場所と同一の場所に飲食店等を設け、又は管理しようとする者は、縦覧期間満了の日までに、当該事項の案について、川崎市に意見書を提出することができます。

令和2年10月30日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市再生特別措置法第46条第14項第2号ロに掲げる事項を定める都市公園の名称
こすぎコアパーク（川崎市中原区小杉町3丁目1302）
- 2 都市再生特別措置法第46条第14項第2号ロに掲げる事項
滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理に関する事項
 - (1) 特定公園施設の建設に関する事項
 - (2) 都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理及び公園利便増進施設等の設置に伴い必要となるものに関する事項
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局拠点整備推進室
川崎市建設緑政局緑政部みどりの企画管理課
中原区役所市政資料コーナー
- 4 縦覧期間
令和2年11月10日（火）から令和2年12月9日（水）
（閉庁日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで）

公 告（ 調 達 ）

川崎市公告（調達）第414号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年11月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
番号連携サーバ運用保守業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
総務企画局情報管理部システム管理課
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎9階
- 3 契約の相手方を決定した日
令和2年9月18日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 川崎支店 支店長 村瀬 満高
神奈川県川崎市川崎区東田町8番地
- 5 契約金額
¥102,349,940円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

川崎市公告（調達）第415号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年11月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件 名 南部市場電気メーター管理台帳更新業務委託
 - (2) 履行場所 川崎市幸区南幸町3丁目126番地1
 - (3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月26日まで
 - (4) 業務内容 仕様書のとおり
 - 2 競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建築設計」に登録されていること。
 - (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。
 - (5) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項による中小企業者であること。
 - (6) 過去2年間で、本市又は他官公庁において、類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績があること（契約実績を証明できる契約書、仕様書のコピーを書面にて入札参加申込書と共に提出すること）。
 - 3 入札説明書・入札参加申込書の配布及び提出
この入札に参加を希望する者は、次により入札参加申込書を提出してください。
 - (1) 配布及び提出場所
〒216-8522 川崎市宮前区水沢1-1-1
経済労働局中央卸売市場北部市場管理課施設維持係
担当 清水
電 話：044-975-2216
F A X：044-975-2242
電子メール：28hokan@city.kawasaki.jp
- ※ 入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出期間
令和2年11月10日（火）から令和2年11月16日（月）まで（土・日曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）とします。

- (3) 提出方法 持参
- (4) 提出書類 入札参加申込書
上記2(6)の書類(コピー)
- 4 競争入札参加資格確認通知書の交付
入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書を令和2年11月19日(木)に交付します。
なお、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。
- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ。
- (2) 交付日時 令和2年11月19日(木) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- 5 仕様書に関する問い合わせ
(1) 問い合わせ先 上記3(1)に同じ
(2) 質問受付期間
令和2年11月10日(火)から令和2年11月25日(水)まで(土・日・祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)とします。
- (3) 回答方法
令和2年12月1日(火)に電子メールにて文書を送付します。
- 6 競争入札参加資格の喪失
次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
(1) 入札は、「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時
令和2年12月9日(水) 午前10時
- (3) 入札・開札の場所
川崎市宮前区水沢1-1-1
川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場管理棟2階 大会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参
- (5) 入札保証金
免除(ただし、競争入札参加資格を有する者が入札する場合において、契約を締結することが確実であると認められるとき)
- (6) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

- (7) 再入札の実施
落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします)。
- (8) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- (9) 入札書の記載金額
入札に際しては、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 8 入札及び開札に立ち会う者に関する事項
入札場所に入場しようとするときは、競争入札参加資格確認通知書の提示を求めますので必ず持参してください。
入札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません(入札前に委任状を提出してください。代理人による入札に関する事項は「川崎市競争入札参加者心得」を参照してください。)
- 9 契約手続等
(1) 契約保証金 免除
(2) 前払金 否
(3) 契約書作成の要否 要
(4) 契約予定日 令和2年12月14日(月)
(5) 契約規則等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)
- 10 その他
(1) 事情により、入札を延期、又は、取りやめる場合があります。
(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
(3) 詳細は入札説明書によります。
(4) 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を閲覧確認願います。

川崎市公告(調達)第416号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年11月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入(製造)物品及び数量

ア 軽量型パソコン	130台
-----------	------

イ スピーカーマイク	130台
ウ ソフトウェア	130本
エ 大型モニタ	70台

(2) 購入（製造）物品の特質等
仕様書によります。

(3) 納入場所
川崎市川崎区宮本町1番地 第3庁舎9階
ICT推進課他

(4) 納入期限
令和3年3月31日

(5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「コンピュータ」、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種に登載のない者も含む。）は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和2年11月27日までに行ってください。

(4) 平成22年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること、または、この物品に係るメーカー、販売代理店等の引受証明を受けていること。なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。

また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。

(5) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課
担当 佐々木
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命ビル13階
電話044-200-2092

イ 閲覧期間 令和2年11月10日～令和2年11月27日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 令和2年11月10日～令和2年11月27日
午前8時～午後8時

4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

下記(3)の書類は、電子入札システムにより提出してください。

提出期間 令和2年11月10日～令和2年11月27日
午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(1)の場所に、上記3(1)の期間に申込書等を提出してください。

なお、申込書等の郵送による提出は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

(2) 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 納入予定物品仕様書

ウ 納入実績調書（契約内容を確認できる契約書等の写し含む）、またはメーカー、販売代理店等の引受証明書等

また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入（製造）物品を納入することができる認められた者に限り、入札に参加することができます。

5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。

6 仕様書作成担当部署及び担当者

総務企画局情報管理部 ICT推進課 担当 村石
電話 044-200-2109

7 仕様書に関する質問・回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間 令和2年11月10日～令和2年11月27日

午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の持参による質問

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)の場所に質問書を提出してください。質問書の配布についても、上記3(1)の場所で行います。

配布・提出期間 令和2年11月10日～令和2年11月27日

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

なお、質問書は、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「質問書（一般競争入札用）」からもダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体（CD-R）にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。（どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。）

(2) 回答

ア 回答日 令和2年12月10日

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」）にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「見積用設計図書・積算内訳書取得マニュアル」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の、「物品」の委任先メールアドレスに令和2年12月10日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和2年12月10日の午前9時～正午に上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和2年12月24日
午前10時00分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和2年12月24日
午前11時00分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室
川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル7階

ウ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和2年12月22日 必着
(イ) 入札書の提出先 上記3(1)に同じ

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年12月24日 午前11時00分

イ 場所 川崎市役所入札室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be

manufactured:

Light laptop	130 unit
Speaker phone	130 unit
Software	130 pieces
Large monitor	70 unit

(2) Time-limit for tender : 11:00 AM, 24 December 2020

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Asset Maintenance Department
Finance Bureau
1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan
TEL : 044-200-2092

(4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告(調達)第417号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年11月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入(製造)物品及び数量

ア ノートパソコン	134台
イ スピーカーマイク(高性能)	14台
ウ スピーカーマイク	120台
エ ソフトウェア	134本
オ Webカメラ	14台
カ 電源タップ	14個
キ 大型モニタ	14台

(2) 購入(製造)物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

川崎市川崎区宮本町1番地 第3庁舎9階
ICT推進課他

(4) 納入期限

令和3年3月1日

(5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「コンピュータ」、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種に登載のない者も含む。）は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和2年11月27日までに行ってください。

(4) 平成22年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること、または、この物品に係るメーカー、販売代理店等の引受証明を受けていること。なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。

また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。

(5) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課
担当 佐々木
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命ビル13階
電話044-200-2092

イ 閲覧期間 令和2年11月10日～令和2年11月27日
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 令和2年11月10日～令和2年11月27日
午前8時～午後8時

4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

下記(3)の書類は、電子入札システムにより提出してください。

提出期間 令和2年11月10日～令和2年11月27日
午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記

3(1)の場所に、上記3(1)の期間に申込書等を提出してください。

なお、申込書等の郵送による提出は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

(2) 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 納入予定物品仕様書

ウ 納入実績調書（契約内容を確認できる契約書等の写し含む）、またはメーカー、販売代理店等の引受証明書等

また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入（製造）物品を納入できると認められた者に限り、入札に参加することができます。

5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。

6 仕様書作成担当部署及び担当者

総務企画局情報管理部ICT推進課 担当 村石
電話 044-200-2109

7 仕様書に関する質問・回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間 令和2年11月10日～令和2年11月27日
午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参

照してください。

イ 質問書の持参による質問

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)の場所に質問書を提出してください。質問書の配布についても、上記3(1)の場所で行います。

配布・提出期間 令和2年11月10日～令和2年11月27日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

なお、質問書は、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「質問書(一般競争入札用)」からもダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

(2) 回答

ア 回答日 令和2年12月10日

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」)にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「見積用設計図書・積算内訳書取得マニュアル」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の、「物品」の委任先メールアドレスに令和2年12月10日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和2年12月10日の午前9時～正午に上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和2年12月24日
午前10時00分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和2年12月24日
午前11時00分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室

川崎市川崎区砂子1-7
-4 砂子平沼ビル7階

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和2年12月22日 必着
(イ) 入札書の提出先 上記3(1)に同じ

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年12月24日 午前11時00分

イ 場所 川崎市役所入札室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured:

Light laptop	134 unit
Speaker phone (high performance)	14 unit
Speaker phone	120 unit
Software	134 pieces
Web camera	14 unit
Power strip	14 unit
Large monitor	14 unit

(2) Time-limit for tender : 11:00 AM, 24 December 2020

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Asset Maintenance Department
Finance Bureau
1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

TEL : 044-200-2092

(4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告(調達)第418号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年11月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名 川崎市無線LANネットワーク機器等(令和2年度追加)の賃貸借及び保守契約

(2) 履行場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所第3庁舎ほか

(3) 履行期間 令和3年3月1日から令和5年9月30日まで

(4) 調達物品の概要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市「平成31・32年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」、種目「その他」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去3年間に本市又はその他の官公庁において類似の契約の実績があること。

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書、質問書等が添付された入札説明書については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」にて掲載するとともに、次の配布・提出場所においても配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び上記「2(4)」を証する書類(写し可)を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
(第3庁舎9階)

総務企画局情報管理部ICT推進課

担当 村石、水口

電話番号 044-200-2109

FAX 044-200-3752

e-mail 17ictsui@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間
令和2年11月10日(火)から令和2年11月16日(月)までとします。(土日祝日を除き、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)
- (3) 提出方法 郵送又は持参(いずれの場合も、令和2年11月16日(月)午後5時15分までに川崎市役所総務企画局情報管理部ICT推進課に到着する必要があります。なお、郵送の場合は郵送した日に(1)の場所に必ず電話をしてください。)
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 場所
3(1)に同じ
- (2) 日時
令和2年11月19日(木)午後1時から午後5時15分まで
ただし、製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。
- 5 仕様に関する質問について
- (1) 問い合わせ先
3(1)に同じ
- (2) 質問受付期間
令和2年11月19日(木)から令和2年11月24日(火)まで(土日祝日を除き、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)
- (3) 質問方法
入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3(1)の問い合わせ先まで電子メール又は持参にて提出してください。また、質問書を電子メールで提出した場合は、質問書を送信した旨を3(1)の担当まで御連絡ください。
- (4) 質問に対する回答
令和2年11月27日(金)までに、入札参加資格があると認められる者に対し、電子メールにて回答書を送付します。なお、入札参加資格があると認められない者からの質問には回答しません。
- 6 競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に、2「一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手續等
- (1) 入札方法
2年7カ月間のリース総額で行います。ただし、消費税等を含まない金額により入札することとし、リース総額は1円未満の端数を切り捨てたリース月額に31を乗じた額とします。なお、入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 日時 令和2年12月2日(水) 午後3時30分
イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎9階開発室I
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先
ア 期限 令和2年12月1日(火) 必着
イ 宛先 3(1)に同じ
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (6) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 8 契約の手續等
- (1) 契約保証金は次のとおりとします。
免除とします。
- (2) 契約書の作成
ア 契約書を作成することを要します。
イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。
- (3) 契約規則等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「契約関係規定」で閲覧できます。
- 9 その他
- (1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じです。
- (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告(調達)第419号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年11月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 川崎市立図書館巡回車業務委託
- (2) 履行場所 川崎市立中原図書館他 全14カ所
- (3) 履行期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 調達概要 川崎市立図書館の予約回送資料等を受託者の車両で搬送する業務です。

詳細は「入札説明書」によります。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「倉庫・運送業務」種目「運送業務」で掲載されている者。
なお、有資格者名簿に掲載のない者(入札参加業種(種目)に掲載のない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和2年11月20日(金)までに行ってください。
- (4) 仕様書に定める規格の車両2台を1(3)の履行期間中、この業務に使用できること。

3 入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒211-0063 川崎市中原区小杉町3-1301
川崎市立中原図書館 庶務係 担当 小林・大寺
電話 044-722-4932
FAX 044-733-7524
E-Mail: 88nakato@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和2年11月10日(火)から令和2年11月20日(金)までとします(土曜日・日曜日を除く、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。
- (3) 提出書類
入札参加申込書
- (4) 提出方法
持参してください。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレス(以下、「メールアドレス」とします。)に、確認通知書を令和2年11月30日(月)に送付します。なお、メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 入札説明書の交付

競争入札参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

なお、入札説明書は4と同様に電子メールで送付します。メールアドレスを登録していない者には3(1)の場所で直接交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和2年11月10日(火)から令和2年11月20日(金)まで縦覧に供します。

6 仕様書等に関する問い合わせ

- (1) 問い合わせ先
3(1)に同じ
- (2) 問い合わせ期間
令和2年11月30日(月)から令和2年12月4日(金)まで
- (3) 問い合わせ方法
入札説明書に添付の質問書に必要事項を記入して提出してください。FAX又は電子メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、令和2年12月10日(木)午後5時までに、全社あてに電子メール又はFAXで送付します。万一質問したにも関わらず、期日までに回答がなかった場合は電話で御連絡ください。なお、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

8 入札手続等

- (1) 入札方法
 - ア 持参による入札の場合
入札書の提出日時 令和2年12月22日(火)
午前10時30分
入札書の提出場所 川崎市立中原図書館6階
多目的室
 - イ 郵送による入札の場合
入札書の提出期限 令和2年12月21日(月)必着
入札書の提出場所 3(1)に同じ
郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び

「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。(2)入札保証金免除とします

(2) 入札金額等

ア 入札は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年の総価で行います。

イ 入札は所定の入札(見積)書をもって行います。

ウ 入札書は入札件名を記載した封筒に入れて提出してください。

エ 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算するものとします。

(3) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。また、入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任したことを示す委任状を入札前に提出してください。

また、代理人が入札する場合は必ず入札(見積)書に代表者及び代理人が記名押印する必要があります。

(4) 開札の日時・場所 8(1)アに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(6) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされたもの及び開札に立ち会わないものは除きます。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関もしくは保証事業会社の保証を持って契約保証金の納付に替えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合

は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書の作成

契約書の作成を要します。なお、契約書作成にかかる費用は落札者の負担とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規程」で閲覧することができます。

10 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

11 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required :

Kawasaki City Library Operation of Book delivery vehicles

(2) Time-limit for tender:10:30A.

M., Deceember, 22, 2020

(3) Time-limit for tender by mail:

Deceember, 21, 2020

(4) Contact point for the notice:

NAKAHARA PUBLIC LIBRARY

3-1301, Kosugi-machi, Nakahara-ku

Kawasaki, Kanagawa 211-0063, Japan

TEL:044-722-4932

川崎市公告(調達)第420号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年11月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名 学校ホームページCMS構築運用委託に関する契約

(2) 履行場所 川崎市総合教育センター及び川崎市立学校各校ほか

(3) 履行期間 令和3年1月4日から令和8年3月31日

(4) 概要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」種目「システム・ソフト開発」に記載されていること。
なお、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に記載のない者(入札参加業種に記載のない者を含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和2年11月25日(水)までに行ってください。
- (4) 本市又は他の官公庁の同一自治体において、過去5年以内に小学校、中学校、特別支援学校、高等学校合わせて30校以上の規模で学校ホームページCMS(Content Management System)を導入した実績(元請に限る。)があること。
- (5) 本案件において導入する学校ホームページCMSが、同一自治体において小学校、中学校、特別支援学校、高等学校合わせて30校以上の規模で導入され、かつ1年以上稼働した実績を有すること。
- (6) ISO27001又はプライバシーマークを取得していること。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 一般競争入札参加申込書等配布及び提出場所
〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3
川崎市総合教育センター 3階
情報・視聴覚センター
電話 044-844-3712
- (2) 配布及び提出期間
令和2年11月10日(火)から令和2年11月25日(水)まで
午前8時30分～正午及び午後1時～5時
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- (3) 提出方法
持参に限ります。申込に必要な書類及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。
(「入札情報かわさき」<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

(4) 提出書類

- ア 一般競争参加申込書(様式1)
- イ 導入実績報告書(様式2-1、2-2)及び証明書
「2 一般競争入札参加資格に関する事項」(4)(5)に掲げる実績について必要事項を記入し、実績を証明する書類(契約書の写し等)を併せて提出してください。
- ウ 保有資格証明書の写し
「2 一般競争入札参加資格に関する事項」(6)に掲げる認定資格に関する証明書の写しを提出してください。

4 仕様・入札に関する問合せ先

- (1) 問合せ場所
上記3(1)と同じ。
- (2) 問合せ期間
令和2年11月10日(火)から令和2年12月9日(水)
午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- (3) 問合せ方法
入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
- (4) 回答方法
質問があった場合の回答は、令和2年12月16日(水)までに、参加全者あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和2年12月4日(金)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、令和2年12月4日(金)の午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までを除く)に、3(1)にて、書類を交付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額について、入札参加者は、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額（税抜金額）を入札書に記載してください。記載する金額は、令和2年度に実施する開発業務に係る金額と、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの運営管理に係る月額金額に月数（60ヶ月）を乗じて見積もった金額を合わせた総額となります。入札金額については、落札した場合の落札価格とし、課税事業者についてはこれに消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を契約金額とします。

ア 入札書の提出日時

令和2年12月21日（月）午前10時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室
川崎市高津区溝口6-9-3

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

令和2年12月18日（金）

郵送による場合は期日までに到着するように、書留郵便等配達記録が残る方法で送付してください。

エ 郵送による場合の入札書の宛先

3(1)に同じ

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 7(1)アに同じ

(4) 開札の場所 7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

8 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参

してください。

9 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 契約金額の10%
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはなりません。

受注者は、業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければなりません。

受注者は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとします。

- (4) 支払については、契約金額の25%を令和2年度開発経費として、令和3年3月末の業務完了確認後に支払をします。その後の令和3年4月から令和8年3月分は契約金額の75%を60ヶ月で分割し、毎月均等払いとします。

11 Summary

- (1) Nature of the required services:
Develop and manage a Contents Management System for School
- (2) Time-limit for tender:
10:30 A.M 21 December 2020
- (3) Time-limit for tender by mail:
18 December 2020
- (4) Contact point for the notice
KAWASAKI CITY OFFICE
KAWASAKI CITY Comprehensive Education Center
6-9-3, Mizonokuchi, Takatsu-ku Kawasaki,
Kanagawa 213-0001, Japan

TEL:044-844-3712

川崎市公告(調達)第421号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年11月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和3年度川崎市福祉バス運行事業委託
- (2) 履行場所 川崎市内及び各地
- (3) 履行期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (4) 調達概要 詳細は入札説明書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「倉庫・運送業務」で登録されている者。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種(種目)に登録のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和2年12月1日までに行ってください。

- (4) 過去3年間で地方公共団体において同種・同規模以上の契約実績があること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階

健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 酒井、秋保

電話 044-200-2928(直通)

FAX 044-200-3932

E-MAIL 40syogai@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

令和2年11月10日(火)から令和2年12月1日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとします。(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

- (3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の

交付

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。なお競争入札参加資格があると認められた者には、入札説明書を合わせて交付します。また入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。

- (1) 日時

令和2年12月9日(水)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

- (2) 場所

3(1)に同じ

5 仕様に関する質問・回答

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

- (1) 質問受付期間

令和2年12月9日(水)午前8時30分から令和2年12月15日(火)午後5時15分までとします。(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

- (2) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

- (3) 質問書の提出方法

電子メールによります。

E-MAIL 40syogai@city.kawasaki.jp

川崎市役所健康福祉局障害福祉課 酒井、秋保宛て

- (4) 回答日

令和2年12月17日(木)

- (5) 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を入札参加全社に電子メール(E-MAIL 40syogai@city.kawasaki.jp)にて送付します。

- (6) その他

(3)及び(5)について、電子メールによりがたい場合には、FAX(044-200-3932)によります。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

- (1) 入札金額等

ア 入札は、令和3年度川崎市福祉バス運行事業委

託に係る費用の合計金額で行います。

入札書には時間制運賃、キロ制運賃、ガイド料、バス変更料の単価及び委託費用の合計金額を記入してください。数量は、時間を3,701時間、距離を65,880km、ガイドを227回、バス変更回数を50回として合計金額を算出してください。バス変更料とは確保した福祉バスの車いす固定席数を超える利用希望があり、車いす固定席数が多い福祉バスに変更して運行した場合に適用するものです。

なお時間制運賃、キロ制運賃の単価は国土交通省で定める公示運賃の範囲内としてください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の10%（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額でもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札方法

ア 持参による入札の場合

提出日時 令和2年12月25日（金） 午前10時
提出場所 川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階10C会議室

イ 郵送による入札の場合

提出期限 令和2年12月24日（木） 必着
提出場所 3(1)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所 7(2)アに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市の公式ウェブサイトの「入札情報かわさき」の「入札情報」の「契約関係規定」で閲覧することができます (URL <http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)。

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

(6) 当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Service of the welfare bus

(2) Time-limit for tender : 10:00 A.M. ,
December, 25, 2020

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Disability Welfare Section

Disability Health Welfare Department

Health and Welfare Bureau

580, Horikawa-cho, Saiwai-ku Kawasaki,

Kanagawa 212-0013, Japan

TEL : 044-200-2928

税 公 告

川崎市税公告第147号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和

25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月16日

川崎市長 福田紀彦

年度	税目	期別	この公告による変更する納期限	件数・備考
令和2年度	市民税・県民税 (普通徴収)	9月随時分以降	令和2年11月2日 (9月随時分)	計81件
令和2年度 (平成31年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	9月随時分	令和2年11月2日 (9月随時分)	計9件

(別紙省略)

川崎市税公告第148号

次の市税に係る課税額変更（取消）通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定

により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月16日

川崎市長 福田紀彦

年度	税目	期別	この公告による変更する納期限	件数・備考
令和2年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第1期分以降		計1件
令和2年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第3期分以降		計1件

(別紙省略)

川崎市税公告第149号

配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月16日

川崎市長 福田紀彦

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月16日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

(別紙省略)

川崎市税公告第151号

川崎市税公告第150号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月16日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第152号

交付要求通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月19日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第153号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月26日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第154号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告します。

令和2年10月28日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第155号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告します。

令和2年10月28日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第48号

収納取扱金融機関の指定の取消しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づき指定した収納取扱金融機関について、次のとおり当該指定を取り消すので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示します。

令和2年10月26日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 収納取扱金融機関の名称等

金融機関コード	金融機関の名称	取扱店舗
0288	三菱UFJ信託銀行株式会社	川崎支店

2 指定取消年月日

令和2年11月2日

川崎市上下水道局告示第49号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示します。

令和2年10月29日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指 定 番 号 第1736号

氏名又は名称 OWS ワーカーズ株式会社

住 所 横浜市西区高島2丁目11番2号
スカイメナー横浜422号

代表者氏名 小渡 善旬

指定年月日 令和2年11月1日

有効期限 令和7年10月31日

2 指 定 番 号 第1737号

氏名又は名称 株式会社ライフエナジー

住 所 東京都千代田区平河町1丁目6番
15号USビル8階

代表者氏名 鈴木 裕一

指定年月日 令和2年11月1日

有効期限 令和7年10月31日

3 指 定 番 号 第1738号

氏名又は名称 株式会社ネクフィル

住 所 横浜市緑区霧が丘4丁目17番地12
 代表者氏名 橋本 裕紀
 指定年月日 令和2年11月1日
 有効期限 令和7年10月31日

- 4 指定番号 第1739号
 氏名又は名称 K I N D L Y
 住 所 川崎市川崎区中島2丁目12番3号
 代表者氏名 伊藤 良将
 指定年月日 令和2年11月1日
 有効期限 令和7年10月31日
- 5 指定番号 第1740号
 氏名又は名称 株式会社生活水道センター
 住 所 東京都大田区池上8丁目5番2号
 代表者氏名 濱本 孝一
 指定年月日 令和2年11月1日
 有効期限 令和7年10月31日
- 6 指定番号 第1741号
 氏名又は名称 ソーワテクニカ株式会社
 住 所 横浜市鶴見区駒岡3丁目18番17号
 代表者氏名 星野 貴久
 指定年月日 令和2年11月1日
 有効期限 令和7年10月31日
- 7 指定番号 第1742号
 氏名又は名称 有限会社大河原建商
 住 所 東京都稲城市若葉台1丁目17番地の10
 代表者氏名 大河原 栄実子
 指定年月日 令和2年11月1日
 有効期限 令和7年10月31日
- 8 指定番号 第1743号
 氏名又は名称 株式会社熊谷設備
 住 所 神奈川県足柄上郡大井町金子1764番地1横山モカール102号
 代表者氏名 熊谷 洋一
 指定年月日 令和2年11月1日
 有効期限 令和7年10月31日
- 9 指定番号 第1744号
 氏名又は名称 若松屋商事株式会社
 住 所 横浜市青葉区荏田町1409番地
 代表者氏名 松澤 孝治
 指定年月日 令和2年11月1日
 有効期限 令和7年10月31日
- 10 指定番号 第1745号
 氏名又は名称 UP株式会社
 住 所 東京都台東区今戸2丁目30番10UPビル

代表者氏名 今田 壮祐
 指定年月日 令和2年11月1日
 有効期限 令和7年10月31日

川崎市上下水道局告示第50号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
 の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第6条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

令和2年10月29日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指定番号 第83号
 氏名又は名称 大同産業株式会社
 住 所 川崎市幸区下平間280番地
 ラ・ガイア3F
 代表者氏名 (新) 竹原 久夫
 (旧) 吉村 正
 変更年月日 令和2年10月1日
- 2 指定番号 第226号
 氏名又は名称 前田興業株式会社
 住 所 (新) 川崎市多摩区宿河原2丁目28番18号
 (旧) 川崎市多摩区宿河原3丁目16番66号
 代表者氏名 前田 穰治
 変更年月日 令和2年10月15日
- 3 指定番号 第503号
 氏名又は名称 有限会社富士総業
 住 所 (新) 川崎市高津区久末534番地8
 (旧) 川崎市高津区野川4010
 代表者氏名 横山 二郎
 変更年月日 令和2年9月30日
- 4 指定番号 第748号
 氏名又は名称 東洋水工株式会社
 住 所 横浜市戸塚区名瀬町2222番地1
 代表者氏名 (新) 田中 顕輔
 (旧) 田中 國夫
 変更年月日 令和2年5月1日
- 5 指定番号 第884号
 氏名又は名称 有限会社藤原興業
 住 所 神奈川県大和市中央林間西2丁目1番8号
 代表者氏名 (新) 藤原 圭一郎
 (旧) 藤原 隆志

- 変更年月日 令和2年8月31日
- 6 指 定 番 号 第1004号
氏名又は名称 有限会社中嶋設備
住 所 川崎市宮前区土橋4丁目1番地9
代表者氏名 (新) 中嶋 千江子
(旧) 中嶋 美郎
変更年月日 令和2年7月1日
- 7 指 定 番 号 第1095号
氏名又は名称 株式会社テクノス三和
住 所 (新) 神奈川県大和市渋谷5丁目18番地1
(旧) 神奈川県大和市福田2075番地1
代表者氏名 (新) 中村 豊
(旧) 中村 圭史
変更年月日 (住所) 平成30年6月30日
(代表者氏名) 令和2年6月1日

川崎市上下水道局告示第51号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第6条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止を行いましたので告示します。

令和2年10月29日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第524号
氏名又は名称 大河原設備
住 所 東京都稲城市若葉台1丁目17番10号
代表者氏名 大河原 章
廃止年月日 令和2年10月14日
- 2 指 定 番 号 第528号
氏名又は名称 株式会社泉屋工業所
住 所 東京都文京区湯島1丁目6番8号
代表者氏名 齋藤 博
廃止年月日 令和2年9月30日
- 3 指 定 番 号 第902号
氏名又は名称 有限会社エターナルホーム
住 所 川崎市麻生区百合丘2丁目17番26号
代表者氏名 大沼 久司
廃止年月日 令和2年10月2日
- 4 指 定 番 号 第1142号
氏名又は名称 株式会社栄輝
住 所 東京都八王子市七国4丁目21番13号

- 代表者氏名 小島 裕之
廃止年月日 令和2年5月18日

川崎市上下水道局告示第52号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定更新について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第5条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定更新したので、同規程第9条第2号の規定により告示します。

令和2年10月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第1号
氏名又は名称 猪瀬建設株式会社
住 所 川崎市川崎区追分町1番13号
代表者氏名 猪瀬 雅彦
指 定 更 新 日 令和2年10月30日
有 効 期 限 令和7年9月29日
- 2 指 定 番 号 第202号
氏名又は名称 三武設備工業株式会社
住 所 川崎市川崎区小田三丁目12番18号
代表者氏名 平田 忠大
指 定 更 新 日 令和2年10月30日
有 効 期 限 令和7年9月29日
- 3 指 定 番 号 第214号
氏名又は名称 有限会社デルタ
住 所 川崎市宮前区野川1424番地11
代表者氏名 福原 留雄
指 定 更 新 日 令和2年10月30日
有 効 期 限 令和7年9月29日
- 4 指 定 番 号 第314号
氏名又は名称 有限会社大生エンジニアリング
住 所 神奈川県川崎市麻生区早野425
代表者氏名 保坂 一夫
指 定 更 新 日 令和2年10月30日
有 効 期 限 令和7年9月29日
- 5 指 定 番 号 第322号
氏名又は名称 株式会社丹野設備工業所
住 所 神奈川県伊勢原市上粕屋448番地の19
代表者氏名 丹野 徳人
指 定 更 新 日 令和2年10月30日
有 効 期 限 令和7年9月29日
- 6 指 定 番 号 第324号
氏名又は名称 有限会社横宮商会

住 所 横浜市都筑区南山田町4136番地13
 代表者氏名 宮台 昌夫
 指定更新日 令和2年10月30日
 有効期限 令和7年9月29日

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第77号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月20日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	令和2年度 流量計保守点検委託
	履行場所	川崎市宮前区土橋3-1-1(鷺沼配水所内)ほか
	履行期限	契約の日から令和3年3月19日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」に記載されていること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和2年11月12日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約(公契約)に関する情報」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	令和2年度 川崎区下水幹線実施設計委託第10号
	履行場所	川崎市川崎区地内
	履行期限	契約の日から令和3年10月29日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に記載されていること。 (4) 平成17年度以降に契約した、次の条件をTECRISにより確認できること。 耐震実施設計(レベル1,2)委託業務を含む、下水道管きよのシールド工法に係わる実施設計(詳細設計)の実績を有すること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記エ及びオは兼務できません。 ア 総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者 イ 建設部門技術士(トンネル科目)又はRCCM(トンネル部門)の資格を有する者	

参加資格	<p>ウ 建設部門技術士(鋼構造及びコンクリート科目)又はRCCM(鋼構造及びコンクリート部門)の資格を有する者</p> <p>エ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道一下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>オ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上下水道一下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又はRCCM(下水道)のいずれかを有する者</p> <p>カ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有するものを配置すること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-2097</p>
入札日時等	令和2年11月12日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	令和2年度入江崎総合スラッジセンター脱臭設備点検整備業務委託
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履行期限	契約の日から令和3年3月19日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」に登載されていること。</p> <p>(4) 平成17年4月1日以降に下水道施設における脱臭設備点検整備業務(脱臭剤交換業務を含む)又は脱臭設備製作・据付業務(脱臭剤納入を含む)の元請履行完了実績を有すること。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	令和2年11月12日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。</p> <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約(公契約)に関する情報」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。</p>	

川崎市上下水道局公告第78号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月20日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	多摩川水系排水樋管ゲート建設電気その2工事
	履行場所	川崎市中原区上丸子山王町1丁目地先ほか
	履行期限	契約の日から令和3年12月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければならない。 なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p> <p>(8) 計画処理能力100,000m³/日以上 of 下水処理施設において、監視制御設備の製作及び据付工事の完工実績(元請に限る。)を平成17年4月1日以降に有すること(修理及び整備工事を除く。) ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	令和2年11月16日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	千年地区下水枝線第5号工事
	履行場所	川崎市高津区千年地内
	履行期限	契約の日から230日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「A」で登録されていること。</p>	

参 加 資 格	<p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で置く場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2099</p>
入札日時等	令和2年11月16日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第79号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月27日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	令和2年度入江崎水処理センターほか脱臭設備点検整備業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-17-1ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月19日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」に登載されていること。</p> <p>(4) 平成17年4月1日以降に下水道施設における脱臭設備点検整備業務（脱臭剤交換業務を含む）又は脱臭設備製作・据付業務（脱臭剤納入を含む）の元請履行完了実績を有すること。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	令和2年11月19日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。</p> <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	等々カポンプ場実施設計委託その4
	履 行 場 所	川崎市中原区等々カ20-1
	履 行 期 限	契約の日から令和3年11月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登載されていること。</p> <p>(4) 平成17年4月1日以降に契約した、次の2つの履行実績を有している事。</p> <p>ア 計画雨水量1m³/秒以上の下水道施設における雨水ポンプ設備の新設、増設または更新に伴う実施設計業務の元請履行実績</p> <p>イ 流出解析モデル利活用マニュアル（(公財)日本下水道新技術機構）で対象とする流出解析モデルを用いた業務の実績</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウは兼務できません。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>ウ 照査技術者</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	令和2年11月19日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	令和2年度 汚泥圧送管空気弁等点検業務委託
	履 行 場 所	川崎市麻生区、多摩区地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から90日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「その他の施設維持管理」に登載されていること。</p>	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097
入札日時等	令和2年11月19日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

川崎市上下水道局公告第80号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月27日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	踊場ポンプ場耐震補強その1工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区下麻生3-32-18
	履 行 期 限	契約の日から令和3年4月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で置く場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和2年11月18日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	殿町3丁目200mm・150mm配水管布設替工事
	履行場所	川崎区殿町3-25先
	履行期限	契約の日から110日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「水道施設」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和2年11月18日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	令和2年度 生田浄水場ほか2箇所バルブコントローラ修理工事
	履行場所	川崎市多摩区生田1-1-1(生田浄水場内)ほか2箇所
	履行期限	契約の日から令和3年3月19日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>	

参加資格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100
入札日時等	令和2年11月18日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	工業用水道 理研アルマイト工業(株)ほか2箇所流量計測設備取替工事
	履行場所	川崎市川崎区桜本2-44-1(理研アルマイト工業(株))ほか2箇所
	履行期限	契約の日から令和3年3月16日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。</p> <p>なお、本工事は現場施工前に工場製作期間がありますが、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	令和2年11月18日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

上 下 水 道 公 告 (調 達)

川崎市上下水道局公告(調達)第28号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年11月10日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

デジタル水道メーター(修理品) 20mm 24,600個

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

川崎市幸区下平間1-11番地 給水装置課

(4) 納入期限

仕様書によります。

(5) 本案件は、電子入札案件です。競争入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込みを行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「水道用品」、種目「水道用品」に記載されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付されていること。

なお、有資格業者名簿に記載のない者(入札参加業種・種目に記載のない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和2年11月24日までに行ってください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。)

また、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には無償で交付します。

(1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

明治安田生命ビル13階

電話 044-200-2091

(2) 期間 令和2年11月10日(公告日)から令和2年11月24日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分から正午、午後1時から午後5時

4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布

競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(2) 提出期間及び場所

競争入札参加申込書は、電子入札システムにより次の期間に提出してください。

提出期間 令和2年11月10日(公告日)から令和2年11月24日

午前8時から午後8時

競争入札参加申込手順の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「上下水道局の入札参加手続関係」)に掲載している「電子入札：操作説明書(入札システム操作方法)」を御覧ください。

ただし、電子入札システムによりがたい者は、3(1)の場所に、3(2)の期間中に競争入札参加申込書を提出してください。

なお、競争入札参加申込書の郵送による提出は認めません。

(3) 問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係
担当 向井

電話 044-200-2091

5 仕様書作成担当者

川崎市上下水道局サービス推進部給水装置課
担当 谷内

電話 044-589-5232

6 仕様書に関する質問、回答

(1) 質問

次により仕様書の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に提出(入力)してください。

提出(入力)期間

令和2年11月10日(公告日)から令和2年11月24日

午前8時から午後8時

質問の入力方法の詳細については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 持参による質問方法

電子入札システムによりがたい者は、窓口での対応となります。3(1)が質問書の配布、持参の場所となります。

持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R/RW)にWord形式のまま保存した質問書を提出してください(どちらか一方の場合には、質問は受け付けません。)

なお、質問書は、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書(一般競争入札用)」からダウンロードできます。

提出期間

令和2年11月10日(公告日)から令和2年11月24日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分から正午、午後1時から午後5時

(2) 回答

ア 回答日時

令和2年12月9日 午前9時まで

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

なお、質問がなかった場合には、通知・掲載はしません。

質問回答書は、入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の欄の「積算内訳書等取得マニュアル」を御覧ください。

また、回答後に再質問は受け付けません。

7 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和2年12月9日までに確認通知書を送付します。

また、当該メールアドレスを登録していない者には、令和2年12月9日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

8 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和2年12月21日
午前9時30分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和2年12月21日
午前10時30分

(イ) 入札書の提出場所 砂子平沼ビル7階入札室
(川崎市川崎区砂子1-7-4)

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和2年12月16日 必着
(イ) 入札書の提出先 3(1)の場所に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年12月21日 午前10時30分

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

24,600 20mm digital water meters (repair)

(2) Time limit for tender:

a By electronic bidding system

9:30A.M. 21 December 2020

b Direct delivery

10:30A.M. 21 December 2020

c By mail

16 December 2020

(3) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration

Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa

210-8577, Japan

TEL:044-200-2091

(4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第36号

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年10月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程(昭和29年交通部規程第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

溝口駅南口	向丘出張所・犬蔵	北部市場前
-------	----------	-------

を

「

菅生車庫	犬蔵・向丘出張所	〃
北部市場前	〃	〃

に改める。

附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第63号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月21日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

ハイブリッド・バッテリー交換作業一式

(2) 履行場所

上平間営業所及び井田営業所

(3) 履行期限

契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 調達案件の特質等

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成31・32年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」のランク「A」又は「B」、種目「自動車修理」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。
- 3 一般競争入札参加に必要な手続
この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。
- (1) 提出書類
一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 原田
電話 044-200-3228
- (3) 提出期間
令和2年10月21日から令和2年10月29日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (4) 提出方法
持参
- 4 一般競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書の入手方法
市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局物品入札公表一覧」→「令和2年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。
- 5 一般競争入札参加資格確認の通知
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和2年11月5日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先
自動車部運輸課 車両係 伊藤
電話 044-200-3241
- 7 一般競争入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。
- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法
総価で行います。この金額には、その他一切の諸

経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年11月11日 午前11時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第64号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月27日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

二面式バス停留所標識設置

(2) 履行場所

交通局指定場所（仕様書のとおり）

- (3) 履行期限
契約締結日から令和3年2月19日まで
- (4) 調達案件の概要
二面式バス停留所標識を設置するものである(詳細は仕様書による)。
- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。
- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成31・32年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格者名簿に、業種「看板標識」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。
- 3 一般競争入札参加に必要な手続
この入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出しなければなりません。
- (1) 提出書類
一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 原田
電話 044-200-3228
- (3) 提出期間
令和2年10月27日から令和2年11月6日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (4) 提出方法
持参
- 4 一般競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書の入手方法
市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局物品入札公表一覧」→「令和2年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。
- 5 一般競争入札参加資格確認の通知
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和2年11月12日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先
自動車部管理課 施設担当 石渡
電話 044-200-3224
- 7 一般競争入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次

- のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。
- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法
総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 日時 令和2年11月19日 午前10時00分
イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
- (3) 入札書の提出方法
持参
- (4) 入札保証金
免除
- (5) 落札者の決定方法
川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約の手続等
次により、契約を締結します。
- (1) 契約保証金
契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。
- (2) 契約書作成の要否
必要
- 10 その他
- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

川崎市交通局公告第65号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和2年10月28日

川崎市交通事業管理者
交通局長 篠原 秀夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

下作住宅前ほか3か所バス停留所上屋設置工事

(2) 履行期間

契約の日から令和3年3月24日まで

(3) 履行場所

川崎市高津区下作延5丁目9番地先ほか3か所

(4) 工事概要

下記バス停留所上屋の設置を行う。

ア	下作住宅前	標準型	S造	延べ面積	6.87㎡
イ	飯室	標準型	S造	延べ面積	8.08㎡
ウ	向丘出張所	標準型	S造	延べ面積	6.46㎡
エ	蔵敷	標準型	S造	延べ面積	8.08㎡

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。
- (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「D」で登録されていること。
- (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
- (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
- (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。
- (9) 主任技術者（業種「建築」）を配置できること。

3 入札参加申込書等の提出方法・期間

(1) 入札参加申込に必要な書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 本工事に係る建設業の許可を受けていることを確認できる書類
- ウ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- エ 建設業退職金共済制度加入履行証明
(本市の登録情報又は経営事項審査の総合評定値

通知書で確認できない場合のみ必要。発行から3か月以内に証明を受けたものに限る。)

※ 一般競争入札参加資格確認申請書は、市ホームページ内「川崎市交通局入札情報」の「交通局工事入札公表」の「案件固有書類へのリンク」（以下「案件固有書類へのリンク」）からダウンロードもできます。

(2) 配布・提出及び問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階
川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係
電話 044-200-2100

(3) 提出期間

令和2年10月28日から令和2年11月4日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

(4) 提出方法

持参

4 設計図書類の取得

本案件は、設計図書の電子化実施対象案件です。設計図書については、下記6の確認通知書とともに、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに送付します。

当該委任先メールアドレスを登録していない者は、令和2年11月10日の9時から16時までの間に財政局資産管理部契約課（建築契約係）に下記6の確認通知書及び電子媒体（CD-R）を持参し、設計図書の引渡しを受けてください。

5 一般競争入札参加資格の喪失

上記2の各号いずれかの資格を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

6 一般競争入札参加資格確認の通知

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに、申込締切日後1週間以内に送付します。

当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知するもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時に遡って提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は無効とします。

7 仕様書等の積算に関する質問・回答

所定の質問書を提出することにより、仕様書等の積算に関する質問ができます。

※ 電子入札システムによる質問回答機能は利用でき

ません。

詳細については、仕様書等に添付されている質問書を御覧ください。

8 入札の手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札書の提出方法

郵便(簡易書留又は一般書留)により提出してください。詳細については「案件固有書類へのリンク」内「郵便入札の実施について(お知らせ)」を御覧ください。また、入札額に相当する積算額が記載されている積算内訳書を同封してください。

なお、積算内訳書の書式は、確認通知を送付する際に添付いたします。

ア 期限

令和2年11月30日 必着

イ 宛先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係

(2) 開札の日時

令和2年12月2日 午前10時00分

(3) 開札の場所

財政局資産管理部契約課建築契約係
(明治安田生命ビル13階)

9 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。当該落札候補者について上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、「川崎市交通局工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」を御覧ください。

(2) 配置予定技術者届等の提出

落札候補者は配置予定技術者届等の提出が必要となります。積算疑義申立てに関する手続き期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。落札候補者におかれては、財政局資産管理部契約課(建築契約係 044-200-2100)に下記10の書類を遅くとも翌日正午までに提出してください。

(3) 入札の無効

ア 川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

イ 添付又は提出した積算内訳書に不備等のある場合はこれを無効とします。

ウ 設計書等の購入が確認できない者の入札はこれを無効とします。

(設計図書の電子化実施対象案件を除く)

(4) 本工事の設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立て先は、工事担当課(まちづくり局施設整備部公共建築担当(川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル9階) 電話044-200-3013)です。

※ 積算疑義申立て制度の詳細については、「川崎市交通局入札情報」の「契約関係規程等」の「川崎市交通局工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」を御覧ください。

10 落札候補者が提出する書類

(1) 配置予定技術者届(第1号様式その1)(交通局所定の様式)

(2) 配置予定技術者の資格を確認できる書類

ア 監理技術者の場合

配置予定監理技術者の「監理技術者資格者証(両面)」及び「監理技術者講習修了証(両面)」の写し

※ 同証で雇用関係が確認できない場合、健康保険被保険者証等の雇用関係を確認できる書類を同時に提出してください。

イ 主任技術者の場合

配置予定主任技術者の1、2級の技術検定合格証明書等の写し、または建設業法第7条第2号イ、ロ、ハの条件を満たす主任技術者経歴証明書(第2号様式)(交通局所定の様式)

※ 配置予定技術者届及び主任技術者経歴証明書については、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

(3) 配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類(健康保険被保険者証の写し)

健康保険被保険者証の写しを提出できない者は下記の書類の写し

ア 市区町村作成の住民税特別徴収税額通知書の写し

イ 年金事務所作成の被保険者標準報酬決定通知書の写し

ウ 公共職業安定所作成の雇用保険資格取得等確認通知書の写し

エ その他雇用関係が確認できる書類

なお、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要します。

直接的な雇用関係とは、配置予定技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働

時間、雇用、権利構成)が存在することをいいます。

また、恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいい、一般競争入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係にあることが必要です。(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)

※ 配置予定技術者を配置できない場合

落札候補者となったにもかかわらず、「正当な理由」なしに技術者を配置できずに契約を締結できない場合は、川崎市競争入札参加者指名停止等要綱別表第2第15号「本市発注の競争入札において、正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した参加資格の確認書類を提出しないとき。」に該当するものとして、指名停止措置の対象となりますので、十分に御注意ください。

11 契約手続等

次により契約を締結します。

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市交通局会計規程第11条に定める有価証券(振替債を除く。)の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

- (3) 前払金 有

この工事は中間前払金の適用工事です。詳しくは、「川崎市交通局公共工事の前払金に関する規程」及び「川崎市交通局公共工事中間前払金取扱要綱」を御覧ください。

12 下請負人の制限

健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条、雇用保険法第7条の届出の義務を履行していない建設業者を下請負人とした場合は、契約違反となる場合がありますので御注意ください。

※ 平成31年4月1日から、制限の対象を1次下請負人に限らず「全ての下請負人」に拡大しておりますので御注意ください。

13 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めると

ころによります。

- (3) 川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得は、財政局資産管理部契約課で閲覧できます。
- (4) 公告に関する問い合わせは、川崎市財政局資産管理部契約課になります。
- (5) 指名停止期間中の川崎市競争入札参加資格者との下請契約は認められておりませんので御注意ください。

【抜粋】川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱(下請等の禁止)

第7条 指名停止の期間中の有資格業者が、本市の契約に係る下請けをし、若しくは受託をすることを承認しないものとする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立てをしたことによる指名停止中の場合は、この限りでない。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第38号

入 札 公 告

工事請負契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年10月21日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(以下「建築契約係」といいます。)

川崎市川崎区宮本町1番地

明治安田生命ビル13階 電話044-200-2100

- (2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程は、建築契約係の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、閉庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について
- ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に建築契約係窓口で受付けます。
 - イ 競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。
 - (ア) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に該当しないこと。
 - (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
 - (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
 - (エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。
 - ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。
 - エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。
- (5) 入札及び開札について
- ア 本案件は郵便入札にて執行します。入札方法の詳細については別に定めるところによります。また、開札は別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

て、次の場所で執行します。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（川崎市川崎区宮本町1番地）

- イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。
 - なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を提出しなければなりません。
 - ウ 入札保証金は免除します。
 - エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。
 - 入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、翌日に再度入札を行います。その際は、対象者に別途連絡します。
 - オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。
- (6) 契約の締結について
- 契約書の作成を必要とします。詳細については、各案件の「一般競争入札のお知らせ」を御覧ください。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	井田病院ケアセンター火災報知その他設備改修工事
	履行場所	川崎市中原区井田2丁目27番1号
	契約期間	契約の日から令和3年3月26日まで
競争参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「消防」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 消防施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「消防施設」）を配置できること。 (10) 消防設備士免状（甲種第4類）の交付を受けた技術者を配置できること。 ただし、(9)の技術者（業種「消防施設」）との兼任を可とします。	

申 込 締 切 日	令和2年10月27日(火)まで受付けます。
予 定 価 格	未定
入 札 保 証 金	免除とします。
最 低 制 限 価 格	設定します。
郵 便 入 札 締 切 日	令和2年11月13日(金)必着
開 札 日	令和2年11月17日(火)午前10時00分

病 院 局 公 告 (調 達)

川崎市病院局公告(調達)第16号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年11月10日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総 則

- (1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。
病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)
- (3) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。
<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>
- (4) 別紙の案件の入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てることができます。落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、川崎市政府調達苦情処理検討委員会の申し立て検討期間中、契約手続を一時停止することがあります。
- (5) 本書に示された諸手続で期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続の時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。
- (6) 本書に定める事項のほか調達の詳細は、仕様書及び契約規程の定めるところによります。

2 競争参加の申込み及び競争参加資格について

- (1) 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定めた期間に病院局契約担当窓口で受付けます。
 - (2) 競争参加者は、別紙の案件ごとに定めた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。
ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
ウ 法令等に従い、本件調達を確実に履行する資格及び能力を有すること。
エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争参加者の義務を誠実に履行すること。
 - (3) 「平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格者名簿(以下「名簿」といいます。)」に登録のない者(別紙の案件に定められた業種に登録のない者も含みます。)は、所定の様式をもって競争参加の申込締切日までに財政局資産管理部契約課で資格審査の申請を行ってください。
 - (4) 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。
 - (5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。
- #### 3 仕様等に関する問合せの方法について
- 仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受付けます。また、提出された質問書は1(2)の照会窓口に戻り回答書と共に掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。
- #### 4 商品説明書について
- 競争参加者は、別紙の案件ごとの競争参加の申込期間に、納入を予定する物品の商品説明書をそれぞれ3部ずつ病院局契約担当窓口へ提出してください。商品説明書の構成は次のとおりとします。ただし、次のうち(3)(4)(5)(6)を取りまとめた作成、又は(3)(4)(5)(6)を(1)に含めた作成は可とします。

- (1) 提案書（応札機種リスト・応札する商品のカタログを含む。）
- (2) 応札仕様書（入札仕様書と対比させて作成のこと。）
- (3) 設置条件に関する資料
- (4) 納入に要する期間に関する資料
- (5) 消耗品に関する資料
- (6) 保守及び障害支援体制に関する資料
- (7) 出庫証明書又は販売店若しくは代理店であることを証する書面
- (8) 定価証明書（単価のほか、総価を示すもの）

5 入札及び開札について

- (1) 入札及び開札の日時・場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。
- (2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とし、その者は競争参加資格確認通知書を必ず持参するものとします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。
- (3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当

に御相談ください。提出は、3の回答が掲載された後に受け付けます。

- (4) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。

なお、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者、並びに開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

- (5) 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

6 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

- (1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は保証金の納付を免除します。
- (2) 前払金の適用はありません。
- (3) 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する放射線治療計画用CT装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1（川崎市立川崎病院）
	履行期限	契約締結日から令和3年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	設定しません。
競争参加の申込	令和2年11月10日から令和2年11月24日まで受け付けます。	
現場視察	希望者のみ競争参加申込書提出後、現場視察を認めます。 （※下記担当に日程調整をすること） 視察期間：令和2年11月10日から令和2年11月26日まで 視察時間：現場と相談の上、決定すること。 問い合わせ先：川崎市立川崎病院 庶務課経理係 岩元 044-233-5521（代表） ※問い合わせ時間：午前8時30分から午後5時00分まで （土・日及び、平日の午後0時00分から午後1時00分を除く）	
入札及び開札	日時	令和2年12月8日 午前10時00分 ※川崎市病院局公告（調達）第16号・案件2及び川崎市病院局公告（調達）第17号・案件1～2と合併入札
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による入札書の提出	提出期限	令和2年12月4日 必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長

予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
Summary	<p>1 Nature and quantity of product to be purchased: CT device for radiation therapy planning at Kawasaki hospital</p> <p>2 Time-limit for tender: 10:00 A.M., December, 8, 2020</p> <p>3 Time-limit for tender by mail: December, 4, 2020</p> <p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Accounting section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawakimiyuki bldg 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0006 JAPAN TEL 044-200-3857 (Direct-in)</p> <p>5 MEMO: If you want to see our treatment planning room, we permit it until November 26. Then please call us beforehand. <u>TEL:044-200-3857</u> charged clerk: Muraki</p>	
(案件2)		
競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用する全身用CT装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から令和3年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	設定しません。
競争参加の申込	令和2年11月10日から令和2年11月24日まで受け付けます。	
現場視察	<p>希望者のみ競争参加申込書提出後、現場視察を認めます。 (※下記担当に日程調整をすること)</p> <p>視察期間：令和2年11月10日から令和2年11月26日まで 視察時間：現場と相談の上、決定すること。 問い合わせ先：川崎市立川崎病院 庶務課経理係 岩元 044-233-5521 (代表)</p> <p>※問い合わせ時間：午前8時30分から午後5時00分まで (土・日及び、平日の午後0時00分から午後1時00分を除く)</p>	
入札及び開札	日 時	令和2年12月8日 午前10時00分 ※川崎市病院局公告(調達)第16号・案件1及び川崎市病院局公告(調達)第17号・ 案件1～2と合併入札
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による 入札書の提出	提出期限	令和2年12月4日 必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

Summary	<p>1 Nature and quantity of product to be purchased: Whole body CT device at Kawasaki hospital</p> <p>2 Time-limit for tender: 10:00 A.M., December, 8, 2020</p> <p>3 Time-limit for tender by mail: December, 4, 2020</p> <p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Accounting section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0006 JAPAN TEL 044-200-3857 (Direct-in)</p> <p>5 MEMO: If you want to see our CT room No.2, we permit it until November 26. Then please call us beforehand. TEL:044-200-3857 charged clerk: Muraki</p>
---------	--

川崎市病院局公告(調達)第17号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年11月10日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。
病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル
7階 電話044-200-3857(直通)
- (3) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。
(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)
- (4) 別紙の案件の入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てることができます。落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、川崎市政府調達苦情処理検討委員会の申し立て検討期間中、契約手続を一時停止することができます。
- (5) 本書に示された諸手続で期間が定められている場

合、休日等は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続の時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

- (6) 本書に定める事項のほか調達の詳細は、仕様書及び契約規程の定めるところによります。
- 2 競争参加の申込み及び競争参加資格について
 - (1) 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定めた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。
 - (2) 競争参加者は、別紙の案件ごとに定めた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。
 - ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
 - イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
 - ウ 法令等に従い、本件調達を確実に履行する資格及び能力を有すること。
 - エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争参加者の義務を誠実に履行すること。
 - (3) 「平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿(以下「名簿」といいます。)」に登録のない者(別紙の案件に定められた業種に登録のない者も含みます。)は、所定の様式をもって競争参加の申込締切日までに財政局資産管理部契約課で資格審査の申請を行ってください。
 - (4) 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。
 - (5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加

申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

3 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(2)の照会窓口に回答書と共に掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

4 入札及び開札について

- (1) 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。
- (2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。
- (3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当に御相談ください。提出は、3の回答が掲載された後に受け付けます。

(4) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。

なお、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者、並びに開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

(5) 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

5 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。ただし、川崎市議会定例会において、以下の案件に係る予算が議決されることを条件とします。

- (1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は保証金の納付を免除します。
- (2) 前払金の適用はありません。
- (3) 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院放射線治療計画用CT装置保守業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1（川崎市立川崎病院）
	履行期限	納入（検査完了）日から72か月間
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療関連業務」 種目「医療機器維持管理」
	地域区分	設定しません。
	その他	設定しません。
競争参加の申込	令和2年11月10日から令和2年11月24日まで受け付けます。	
現場視察	設定しません。	
入札及び開札	日時	令和2年12月8日 午前10時00分 ※川崎市病院局公告（調達）第17号・案件2及び川崎市病院局公告（調達）第16号・案件1～2と合併入札
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による入札書の提出	提出期限	令和2年12月4日 必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
Summary	1 Nature and quality of product to be purchased: Maintenance of CT device for radiation therapy planning at Kawasaki hospital 2 Time-limit for tender: 10:00 A.M., December, 8, 2020 3 Time-limit for tender by mail: December, 4, 2020	

Summary	<p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0006 JAPAN TEL 044-200-3857 (Direct-in)</p>
---------	--

(案件2)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院全身用CT装置保守業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	納入(検査完了)日から72か月間
競争参加資格	名簿の 登録	業種「医療関連業務」 種目「医療機器維持管理」
	地域区分	設定しません。
	その他	設定しません。
競争参加の申込	令和2年11月10日から令和2年11月24日まで受け付けます。	
現場視察	設定しません。	
入札及び開札	日時	令和2年12月8日 午前10時00分 ※川崎市病院局公告(調達)第17号・案件1及び川崎市病院局公告(調達)第16号・ 案件1～2と合併入札
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による 入札書の提出	提出期限	令和2年12月4日 必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
Summary	<p>1 Nature and quality of product to be purchased: Maintenance of Whole body CT device at Kawasaki hospital</p> <p>2 Time-limit for tender: 10:00 A.M., December, 8, 2020</p> <p>3 Time-limit for tender by mail: December, 4, 2020</p> <p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0006 JAPAN TEL 044-200-3857 (Direct-in)</p>	

川崎市病院局公告(調達)第18号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年11月10日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(3) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(4) 別紙の案件の入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てることができます。落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、川崎市政府調達苦情処理検討委員会の申し立て検討期間中、契約手続を一時停止することができます。

(5) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(6) 本書に定める事項のほか調達の詳細は、仕様書及び契約規程の定めるところによります。

2 競争参加の申込み及び競争参加資格について

(1) 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定めた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

(2) 競争参加者は、次の全ての条件を満たす必要があります。

ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

ウ 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争参加者の義務を誠実に履行すること。

(3) 「平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿(以下「名簿」といいます。)」に登録のない者(別紙の案件に定められた業種に登録のない者も含みます。)は、所定の様式をもって競争参加の申込締切日までに財政局資産管理部契約課で資格審査の申請を行ってください。

(4) 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

(5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

3 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(2)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

4 入札及び開札について

(1) 入札及び開札の日時・場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

(2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とし、その者は競争参加資格確認通知書を必ず持参するものとします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。

(3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当に御相談ください。提出は、3の回答が掲載された後に受け付けます。

(4) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。

なお、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者、並びに開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

(5) 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

5 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

- (1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。
ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は保証金の納付を免除します。
- (2) 前払金の適用はありません。
- (3) 契約書の作成を必要とします。

- (4) 川崎市議会において、この契約に係る令和3年度の予算を定める議決がない場合又は当該予算の削除を伴う議決があった場合については、この契約のうち、令和3年度予算に係る部分については失効します。詳細については入札説明書によります。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎市立川崎病院で使用するガス(都市ガス)の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1(川崎市立川崎病院)
	履行期限	令和3年1月1日から令和3年12月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「燃料・油脂類」 種目「プロパンガス・石炭」
	その他	1 履行場所を含む区域において、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第3条の規定によりガス小売事業者としての登録を受けている者又は同法第35条の規定により一般ガス導管事業者としての許可を受けている者であること。 2 調達されるガスの品質及び数量について、仕様書の内容を順守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
競争参加の申込	令和2年11月10日から令和2年11月20日まで受け付けます。	
現場視察	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和2年12月11日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による入札書の提出	提出期限	令和2年12月9日必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1 川崎市病院局経営企画室 経理担当課長
入札保証金	免除します。	
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
Summary	<p>1 Nature and quality of product to be purchased : City gas to be used at Kawasaki Municipal Kawasaki Hospital.</p> <p>2 Time-limit for tender: 10:00 A.M. 11th December 2020</p> <p>3 Time-limit for tender by mail: 9th December 2020</p> <p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Accounting section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg. 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN Tel 044-200-3857(Direct-in)</p>	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎市立井田病院で使用するガス(都市ガス)の調達
	履行場所	川崎市中原区井田2丁目27番1号(川崎市立井田病院)
	履行期限	令和3年1月1日から令和3年12月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「燃料・油脂類」 種目 「プロパンガス・石炭」
	その他	1 履行場所を含む区域において、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第3条の規定によりガス小売事業者としての登録を受けている者又は同法第35条の規定により一般ガス導管事業者としての許可を受けている者であること。 2 調達されるガスの品質及び数量について、仕様書の内容を順守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
競争参加の申込	令和2年11月10日から令和2年11月20日まで受け付けます。	
現場視察	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和2年12月11日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による入札書の提出	提出期限	令和2年12月9日必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1 川崎市病院局経営企画室 経理担当課長
入札保証金	免除します。	
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
Summary	<p>1 Nature and quality of product to be purchased : City gas to be used at Kawasaki Municipal Ida Hospital.</p> <p>2 Time-limit for tender: 10:00 A.M. 11th December 2020</p> <p>3 Time-limit for tender by mail: 9th December 2020</p> <p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Accounting section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg. 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN Tel 044-200-3857(Direct-in)</p>	

消 防 局 公 告

川崎市消防局公告第5号

サイレンの吹鳴について

消防法(昭和23年法律第186号)第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

令和2年10月29日

川崎市消防長 日迫善行

訓練 1	日時	令和2年11月8日(日) 9時10分～9時11分
	場所	川崎市中原区上平間1668番地 FUSOグリーンガーデン
	消防隊数	消防隊1隊 計1隊

消 防 局 訓 令

川崎市消防局訓令第19号

局内一般
消 防 署

川崎市消防署の組織に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年10月29日

川崎市消防長 日 迫 善 行

川崎市消防署の組織に関する規程等の一部を改正する訓令

(川崎市消防署の組織に関する規程の一部改正)

第1条 川崎市消防署の組織に関する規程(昭和53年消防局訓令第9号)の一部を次のように改正する。

別表川崎市宮前消防署の部野川出張所の項中「野川、」を削り、「西野川3丁目」の次に「、野川台1丁目、野川台2丁目、野川台3丁目、南野川1丁目、南野川2丁目、南野川3丁目」を加える。

(川崎市救急業務実施規程の一部改正)

第2条 川崎市救急業務実施規程(平成23年消防局訓令第9号)の一部を次のように改正する。

別表第2平間救急隊の部2の項中「区域のうち」の次に「、塚越」を加える。

別表第2野川救急隊の部2の項中「、野川」を削り、「西野川3丁目」の次に「、野川台1丁目、野川台2丁目、野川台3丁目、南野川1丁目、南野川2丁目、南野川3丁目」を加える。

(消防団火災出場区分基準の一部改正)

第3条 消防団の火災出場区分基準(昭和55年消防局訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別表宮前消防団の部野川分団の款1の項中「、野川」を削り、「西野川3丁目」の次に「、野川台1丁目、野川台2丁目、野川台3丁目、南野川1丁目、南野川2丁目、南野川3丁目」を加える。

附 則

この訓令は、令和2年11月9日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第19号

次の名称の公印を改刻しますので、告示します。

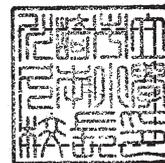
令和2年10月16日

川崎市教育委員会教育長 小田嶋 満

1 川崎市立久本小学校長印

(1) 使用開始日 令和2年10月16日

- (2) ひな形番号 30
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方21ミリメートル
- (5) 保管場所及び個数 川崎市立久本小学校 1個
- (6) 印 影



川崎市教育委員会告示第20号

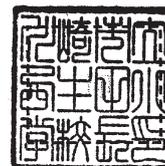
次の名称の公印を改刻しますので、告示します。

令和2年10月16日

川崎市教育委員会教育長 小田嶋 満

1 川崎市立西生田小学校長印

- (1) 使用開始日 令和2年10月16日
- (2) ひな形番号 30
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方21ミリメートル
- (5) 保管場所及び個数 川崎市立西生田小学校 1個
- (6) 印 影



川崎市教育委員会告示第21号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和2年10月20日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

- 1 日 時 令和2年10月27日(火) 14時00分から
- 2 場 所 教育文化会館 第6・7会議室
- 3 議 事 議案第33号 青少年教育施設に係る指定管理予定者の決定について
- 4 その他報告等

教 育 委 員 会 公 告

川崎市教育委員会公告第6号

令和3年度川崎市立高等学校入学定員を次のとおり制定します。

令和2年10月28日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

令和3年度 川崎市立高等学校入学定員

1 全日制課程

学校名	学科名	入学定員 (人数)	併設型中学校 からの 入学定員	転編入枠 (人数)	募集定員 (人数)	募集 学級数
川 崎	普通科	120	120			
	生活科学科	40		1	39	1
	福祉科	40		1	39	1
幸	普通科	120		2	118	3
	ビジネス教養科	120		2	118	3
川崎総合科学	情報工学科	40		1	39	1
	総合電気科	40		1	39	1
	電子機械科	40		1	39	1
	建設工学科	40		1	39	1
	デザイン科	40		1	39	1
	科学科	40		1	39	1
橘	普通科	200		2	198	5
	スポーツ科	40		1	39	1
	国際科	40		1	39	1
高 津	普通科	280		2	278	7
合 計		1,240	120	18	1,102	28

※川崎高等学校普通科の募集を停止する。また、転編入枠も設けない。

※川崎高等学校普通科においては、併設型中学校からの入学者（120人）を入学定員にあてる。

なお、併設型中学校からの入学者に対して選抜は行わない。

※転編入枠は、普通科及び2学級以上の専門学科（ビジネス教養科）は1学科につき2人とし、他の専門学科は1学級につき1人とする。

2 定時制課程

学校名	学科名	入学定員 (人数)	募集定員 (人数)	募集 学級数
川 崎	普通科 昼間部	140	140	4
川崎総合科学	クリエイト工学科	35	35	1
	商業科	35	35	1
橘	普通科	70	70	2
高 津	普通科	70	70	2
合 計		350	350	10

※川崎高等学校普通科夜間部の募集を停止する。

監 査 公 表

2 川 監 公 第 21 号

令 和 2 年 11 月 10 日

定期監査の結果の報告に基づく措置について

(公表)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年3月25日付け2川監公第6号で公表した定期監査の結果の報告に基づき、川崎市長及び川崎市教育委員会教育長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

1 令和元年度第2回定期(財務)監査結果に対する措置状況

(1) 督促手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市債権管理条例(平成25年条例第42号)第5条によると、市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、督促状により期限を指定して督促しなければならないとされている。

また、川崎市債権管理規則(平成26年規則第18号)第4条及び川崎市交通局債権管理規程(平成26年交通局規程第6号)第4条によると、地方自治法第231条の3第1項その他の法律の規定による督促は履行期限後20日以内に、同法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の規定による督促は遅滞なく、督促状を債務者に送付することにより行うものとするとされている。

滞納債権についてみたところ、次の事例があったので、条例等に基づき督促手続を適正に行われた。

ア 督促状を発していないかった事例

(ア) 生活保護法に係る診療報酬の返還金

[措置内容]

指摘事項については、督促状を送付しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

(健康福祉局生活保護・自立支援室)

(イ) シルバーハウジング事業収入、ひとり暮らし老人福祉住宅利用料

[措置内容]

指摘事項のうち、シルバーハウジング事業収入については、分割納付誓約書締結済等の債権を除き、督促状を送付しました。また、消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分を行います。

2川総ニ第110号

令和2年9月30日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様
同 植村 京子 様
同 嶋崎 嘉夫 様
同 沼沢 和明 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和2年3月25日付け2川監報第3号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

ひとり暮らし老人福祉住宅利用料については、消滅時効が完成したため、不納欠損処分を行いました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(ウ) ホームページバナー広告掲載料

[措置内容]

指摘事項については、納付されたことを確認しました。

また、事務手続について再確認を行うとともに、納付に関するリストを作成し、納期限のチェック強化を図りました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

(健康福祉局保健所動物愛護センター)

(エ) 年末調整に係る所得税追徴金、臨時報酬返還金

[措置内容]

指摘事項については、当該債権につき既に納付されており、以降の債権に関しては適切に督促を行っています。

また、令和2年4月から、毎月の業務スケジュールの中に債権等のチェック日を設けることで進捗管理・情報共有を行い、管理体制を強化しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

(交通局企画管理部労務担当)

(オ) 一般貸切自動車運賃及び料金

[措置内容]

指摘事項については、調定伝票起票時に履行期限等を記載した台帳を作成し、履行期限までに履行しない者については、遅滞なく督促を債権者に送付する等の手続を行うとともに、債権管理台帳の作成等

を適切に行うことを課内で周知徹底しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

(交通局自動車部管理課)

(カ) 事故弁償金

[措置内容]

指摘事項については、令和2年4月から、調定伝票起票時に事故弁償金収入処理簿(債権管理簿)に転記し、毎月末にシステムと当該処理簿を突合した上で、納期限を迎える案件の有無を確認することとしました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

(交通局自動車部安全・サービス課)

イ 督促状を定められた期限までに送付していなかった事例

事故弁償金

[措置内容]

指摘事項については、令和2年4月から、調定伝票起票時に事故弁償金収入処理簿(債権管理簿)に転記し、毎月末にシステムと当該処理簿を突合した上で、納期限を迎える案件の有無を確認することとしました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

(交通局自動車部安全・サービス課)

(2) 不納欠損処分の手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市債権管理条例第8条によると、市の債権につき消滅時効が完成したときは、債権を放棄するとされており、また、川崎市金銭会計規則(昭和39年規則第31号)第58条第1項によると、債権が消滅したとき、又は債権を放棄したときは、歳入徴収者は欠損処分をしなければ

ならないとされている。

滞納債権についてみてみると、不納欠損処分の手続を行っていないかっ
た事例があった。

条例等に基づき不納欠損処分の手続を適正に行われた。

ア シルバーハウジング事業収入、ひとり暮らし老人福祉住宅利用料

[措置内容]

指摘事項については、消滅時効が完成した債権について、不納欠損処
分を行いました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

イ 精神保健医療自己負担金

[措置内容]

指摘事項については、消滅時効が完成した債権について、不納欠損処
分を行いました。

今後は、債権管理研修の資料も活用し、適正な債権管理事務に努めま
す。

(健康福祉局障害保健福祉部精神保健福祉センター)

ウ 診療報酬返還金

[措置内容]

指摘事項については、消滅時効が完成した債権について、不納欠損処
分を行いました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

(健康福祉局医療保険部医療保険課)

(3) 滞納債権に係る記録を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市債権管理規則第3条によると、歳入徴収者は、その所管に属す
べき債権が発生し、又は市に帰属したときは、滞滞なく、債務者の住所、
氏名又は名称等を台帳に記録しなければならぬとされており、また、
台帳に記録した債権についてその管理に関する事務の処理上必要な措置
をとったとき等は、その都度滞滞なく、これらの内容を台帳に記録しな
ければならないとされている。

特別障害者手当返還金及び在宅重度障害者手当返還金についてみると
ころ、折衝経過等を記録していなかった事例があった。

規則等に基づき滞納債権に係る記録を適正に行われた。

[措置内容]

指摘事項については、折衝経過記録表を滞納債権ごとに作成することと
しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(4) 徴収手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

地方自治法第231条によると、歳入を収入するときは、これを測定
し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならぬとされている。
また、ネーミングライツ導入の手引きにおいて、ネーミングライツ料は
前払いで収入することとされている。

徴収手続についてみてみると、ネーミングライツ料について測定を行
っていない事例及びバナー広告掲載料について測定の実施を行わずに納
入通知書を送付していた事例があった。

法令等に基づき徴収手続を適正に行われた。

[措置内容]

指摘事項については、ネーミングライツの調定を行い、納入されたことを確認しました。また、決裁を失念していた調定について、直ちに決裁を行いました。

なお、再発防止のため、ネーミングライツ導入の手引きを再確認するとともに、調定については事務手続を周知徹底しました。

今後は、適正な徴収事務に努めます。
(健康福祉局保健所動物愛護センター)

(5) 予算執行何等の手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市予算及び決算規則（平成7年規則第10号）第23条第1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行何を作成し、決裁を受けなければならないとされており、同規則第25条に支出負担行為として整理する時期が定められている。

また、川崎市交通局会計規程（平成25年交通局規程第13号）第35条によると、支出負担行為をしようとするときは、あらかじめ予算執行何書を作成し、決裁を受けなければならないとされている。

しかしながら、予算執行何、契約等の手続を行わないまま物品の納入や委託業務等を履行させ、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

規則等に基づき予算執行何等の手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、課内ミーティングやマニュアルの配布等により手続を周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課、障害保健福祉部障害計

画課、同精神保健福祉センター、保健所医事・薬事課、同感染症対策課、看護短期大学事務局総務学生課、交通局自動車部運輸課)

(6) 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市事務分掌規則第3条及び川崎市事務決裁規程第5条第1項によると、物品の調達で定められた金額を超えるものについては原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

物品購入に係る契約事務についてみたところ、一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理部契約課等へ契約手続を依頼せずに契約していた事例があった。

規則等に基づき物品購入に係る契約手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、所属内にてマニュアル等を改めて確認するなど、周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

(健康福祉局総務部施設課、地域包括ケア推進室、障害保健福祉部精神保健福祉センター、保健所生活衛生課、同感染症対策課、医療保険部収納管理課、看護短期大学事務局総務学生課)

(7) その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のおり改善措置を要する事例があった。
財務関係法令等に基づき適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

ア 領収書受払簿を作成すべきもの

領収書の管理について、領収書受払簿を作成していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、課内で問題を共有し、領収書受払簿を作成しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(健康福祉局看護短期大学事務局総務学生課)

イ 貸付料の算定を適正に行うべきもの

(ア) 旧線路用地の地下貸付契約について、貸付料の基準額を誤って算定していた事例

[措置内容]

指摘事項については、契約の相手方に不足分の納入を依頼し、当該金額が納入されたことを確認しました。

今後は、適正な貸付料の算定に努めます。

(交通局企画管理部経理課)

(イ) 旧線路用地の上空貸付契約について、1か月として算定すべき期間を日割りで算定していた事例

[措置内容]

指摘事項については、契約の相手方と変更契約を締結するとともに、不足分についても納入されたことを確認しました。

今後は、適正な貸付料の算定に努めます。

(交通局企画管理部経理課)

ウ 前渡金の事務処理を適正に行うべきもの

(ア) 職員による立替払を行っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、マニュアルを配布し事務手続について課内で

情報共有を図りました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、看護短期大学事務局総務学生課)

(イ) 前渡金の精算を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、前渡金の精算手続を完了しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(健康福祉局地域包括ケア推進室)

エ 時間外勤務手当の支給事務を適正に行うべきもの

勤務時間の誤入力により時間外勤務手当の支給額を誤っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、速やかに時間外勤務申請を修正し、超過分については戻入処理を行いました。

また、今回の指摘事項を課内で共有し、時間外勤務申請の時間の入力については注意するよう周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(交通局企画管理部庶務課、自動車部管理課、同安全・サービス課)

オ 検査確認書を適正に作成すべきもの

(ア) 検査確認済みを証する書類を作成していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、検査確認書を適正に作成するとともに、課内で周知を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(健康福祉局総務部庶務課、生活保護・自立支援室、長寿社会部高齢

者事業推進課、同高齢者住宅サービス課、同介護保険課、障害保健福祉部障害者更生相談所、保健医療政策室、保健所環境保健課、同生活衛生課、同感染症対策課、医療保険部医療保険課、健康安全研究所)

(イ) 検査確認書等に仕様書に定める業務の履行日等を記載していないかった事例

[措置内容]

指摘事項については、委託業務完了届等を受けた上で、契約書その他の関係書類に基づき検査確認を完了しました。

今後は、適正な履行確認に努めます。

(交通局自動車部管理課)

カ 賃借料の支出に係る要件を明確にすべきもの

賃借料の内容等が記載された書類の一部が所在不明になっていること等により、支命令書に記載すべき要件が不明確になっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、契約の相手方から提供された資料に記載された数値が、不明確となっていた賃借料の積算の数値であることを確認したほか、承認期間等について交通局が保管している承認書等の内容で間違いないことを契約の相手方に確認しました。

今後は、適正な支出事務に努めます。

(交通局自動車部管理課)

キ 備品の管理を通正に行うべきもの

(ア) 不用の決定及び処分を行わずに廃棄していた事例

[措置内容]

指摘事項については、不用の決定及び処分の決定を行いました。また、廃棄済みと考えられていたもの、所在が確認された備品につい

ては、引継書に備品の保管場所を明記しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(健康福祉局総務部庶務課、生活保護・自立支援室、長寿社会部高齢者事業推進課、保健所健康増進課、同生活衛生課、同感染症対策課、同動物愛護センター、看護短期大学事務局総務学生課、交通局自動車部管理課)

(イ) 所在が不明となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、備品の所在を確認し、廃棄が確認された備品については不用の決定及び処分の決定を行いました。また、所在が確認された備品については、保管換えの手続など必要な手続を行いました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(健康福祉局総務部庶務課、長寿社会部高齢者事業推進課、同高齢者在宅サービス課、障害保健福祉部障害福祉課、保健所医事・薬事課、看護短期大学事務局総務学生課)

(ウ) 備品整理簿に登録していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、備品登録を完了し、備品整理簿に登録しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(健康福祉局地域包括ケア推進室、障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課、保健所動物愛護センター)

(エ) 保管換えの手続を行っていないかった事例

[措置内容]

指摘事項については、当該備品の保管換えの手続を行いました。また、不用であることを確認した備品については、不用の決定及び処分
の決定を行いました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(健康福祉局総務部庶務課、長寿社会部高齢者事業推進課、同高齢者
在宅サービス課)

(オ) 貸付けを行った備品について、物品預り書を徴していないかった事
例

[措置内容]

指摘事項については、物品預り書を徴取しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(健康福祉局保健所健康増進課)

ク 消耗品の管理を適正に行うべきもの

(ア) 印紙、切手その他消耗品について、物品交付請求手続を行って
いなかったこと等により、消耗品出納簿と実際の数量が一致していな
かった事例

[措置内容]

指摘事項については、物品交付請求等を行い、消耗品出納簿と現在
高を一致させました。

今後は、消耗品の点検を定期的に行うなど、適正な消耗品の管理に
努めます。

(健康福祉局総務部庶務課、地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者
事業推進課、障害保健福祉部障害計画課、同障害福祉課、同精神保健
課、同百合丘障害者センター、保健医療政策室、保健所感染症対策課、
同動物愛護センター、医療保険部収納管理課)

(イ) 消耗品出納簿に登載しなければならない消耗品について、登載し
ていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、消耗品出納簿に登載しました。また、課内で
監査結果公表文を回覧し事例について周知しました。

今後は、適正な消耗品の管理に努めます。

(健康福祉局保健所生活衛生課、同動物愛護センター、看護短期大学
事務局総務学生課)

ケ 自動販売機の設置に係る契約手続を行うべきもの

使用承認を受けて使用する土地に設置している自動販売機について、
契約手続を行っていないかった事例

[措置内容]

指摘事項については、公有財産使用承認の内容変更について手続を完
了するとともに、自動販売機について貸付契約を締結しました。

今後は、適正な契約事務の執行に努めます。

(交通局企画管理部労務担当)

コ 固定資産の管理を適正に行うべきもの

既に廃棄した固定資産について、固定資産台帳の除却手続を行って
いなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、固定資産異動(除却)伝票及び備品抹消届を提
出し、適正に除却手続を行いました。

今後は、適正な固定資産の管理に努めます。

(交通局自動車部管理課、同塩浜営業所、同鷲ヶ峰営業所)

サ 会計職員の任命又は解任の手続を適正に行うべきもの

(ア) 金銭出納員又は金銭取扱員を任命していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、任命手続を行いました。

今後は、適正な任命手続に努めます。

(健康福祉局総務部施設課、地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者
在宅サービス課)

(イ) 金銭出納員又は金銭取扱員を置くこととされていない箇所
で任命

[措置内容]

指摘事項については、解任手続を行うとともに、指摘事項及び措置
内容について、課内職員に周知しました。

今後は、適正な任命手続に努めます。

(健康福祉局保健所生活衛生課)

2 令和元年度第2回定期(工事)監査結果に対する措置状況

(1) 設計書の確認及び根拠資料の精査を十分に行うべきもの

[指摘の要旨]

本工事は、市営未長住宅の建替えを行う工事である。

このうち、工事費の積算についてみてみると、仮設工事費の算定に当
たり、「公共住宅建築工事積算基準」では延べ面積を用いることとされ
ているが、誤った面積で算定していたもの及び地盤掘削工事費の算定に
当たり、掘削側面に設置する山留めを必要以上の数量で算定していたも
のがあった。また、住戸内手すりの設置費の算定に当たり、住戸内補助
手すりとすべきところ階段手すりとして算定していたものがあった。

これらは、いずれも工事費を算定する際の積算根拠の内容の精査が十
分でなかったため、誤りを把握できていなかったものであった。

設計価格の決定に当たっては、設計書の確認及び根拠資料の精査を十
分に行われた。

[措置内容]

指摘事項については、工事費の積算において、工事費を算定する際の数
量の根拠となる積算基準や設計書の確認及び採用した単価の根拠の精査を
十分に行うよう課内会議等により周知徹底を図りました。

今後は、設計書の確認及び根拠資料の精査を適正に行うよう努めます。

(工事番号3) (まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課)

(2) 建設リサイクル法の適用を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

久未住宅新築第2号衛生その他設備工事及び未長住宅新築第2号衛生
その他設備工事並びに下小田中小学校校舎増築衛生その他設備工事は、
建築工事とは別に発注する設備工事である。

「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)では、設備工事を単独で発注した場合でも一定規模以上のものは特定建設資材廃棄物を分別解体し、再資源化しなければならないとされている。

住宅に係る2件の工事は建設リサイクル法の対象工事であるにもかかわらず、同法に規定する諸手続を行っておらず、特定建設資材廃棄物の分別解体及び再資源化を行っていないかった。

学校に係る工事は建設リサイクル法に規定する諸手続を行っていたものの、その一部に誤りがあり、また、特定建設資材廃棄物の分別解体及び再資源化を行っていないかった。

これらはいずれも建設リサイクル法の適用条件や内容の把握が十分でなかったことによるものであった。

建設リサイクル法の対象となる工事の発注等においては、関係法令を十分に把握するとともに規定に基づいた適正な手続及び施工監理を行われない。

(注) 特定建設資材廃棄物とは、建設工事に使用するコンクリートやアスファルト等の特定建設資材が廃棄物になったものをいう。

[措置内容]

指摘事項については、建設リサイクル法の適用条件や内容の把握が十分でなかったことから、公共建築工事特則仕様書(機械設備工事編)における建設副産物の搬出及び再生資源等に関する事項について修正するとともに、同法の十分な把握及び対象工事発注の際の対応について周知徹底を図りました。

今後は、適正な手続及び施工監理に努めます。

(工事番号7、8、36) (まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進

課、施設整備部機械設備担当)

(3) 建設発生土及び特定廃棄物の運搬費を適正に算定すべきもの

[指摘の要旨]

川崎競輪場入場門棟改築その他工事は主に入場門棟を改築する建築工事であり、井田病院立体駐車場新築その他工事は主に立体駐車場を新築する建築工事である。

「川崎市建設副産物取扱要綱」(以下「要綱」という。)によると、建設発生土は浮島処分地へ搬出し、特定建設資材廃棄物等(以下「特定廃棄物」という。)は指定工場にて再資源化することとされており、「川崎市公共建築工事積算基準等の運用」(以下「積算基準等の運用」という。)によると、建設発生土及び建設発生材の運搬距離は、積み込み場所から積下ろし場所までの直線距離とされている。

これらの工事のうち、建設発生土及び特定廃棄物の運搬費の算定についてみたところ、川崎競輪場入場門棟改築その他工事においては、建設発生土における運搬費の算定は適正であったが、特定廃棄物の運搬費については、指定工場への距離で算定していたものの直近の指定工場としておらず、これは要綱及び積算基準等の運用の内容は理解していたが、経済性の視点が不足していたことによるものであった。

また、井田病院立体駐車場新築その他工事においては、建設発生土及び特定廃棄物の運搬費を直線距離で算定しておらず、これは要綱や積算基準等の運用の内容を十分把握していなかったことによるものであった。運搬費の算定に当たっては、関係基準の内容を十分確認するとともに、経済性を踏まえ適正に行われた。

(注) 特定建設資材廃棄物等とは、建設工事に使用するコンクリートやアスファルト等の特定建設資材及び路盤材が廃棄物となったものをいう。

(注) 指定工場とは、特定建設資材廃棄物等の再資源化処理施設として本市に登録された工場をいう。

〔措置内容〕

指摘事項については、運搬費の算定において経済性の視点が不足していたことから、施設整備部内係長級会議にて周知徹底、注意喚起を行いました。また「川崎市公共建築工事積算基準等の運用」(9)建設発生材運搬において「なお、積下ろし場所が指定工場及び指定施設(以下、「工場等」という。)の場合は、原則として工事現場最寄りの工場等までの直線距離を標準とする。」と追記し、令和2年7月から運用することとしました。今後は、運搬費の適正な算定に努めます。

(工事番号11、42) (まちづくり局施設整備部公共建築担当、病院局経営企画室)

(4) その他改善を要するもの

〔指摘の要旨〕

改善措置を要するものうち軽易な事項であるが、適正に執行すべきものがあつた。なお、その概要は次のとおりである。

ア 見積りをを用いた積算の内容を十分に確認すべきもの

見積りをを用いた設計価格の決定に当たり、見積価格に乗ずる査定率の設定の確認が不十分であつた事例

〔措置内容〕

指摘事項については、施設整備部内係長級会議にて周知徹底、注意喚起を行いました。

今後は、積算の内容を十分に確認するよう努めます。

(工事番号13) (まちづくり局施設整備部公共建築担当)

イ 共通費の算定を適正に行うべきもの

屋外の排水管布設費を含む工事の設計価格の決定に当たり、共通費の算定を適正に行っていない事例

〔措置内容〕

指摘事項については、施設整備部内係長級会議にて周知徹底、注意喚起を行いました。

今後は、共通費の算定を適正に行うよう努めます。

(工事番号36、40) (まちづくり局施設整備部機械設備担当)

ウ 建設発生土の処分について適切に監督すべきもの

建設発生土の処分に係る施工監理に当たり、監督員が撤出先を把握していない事例

〔措置内容〕

指摘事項については、施設整備部内係長級会議にて周知徹底、注意喚起を行いました。

今後は、適切に監督を行うよう努めます。

(工事番号40) (まちづくり局施設整備部機械設備担当)

エ 過積載の防止に向けた指導を適切に行うべきもの

土砂の搬出に係る施工監理に当たり、工事完成書類等の確認が十分でなく、請負者が過積載を行っていた事実を把握していなかった事例

〔措置内容〕

指摘事項については、施設整備部内係長級会議にて周知徹底、注意喚起を行いました。また、委託監督員による監視についても徹底できるように

工事監理業務委託特記仕様書において「過積載による違法運行の防止対策」を追記し、令和2年7月から運用することとしました。

今後は、指導を適切に行うよう努めます。

(工事番号41) (交通局自動車部管理課)

別表1 局別の監査実施状況

対象局	監査の範囲		監査実施工事等	
	件数	契約金額(千円)	件数	契約金額(千円)
まちづくり局	工 事	46,970,934	40	11,896,503
	業務委託	1,298,495	7	158,554
交通局	工 事	673,286	1	48,600
	業務委託	5,670	0	0
病院局	工 事	1,222,462	1	988,200
	業務委託	19,269	1	3,240
合 計	743	50,190,116	50	13,095,097

2川教庶第665号

令和2年9月30日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様
同 植村 京子 様
同 嶋崎 嘉夫 様
同 沼沢 和明 様

川崎市教育委員会教育長 小田嶋 満

監査の結果に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年3月25日付け2川監報第3号で報告の提出がありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

1 令和元年度定期（財務）監査結果に対する措置状況

（1）不納欠損処分の手続を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

川崎市債権管理条例第8条によると、市の債権につき消滅時効が完成したときは、債権を放棄するとされており、また、川崎市金銭会計規則（昭和39年規則第31号）第58条第1項によると、債権が消滅したとき、又は債権を放棄したときは、歳入徴収者は欠損処分をしなければならないとされている。

滞納債権についてみたとところ、不納欠損処分の手続を行っていない事実があった。

条例等に基づき不納欠損処分の手続を適正に行われたい。

ア 健康保険料納付金、介護保険料納付金、厚生年金保険料納付金、雇用保

険料納付金

〔措置の内容〕

指摘事項については、不納欠損処分の手続を速やかに行いました。

今後は、滞納者への督促・催告を行う等、滞納債権の管理を適正に行い、消滅時効が完成した債権については、条例等に基づき滞りなく不納欠損処分の手続を行うよう努めます。

（教育委員会事務局職員給与与厚生課）

（2）製品販売に係る収入事務を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

川崎市金銭会計規則第64条によると、金銭出納員等は、歳入金の納付を受けたときは、これを収納し、領収書を納人に交付しなければならないとされており、同規則第69条によると、金銭出納員等は、収納金の収納及び払込みの状況を収納受払簿に記録しなければならないとされている。また、同規則第67条によると、金銭出納員等は、収納した現金又は証券を収納の日又はその翌日までに払込書により指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。

特別支援学校が開催する製品販売に係る収入事務についてみたとところ、領収書の交付及び収納受払簿の作成を行っておらず、また、前年度の売上金を指定金融機関等に払い込むことなく、現金が金庫に保管されたままとなっていた事例があった。

規則に基づき製品販売に係る収入事務を適正に行われたい。

〔措置の内容〕

指摘事項については、前年度の売上金を速やかに払い込むとともに、川崎市金銭会計規則に基づき適正な執行を行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務手続に努めます。

(教育委員会事務局教育部指導課、田島支授学校)

(3) 予算執行同等の手続を適正に行うべきもの

[指 摘 の 要 旨]

川崎市予算及び決算規則(平成7年規則第10号)第23条第1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行同を作成し、決裁を受けなければならぬとされており、同規則第25条に支出自担行為として整理する時期が定められている。

しかしながら、予算執行同、契約等の手続を行わないまま物品の納入や委託業務等を履行させ、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

規則等に基づき予算執行同等の手続を適正に行われたい。

[措 置 の 内 容]

指摘事項については、該当課内にて適正な予算執行同の手続を行うよう、会議等による周知徹底、マニュアルの作成、スケジュール管理の徹底などを講じました。

今後は、同様の事例が発生しないよう徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

(教育委員会事務局教育環境整備推進室、学校教育部指導課、同健康教育課、生涯学習部中原図書館、東門前小学校、日吉小学校、玉川小学校、新城小学校、橘小学校、犬蔵小学校、長沢小学校、麻生小学校、富士見中学校、稲田中学校、川崎高等学校定時制課程、川崎総合科学高等学校定時制課程、橘高等学校定時制課程)

(4) 軽易工事に係る契約事務を適正に行うべきもの

[指 摘 の 要 旨]

川崎市予算及び決算規則第23条第1項によると、歳出予算を執行するとき

は、あらかじめ予算執行同を作成し、決裁を受けなければならないとされており、また、川崎市事務分掌規則(昭和47年規則第19号)第3条及び川崎市事務決裁規程(昭和41年訓令第8号)第5条第1項によると、軽易工事を除く工事の請負については原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

教育委員会事務局教育環境整備推進室で執行した軽易工事について、学校で管理している記録等と照合したところ、工事が完了した後に実際の工事時期と異なる日付の書類を作成した上で予算執行同を起案していた事例、一括して発注すべき工事について分割して起案し、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例等があった。

教育委員会事務局教育環境整備推進室では、令和元年10月21日付けで提出された住民監査請求を機に平成30年度及び令和元年度に実施した軽易工事について調査しているところであるので、この調査結果も踏まえ再発防止に向けた取組を着実に進め、軽易工事に係る契約事務を適正に行われたい。

[措 置 の 内 容]

軽易工事の事務執行については、令和元年10月の住民監査請求に係る5件の軽易工事における内部調査において、不適切な事務処理の判明以降、改めて契約事務の手引き等の遵守を徹底するとともに、見積書や完成届等の日付について、業者記載とすることを徹底しました。

分割して起案していた工事については、まちづくり局併任体制を構築し、教育委員会事務局において迅速に対応できるようにしました。

また、軽易工事に係る事務取扱手引を作成し、担当職員に周知徹底しました。

今後は適正な契約事務に努めます。

(教育委員会事務局教育環境整備推進室)

(5) 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

[指 摘 の 要 旨]

川崎市事務分掌規則第3条及び川崎市事務決裁規程第5条第1項によると、物品の調達で定められた金額を超えるものについては原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。また、学校における物品の調達で定められた金額を超えるものについては財政局資産管理部契約課又は教育委員会事務局総務部学事課へ契約手続を依頼しなければならぬとされている。

物品購入に係る契約事務についてみると、一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理部契約課等へ契約手続を依頼せず契約していた事例があった。

規則等に基づき物品購入に係る契約手続を適正に行われたい。

[措 置 の 内 容]

指摘事項については、関係部署と連絡調整を図っていくとともに、規則に基づき適正に行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、規則や手引き等の内容を把握し、定められた限度額を超える契約については、財政局資産管理部契約課又は教育委員会事務局総務部学事課へ契約手続をし、分割発注することなく適正な契約手続に努めます。

(教育委員会事務局環境整備推進室、末長小学校)

(6) 未払現金の戻入処理を行うべきもの

[指 摘 の 要 旨]

平成30年度における就学援助費に係る支出事務についてみると、教育委員会事務局総務部学事課が各学校に就学援助費を支出した上で、各学校が支給対象者に現金払又は口座振替により支給することとしていたものの、保護者との連絡が取れなかったことにより当該年度に支払うべき現金が学校の金庫に

保管されたままとなっていた事例があった。

市の平成30年度の決算において支出したとされている現金が学校に保管されたままとなっている状況は適切ではないため、未払現金の戻入処理を行い、支出の見通しが立った際に再度支出を行われたい。

[措 置 の 内 容]

指摘事項については、未払現金の戻入処理を進めていましたが、保護者との連絡が取れたため、保護者へ現金を支給しました。

今後は、保護者との連絡が取れなくなり、支給の見通しが立たなくなることとが判明した場合には、速やかに戻入処理を行い、保護者への支出の見通しが立った際に再度支出する等、適正な処理に努めます。

(教育委員会事務局総務部学事課、新町小学校)

(7) 正確な額を支出すべきもの

[指 摘 の 要 旨]

川崎市金銭会計規則第80条によると、支出命令者は金額に連算のないこと等について調査し、適正と認めるときは、速やかに支出命令書を作成し、手続を行うこととされている。

総合教育センター他7施設総合管理業務委託についてみると、毎月の支払金額を記載した内訳書に記載誤りがあったことにより、支払金額の合計額が契約金額に対し不足していた事例があった。

規則に基づき支出すべき金額に連算のないこと等を確認した上で正確な額を支出されたい。

[措 置 の 内 容]

委託業務について適正に履行していることを確認した上で、契約の相手方に、契約金額に対して不足していた金額の支払を行いました。

今後は、適正な契約事務に努め、正確な額の支出に努めます。

(教育委員会事務局総合教育センター総務室)

(8) 支出命令の手続を適正に行うべきもの

〔措置の要旨〕

川崎市金銭会計規則第80条によると、支出命令者は請求者が正当な債権者であること等について調査し、適正と認めるときは、速やかに支出命令書を作成し、手続を行うこととされている。雑誌の購入に係る支出命令書についてみたところ、支払期日の変更に伴い作成済みの支出命令書を取り消すべきところ、これを失念したまま、再度支出命令書を作成していた事例があった。

規則に基づき支出命令の手続を適正に行われたい。

〔措置の内容〕

指摘事項については、戻入の調定を行い、収納済通知書により戻入されたことを確認しました。

今後は、適正な事務手続に努めます。

(教育委員会事務局青少年科学館)

(9) 見積り合わせを適正に行うべきもの

〔措置の要旨〕

物品購入において随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び川崎市契約規則(昭和39年規則第28号)第24条の2により定められており、同規則第26条によると、市長は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならぬとされている。また、その取扱いについては昭和58年の助役専決文書により1件10万円を超え100万円以下の財産の買入れの場合は、原則として3者以上の見積り合わせによることとされている。

物品購入に係る契約事務についてみたところ、一括して発注すべき物品について分割して起案する等により、見積り合わせを行っていない事例があった。

法令等に基づき、見積り合わせを適正に行われたい。

〔措置の内容〕

指摘事項については、急を要する物品調達が発生が分割発注の主な原因と考えられるため、財務事務に従事しない教職員も含めた全職員に対して、予算執行の流れや納品まで必要となる期間など、資料を用いて周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務について組織全体で取り組みます。

(新町小学校、中原小学校、梶ヶ谷小学校、久末小学校、大蔵小学校、はるひ野小学校、南加瀬中学校、井田中学校、東橋中学校、中央支援学校)

(10) 学校における物品調達事務を適正に行うべきもの

〔措置の要旨〕

川崎市予算及び決算規則第23条第1項によると、歳出予算を執行するときには、あらかじめ予算執行何を作成し、決裁を受けなければならないとされており、予算執行何の手続を経ずにあらかじめ業者から物品の納品を受けることはできない。

学校の物品調達契約における納品書を抽出により確認したところ、あらかじめ納品させた際に受領した納品書に基づき、後日、まとめて予算執行何を作成していた事例、請書に記載された納品個数と納品書に記載された個数が異なっていた事例、前年度に納品されたものを新年度予算で支出していた事例が認められた。

これらのいくつかは、平成22年度に会計検査院から不適正な経理事務と指摘された「一括払い」や「前年度納入」に該当するものである。物品調達事務を適正に行われたい。

なお、納品書の多くは業者のシステムで作成されたものであるが、監査の過程において、納品書の日付欄のみ印字がなく、手書き等で記入されたものが多数見受けられた。これらは不適正経理の温床となるものである。同じ業者であ

つても一部の学校では日付が印字された納品書を受領できていることから、事実と異なる日付が補記されることがないよう、印字により業者が適正に日付を記した納品書を受け取るよう努められたい。

[措置の内容]

指摘事項については、問題点を整理し、各学校で研修会や職員会議を開催するなど、物品調達事務の流れを全職員に周知しました。

今後は、規則に基づき適正な物品調達事務に努めます。

(東大島小学校、古川小学校、日吉小学校、中原小学校、上作延小学校、平中学校、稲田中学校、金程中学校)

(11) 教育財産の管理に係る手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市教育財産管理規則(昭和45年教委規則第9号)第23条第2項によると、教育長は、教育財産の用途が廃止されたときは、公有財産引継書により、直ちにこれを市長に引き継がなければならないとされており、また、川崎市財産規則(昭和39年規則第33号)第6条第3項によると、教育委員会は、行政財産の用途を変更し、又は廃止しようとする場合においては、財政局長に協議するものとされている。

学校に所在する財産の管理状況についてみたところ、財政局長に協議されたいなかったことにより、既に除却した建物が公有財産台帳に登載されたままとなっていた事例があった。

現在は定期的な現況調査が行われていないことから、財産が所在する学校と連携するなどにより、教育財産の現況の把握に努めるとともに、規則に基づき教育財産の管理に係る手続を適正に行われたい。

[措置の内容]

指摘事項については、適正に除却処理を行いました。

今後は、学校との連携や学校訪問時に確認する等、教育財産の現況の把握方法を検討し、規則に基づき適正な教育財産の管理に努めます。

(教育委員会事務局教育環境整備推進室)

(12) その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。財務関係法令等に基づき適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

ア 取納金の払込みを適正に行うべきもの

複写機の利用に係る取納金について、定められた期間内に払込みを行っていなかった事例

[措置の内容]

指摘事項については、適正な事務処理を行うよう課内で周知するとともに、月間予定表等において払込みの予定を課内で共有するようにしました。

今後は、適正な事務手続に努めます。

(教育委員会事務局生涯学習部川崎図書館大師分館)

イ 釣銭資金保管簿を作成すべきもの

複写機の利用に係る釣銭資金について、釣銭資金保管簿を作成していないかった事例

[措置の内容]

指摘事項については、釣銭資金保管簿を作成しました。また、複写機の利用における釣銭の対応について、関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務手続に努めます。

(教育委員会事務局生涯学習部麻生図書館柿生分館)

ウ 物品の売払事務を適正に行うべきもの

指定管理者への物品の売払いについて、契約の締結及び売払代金の納付前に物品を引き渡していた事例

〔措置の内容〕

指摘事項については、規則に基づき、指定管理者との売払契約の締結後、売払代金の納付を確認の上、物品を引き渡すようにしました。

今後は、適正な事務手続に努めます。

(教育委員会事務局日本民家園、青少年科学館)

エ 燃料費の支出事務を適正に行うべきもの

毎月請求がある燃料費について、複数月分をまとめて支払っていた事例

〔措置の内容〕

指摘事項については、毎月の検針票の受領確認及び請求書の作成・業者への送付を確認するためのチェックリストを作成し、進捗状況を確認できよう改善をし、指摘された内容及び適正な事務の執行について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務処理に努めます。

(麻生小学校)

オ 備品の管理を適正に行うべきもの

(ア) 不用の決定及び処分を行わずに廃棄していた事例

〔措置の内容〕

指摘事項については、改めて現状を確認の上、不用の決定及び処分の決定を行いました。

今後は、同様の事例が発生しないよう通知等を通して更なる徹底を図り、適正な備品の管理に努めます。

(教育委員会事務局職員部教職員人事課、学校教育部健康教育課、総合教育センター総務室、古川小学校、東柿生小学校、真福寺小学校、東橋中学校、

川崎高等学校定時制課程、幸高等学校全日制課程、高津高等学校全日制課程、田島支援学校)

(イ) 備品整理簿に登載していなかった事例

〔措置の内容〕

指摘事項については、当該備品を備品整理簿に登載しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(教育委員会事務局職員部教職員企画課、同教職員人事課、同給与厚生課、学校教育部指導課)

カ 消耗品の管理を適正に行うべきもの

(ア) 印紙、切手その他消耗品について、物品交付請求を行ったこと等により、消耗品出納簿と実際の数量が一致していなかった事例

〔措置の内容〕

指摘事項については、物品交付請求等を行い、消耗品出納簿と実際の数量が一致することを確認しました。

また、該当課内において、消耗品出納簿による消耗品の管理を適正に行うよう周知徹底しました。

今後は、同様の事例が発生しないよう会議等を通して更なる徹底を図り、適正な消耗品の管理に努めます。

(教育委員会事務局総務部庶務課、教育環境整備推進室、学校教育部健康教育課、生涯学習部高津図書館、日本民家園、青少年科学館、中原小学校、住吉中学校、東橋中学校、平中学校、豊学校、中央支援学校、田島支援学校、田島支援学校校校)

(イ) 消耗品出納簿に登載しなければならない消耗品について、登載していなかった事例

〔措置の内容〕

指摘事項については、当該消耗品を消耗品出納簿に登載しました。

今後は、適正な消耗品の管理に努めます。

(教育委員会事務局総合教育センター総務室)

キ 会計職員の任命又は解任の手続を適正に行うべきもの

(ア) 金銭出納員又は金銭取扱員を任命していなかった事例

[措置の内容]

指摘事項については、適正に任命の手続を行いました。

今後は、適正な任命手続に努めます。

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課、中央支援学校)

(イ) 金銭出納員又は金銭取扱員を置くこととされていない箇所での任命してい

た事例

[措置の内容]

指摘事項については、適正に解任の手続を行いました。

今後は、適正な任命手続に努めます。

(教育委員会事務局総務部人権・共生教育担当、総合教育センター情報・視

聴覚センター、南大師中学校)

2 川 監 公 第 22 号

令和2年11月10日

監査の結果に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年2月25日付け2川監公第4号で公表した行政監査（補助金等について）の結果に基づき、川崎市長及び川崎市教育委員会教育長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

令和元年度行政監査（補助金等について）の結果に基づく措置状況について

1 改善を要する事項（共通）

監査意見の要旨	措置状況
<p>(1) 補助事業の根拠規定について</p> <p>ア 公益上の必要性の明文化 [31件]</p> <p>補助金の交付要綱等に「〇〇に補助することを目的とする」といったように、補助金を交付すること自体が目的とされ、どのような公益上の目的から補助金を交付するのか規定されていないものがあった。</p> <p>補助金は公益上必要がある場合に交付することができるとされていることから、交付要綱等に「公益上の必要性」を含めた交付目的を規定された。</p>	<p>指摘事項については、要綱の改正を行い、補助金を交付する公益上の必要性を明文化するよう改善するとともに、引き続き、令和2年度中の改善に向け取組を進めます。</p> <p>改善済:18件</p> <p>例:川崎市原簿被爆者の会運営費補助金</p> <p>要綱に交付目的を規定し、ホームページへ掲載しました。</p> <p>改善に向け取組を推進:12件</p> <p>例:精神障害者グループホーム運営費補助金</p> <p>令和2年度中に要綱を改正し、「公益上の必要性」を追加する予定です。</p> <p>その他:1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者住宅資金融資利子補給金 <p>新指交付を終了している事業であるため、修正を行わないこととしました。</p>
<p>イ 補助対象者の明確化 [38件]</p> <p>補助対象の範囲や事業費全般として、補助対象の範囲が不明確なものがあった。また、交付額の算定方法が交付要綱等で規定されておらず、どのように交付額が算出されたか確認できないものもあった。</p> <p>補助対象の範囲や算定方法が不明確であること、交付額の妥当性や使途の透明性を確保できないため、補助対象の範囲は全般とせず、例えば運営費のうち「事務局職員1名分の人件費」や「事務所の年間賃借料」とするなどに、詳細に規定するよう検討された。さらに、交付額の算定については、単価と数量から算定する方法や、補助率を設定し補助対象経費総額にその率を乗じて算定される額とするなど、金額が明確に算出できるよう規定することを検討された。</p>	<p>補助対象の範囲及び交付額の算定方法を明確にするため、対象経費、補助額等について要綱に規定するなどの改善を行ったほか、要綱の中で補助率を設定し、金額が明確に算出できるよう規定するなどの改善を行いました。また引き続き、令和2年度中の改善に向け取組を進めます。</p> <p>改善済:19件</p> <p>例:高津区民祭補助金</p> <p>要綱において、補助金の対象経費を「区民祭の周辺区域のために要する事業」と明確に定めました。また算定方法についても、「予算の範囲内で補助金を交付」としたことに加え、金額が明確に算出できるよう補助率を25%と規定しました。</p> <p>改善に向け取組を推進:19件</p> <p>例:全国心臓病の子供を守る会運営費補助金</p> <p>令和2年度中に要綱を改正し、交付額の算定方法や対象とする経費項目について追記する予定です。</p> <p>その他:1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県難病団体連絡協議会補助金 <p>当該補助金は必要な経費全体について4区市が共同で補助を行っているものであり、各自自治体ごとの詳細な使途を指定して補助するものではないと見做す。なお、毎年提出される収支決算書により、不適切な使途がないことを確認しております。</p>

2川総コ第121号
令和2年9月30日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様
同 植村 京子 様
同 嶋崎 嘉夫 様
同 沼沢 和明 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第119条第14項の規定により、令和2年2月25日付け2川監報第1号で報告の提出がありました行政監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

監査意見の要旨	措置状況
<p>(2) 交付手続について</p> <p>ア 交付申請書類に不備があったもの【3件】</p> <p>申請書に添付されるべき書類が添付されていないか、申請書の記載内容に不備があったもの、交付要綱等に様式が定められていないにもかかわらず別様式を使用されていたもの、様式の内容を変えていたものがあった。</p> <p>補助金等の交付申請を適正に審査するために、交付要綱等に定められている資料が添付されていないものは必要な書類を求められた。また、申請書の記載内容に不備があるものや交付要綱等に規定されている様式以外の様式で申請されているものは必要な補正を指導された。</p>	<p>令和2年3月31日付けで提出された事業実施状況報告書から、要綱で定められた様式を使用するよう求めたほか、令和2年度から要綱で定める補助金の算定資料について提出を求め、予算執行時の資料として添付するようにするなどの改善を行いました。</p> <p>改善済:3件</p> <p>例:法律援助事業補助金 改正要綱において交付申請書及び実績報告書の様式を規定しました。</p>
<p>イ 支出方法が不適切なもの【14件】</p> <p>金額が未確定と考えられるものに前金払で支出しているものや、支出先が少額であるにもかかわらず資金前渡で支出しているものがあった。</p> <p>金額が確定していないものに前金払で支出しているものは、返還すべき経費が適切に精算されるよう概算私により支出するよう求めました。</p> <p>また、公金の紛失や横領のリスクを防ぐため、資金前渡で支出する必要があるものは支出方法を見直された。</p>	<p>返還すべき経費が適切に精算されるようにするため、令和2年度から概算私により支出するよう改めるなどの改善を行いました。現時点で改善済でないものについても、今後申請があった際に概算私に改めるなど取組を進めます。</p> <p>改善済:7件</p> <p>例:神奈川県社会復帰協議会運営費補助金 令和2年度から概算私により支出するよう改めました。</p> <p>改善に向けた取組を推進:7件</p> <p>例:神奈川県児童福祉文化体育協会補助金 令和2年度分については、現時点において補助金の交付申請がなされておりませんが、今後申請があった際は概算私にて支出する予定です。</p>
<p>ウ 実績報告書類に不備があったもの【28件】</p> <p>実績報告書が提出されているものの、内容が取支関係のみで事業に関する記載がないものや取支決算書で補助金等がどの箇所に充たされているかが不明確なものがあった。また、交付要綱等で定められた書類が添付されていないもの、規定されている様式とは別の様式で提出されているものもあった。</p> <p>不適切な支出の有無の確認や効果検証を行うために、交付要綱等に定められている資料が添付されていないものは必要な書類</p>	<p>補助金の交付を受けた団体に対し、要綱で定められた資料を提出するよう指導を行い、必要な書類の提出を受けたほか、要綱に規定された様式を使用し実績報告をするよう指導を行い、令和元年度の実績報告が要綱に定められた様式によりされていることを確認するなどの改善を行いました。現時点で改善済でないものについても、引き続き、改善に向けた取組を進めます。</p> <p>改善済:11件</p> <p>例:障害者地域就労援助センター運営費補助金 補助金の交付を受けた団体に対して補助金の充当先を明確にした報告を行うよう指導し、提出された補助金精算書により、その内容が明確となったことを確認しました。</p>

監査意見の要旨	措置状況
<p>ウ 交付申請書及び実績報告書の様式化【12件】</p> <p>交付申請書及び実績報告書に記載する事項を規定しているものの、様式化されていないものがあった。</p> <p>手帳の透明性の確保や事務の効率化のため、様式を定めることにより、申請書等の提出が円滑に行われるよう改善することを目指している。また、申請書の記載内容に不備があるものや交付要綱等に規定されている様式以外の様式で申請されているものは必要な補正を指導された。</p>	<p>手帳の透明性の確保や事務の効率化のため、要綱の改正を行い、交付申請書、実績報告書等について様式を定めるよう改善することを目指し、令和2年度中の改善に向け取組を進めます。</p> <p>改善済:110件</p> <p>例:川崎プロントール後援会補助金 要綱の一部改正を行い、申請書を様式化しました。</p> <p>改善に向けた取組を推進:2件</p> <p>例:川崎市老人クラブ連合会育成費補助金・単位老人クラブ育成費補助金 検討中であり、令和3年3月までに調整を行う予定です。</p>
<p>エ 実績報告書の提出の明文化【2件】</p> <p>実績報告書が未提出のものがあったが、交付要綱等で実績報告書の提出について規定されていないものがあった。</p> <p>実態の把握や効果検証の観点から、実績報告書の提出について交付要綱等で規定された。</p>	<p>実績、実態の把握をより的確に行えるようにする観点等から、実績報告書の提出について要綱に規定するよう改善することにも、引き続き、令和2年度中の改善に向け取組を進めます。</p> <p>改善済:11件</p> <p>川崎市市民自治財団補助金 要綱の改正を行い、実績報告書の提出について規定しました。</p> <p>改善に向けた取組を推進:1件</p> <p>高齢者外出支援乗車事業費補助金 検討中であり、令和3年3月までに調整を行う予定です。</p>
<p>オ 要綱等のホームページへの掲載【41件】</p> <p>交付要綱等がホームページに掲載されていないものやホームページに掲載されているが、最新改正の日付や添付データが古いものもあった。さらに、交付要綱等で定められた様式がホームページに掲載されていないものもあった。</p> <p>行政運営の透明性の向上等を図るとともに、補助金等の申請者が事前に対象事業や必要な書類を確認できるように、ホームページに様式を含め、最新の交付要綱等を掲載された。</p>	<p>行政運営の透明性の向上等のため、様式等も含め、最新の要綱をホームページに掲載するよう改善することにも、引き続き、令和2年度中の改善に向け取組を進めます。</p> <p>改善済:38件</p> <p>例:川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金 最新の要綱をホームページに掲載しました。</p> <p>改善に向けた取組を推進:1件</p> <p>川崎駅周辺既存ストック活用事業補助金 令和2年度中に要綱を改正予定であるため、改正後はホームページに掲載を行います。</p> <p>その他:2件</p> <p>例:女性等緊急一時保護施設補助金 当該補助金については、一般公開により公募を行っているものではなく、女性保護の観点からホームページ上に要綱を掲載していません。なお、緊急一時保護施設を運営する事業者に対しては、個別に最新の要綱を送付対応しています。</p>

監査意見の要旨	措置状況
<p>算規則に違反していることから、予算執行何の手続を適正に行われた。</p>	<p>います。</p>
<p>2 改善を要する事項(個別)</p>	
<p>(1) 市民文化局所管分 防犯灯管理費・補修費補助金【1件】 数量の確認については制度所管の市民文化局ではなく、各区役所及び支所で行っているが確認方法に統一的な基準がないため、各区役所や支所で行った。</p>	<p>措置状況 改善済:1件 各区役所及び支所の確認方法が異なることにより、令和2年3月に灯数確認基準を策定し、防犯灯の灯数確認の方法について定められた。</p>
<p>(2) こども未来局所管分 神奈川県児童福祉施設職員研修補助金及び神奈川県児童福祉施設職員研究補助金【2件】 これらの補助金の交付額については県内5県市を協定等で定めるとされていたが、その協定等が文書として存在しなかった。</p>	<p>措置状況 その他:2件 今後は、予算執行時の必要資料の記載事項を正確なものに改めたい。 なお、当該補助金は、川崎市児童福祉施設等の団体補助金交付要綱に基づき、児童福祉施設等で組織する団体に対し、運営費の一部について予算の範囲内で補助を行うものです。</p>
<p>(3) 健康福祉局所管分 高齢者外出支援事業費補助金【1件】 本補助金の交付の根拠は川崎市高齢者外出支援事業に関する条例(平成16年条例第10号)に規定されているが、補助対象経費や申請書類などの具体的な事務に関する定めがなかった。</p>	<p>措置状況 改善に向けた取組を推進:1件 補助金交付先団体と申請関係書類等の作成などの要綱制定に当たり必要な手続を協議検討中であり、令和3年3月までに調整予定である。</p>

監査意見の要旨	措置状況
<p>を求められた。また、実績報告書の記載内容に不備があるものや交付要綱等に規定されている様式以外の様式で申請されているものは必要な補正を指導された。</p>	<p>改善に向けた取組を推進:10件 例:川崎市保育まつり補助金 令和2年度内の要綱改正と合わせ、補助金の充当状況が分かる報告資料の提出を求めます。 その他:5件 例:「母と子の集い」開催補助金 当該補助金は必要な経費全体について5県市で補助しているものがあり、各自自治体がその詳細な使途を指定して補助するものではありません。なお、毎年提出される収支決算書により、不適切な使途がないことを確認しております。</p>
<p>(3) 補助金等の交付に対する効果検証について【40件】 効果検証を実施していると回答があったものの、客観的に評価できる指標が設定されていないものがあった。また、実績報告書を確認して効果検証をしていると回答があったものの、実績報告書に事業の成果に関する記載がなく、効果検証が不十分であると考えられるものがあった。</p>	<p>補助金の性質上、評価指標の設定が困難なものもありますが、当該事業報告書全体を踏まえ評価を行うなど取り組んでまいります。評価指標の設定が可能なものについては、客観的に効果を証明する観点から、当該補助金の交付目的に応じた評価指標を設定したシートを策定するなどの改善を行うとともに、引き続き、令和2年度中の改善に向けて取組を進めます。 改善済:15件 例:川崎市原爆被爆者の会運営費補助金 取組評価シートを作成し、令和2年度補助金の実績報告書から使用することとした。 改善に向けた取組を推進:11件 例:私立幼稚園協会事業補助金 補助事業にかかる客観的な指標の設定について検討し、年度内に対応してまいります。 その他:14件 例:難病患者相談研修支援事業補助金 当該補助事業は、難治性疾患患者に対する保健、医療、福祉等に關する適切かつ円滑な総合支援体制を確立するため、補助金交付先団体が実施する難病患者相談研修支援事業に要する費用を補助するものであり、事業の性質上、多様で稀少な疾患や職業上の相談に際しての難病患者の確保が行われていることが効果と考へておられます。効果検証については、各種事業報告全体を踏まえ評価しております。</p>
<p>(4) 遅り処理について【2件】 後日、目付を長期間滞って処理していた事例があった。</p>	<p>今後は法人からの書類提出の遅れがないよう事前に書類の提出動向を把握し、適正な予算執行の手続を行います。 改善に向けた取組を推進:2件 例:認可化移行準備費補助金 令和2年度分は未執行となっており、今後、適正に執行してまいります。</p>

監査意見の要旨	措置状況
<p>(4) 消防局所管分 消防団活動補助金【1件】 実際に支出している事業としては「消防団の運営事業」のみで、そのほかの事業については既に廃止されている事業であり、支出もされていなかった。 廃止されている事業が要綱に規定されていると、事業が存在していると誤解を招くため、要綱から不必要な規定を削除された。</p>	<p>改善済:1件 事業が存在していると誤解を招くことのないよう、令和2年4月1日付けで要綱の改正を行い、不必要な規定を削除しました。</p>

2川教庶第561号
 令和2年9月4日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様
 同 植村 京子 様
 同 嶋崎 嘉夫 様
 同 沼沢 和明 様

川崎市教育委員会教育長
 小田嶋 満

監査の結果に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年2月25日付け2川監報第1号で報告の提出がありました行政監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

令和元年度行政監査（補助金等について）の結果に基づく措置状況について

監査意見の要旨	措置状況
<p>1 補助事業の推進規定について (1) 公益上の必要性の明文化【2件】 補助金は公益上必要がある場合に交付することができるとされ、交付要綱等に「公益上の必要性」を含めた交付目的を規定されたい。</p> <p>(2) 補助対象経費の明確化【4件】 補助対象の範囲や算定方法が不明確であると、交付額の妥当性や使途の透明性を確保できないため、補助対象の範囲は全般とせず、例えば運営費のうち「事務局職員1名分の人件費」や「事務所の年間賃借料」とするなど、詳細に規定するよう検討されたい。さらに、交付額の算定について、単価と数量から算定する方法や、補助率を設定し補助対象経費総額にその率を乗じて算定される額とするなど、金額が明確に算出できるようにすることを検討されたい。</p>	<p>改善済:2件 ・川崎市生涯学習習得補助金 ・公益財団法人川崎市学校給食会一般事業補助金 要綱に公益上の必要性を明記しました。</p> <p>改善済:1件 ・川崎市生涯学習習得補助金交付要綱 要綱に補助対象経費及び補助金の算定方法を規定しました。 改善に向けた取組を推進:2件 ・川崎市学校給食教育研究協議会補助金 ・川崎市立校長会等補助金 令和2年度中に要綱を改正し、補助対象経費及び補助金の算定方法を明確にする予定です。 その他:1件 ・公益財団法人川崎市学校給食会補助金交付要綱 要綱において、補助対象の経費を明文化しました。一方で、算定方法を詳細に記載することが困難なため、申請時に提出される予算書から補助対象経費であるか、事業収益等の収入が補助金額から控除されているかを確認し、補助金の正当性を判断するとしました。</p>
<p>(3) 交付申請書及び実績報告書の様式化【1件】 手続の透明性の確保や事務の効率化のため様式を定めることが望ましいことから、交付申請書及び実績報告書について様式化することを検討されたい。</p>	<p>改善済:1件 ・川崎市生涯学習習得補助金 要綱に交付申請書等の様式を定めました。</p>
<p>(4) 要綱等のホームページへの掲載【2件】 行政運営の透明性の向上等を図るとともに、補助金等の申請者が事前に対象事業や必要な書類を確認できるよう、ホームページに様式を含め、最新の交付要綱等を掲載されたい。</p>	<p>改善済:2件 ・川崎市立学校部活動サポート奨励金 ・川崎市立高等学校部活動等合宿支援補助金 最新の要綱をホームページに掲載しました。</p>
<p>2 交付手続について 実績報告書類に不備があったもの【1件】 不適切な支出の有無の確認や列果検証を行うために、交付要綱等に定められている資料が添付されていないものは必要な書類を求められたい。また、実績報告書の記載内容に不備があるものや交付要綱等に規定されている様式以外の様式で申請されているものは必要な補正を指導されたい。</p>	<p>改善済:1件 ・川崎市生涯学習習得補助金 補助金の充当先がわかるよう、事業実績書等に添付する予算明細書や決算書に補助金当額を明記するよう申請者に指導しました。</p>

監査意見の要旨	措置状況
<p>3 効果検証について【2件】 補助金等は様々な性質のものがあり、評価指標を設定すること自体が難しいものもあるが、客観的に効果を説明するためには、交付目的に応じた評価指標を設定することが望ましいことから、可能な限り評価指標を設定するよう検討されたい。</p>	<p>改善に向けた取組を推進:2件 ・川崎市立校長会等補助金 ・神奈川県高等学校定通教育振興会補助金 事業全体の評価指標の設定は困難であるが、個々の事業で設定可能な指標を検討のうえ、令和3年度以降に、その評価指標を用いた効果検証を試行します。</p>

人事委員会規則

川崎市会計年度任用職員の給料の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月28日

川崎市人事委員会
委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第11号

川崎市会計年度任用職員の給料の支給等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市会計年度任用職員の給料の支給等に関する規則(令和元年川崎市人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

(時間外勤務手当及びこれに相当する報酬)

第5条の2 特別の勤務に従事するパートタイム会計年度任用職員に条例第9条に規定する時間外勤務手当を支給する場合において、川崎市職員の給料等の支給に関する規則(昭和46年川崎市人事委員会規則第14号。以下「支給規則」という。)第24条の2第1項第1号中「100分の100」とあるのは「100分の100。ただし、1週間について当該100分の100とされた勤務の時間と正規の勤務時間の合計が38時間45分を超える勤務は除く。」とする。

2 前項の規定にかかわらず、労働基準法(昭和22年法律第49号)第32条の2の規定の適用を受ける特別の勤務に従事するパートタイム会計年度任用職員に条例第9条に規定する時間外勤務手当を支給する場合において、支給規則第24条の2第1項第1号中「100分の100」とあるのは「100分の100。ただし、1週間について当該100分の100とされた勤務の時間と正規の勤務時間の合計が38時間45分を超える勤務及び労働基準法第32条の2に規定する1箇月以内の一定の期間について当該100分の100とされた勤務の時間と正規の勤務時間の合計が38時間45分に当該1箇月以内の一定の期間の日数を乗じて得た時間を7で除して得た時間を超える勤務は除く。」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農業委員会規則

川農委告示第11号

第5回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和2年10月27日

川崎市農業委員会
会長 小川耕平

- 日時
令和2年11月10日(火) 午後2時00分～
- 場所
セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階 第1会議室
(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)
- 議題
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 議案第3号 農地の買受適格証明について
 - 議案第4号 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について
 - 議案第5号 特定農地貸付けの承認について
 - 議案第6号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について
 - 報告第1号 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
 - 報告第2号 農作物栽培高度化施設の届出に関する事務局長の専決処分について
 - 報告第3号 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について
 - 報告第4号 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
 - 報告第5号 農業の用に供した旨の証明について
 - 報告第6号 令和2年度農地パトロールの実施結果について
 - その他

職員共済組合公告

川崎市共済公告第16号

川崎市職員共済組合組合議員選挙を次のとおり行う。

令和2年10月20日

川崎市職員共済組合
理事長 伊藤弘

- 選挙の日時
令和2年11月17日(火)
午後4時00分から午後4時30分まで
- 選挙会の日時
令和2年11月17日(火)
午後4時30分
- 選挙及び選挙会の場所、選挙すべき議員の数並びに選挙長の氏名

選挙区	選挙すべき議員の数	選挙及び選挙会の場所	選挙長の氏名
第1区	6人	第4庁舎4階 第4・5会議室	松本 聡
第2区	3人	上下水道局会議室	梁取 昭治
第3区	1人	消防局会議室	秋葉 達也

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第105号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この広告により滞納処分に着手しうる日	件数・備考
令和2年度	国民健康保険料	1期	令和2年10月31日(1期)	計7件
令和2年度	国民健康保険料	2期	令和2年10月31日(2期)	計22件
令和2年度	国民健康保険料	3期	令和2年10月31日(3期)	計23件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第106号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第107号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及

び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和2年度	後期高齢者医療保険料	第2期	令和2年10月31日(第2期分)	計1件
令和2年度	後期高齢者医療保険料	第3期	令和2年10月31日(第3期分)	計3件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第108号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和2年度	介護保険料	第4期	令和2年10月31日(第4期分)	計1件
令和2年度	介護保険料	第5期	令和2年10月31日(第5期分)	計4件
令和2年度	介護保険料	第6期	令和2年10月31日(第6期分)	計20件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第109号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月20日

川崎市川崎区長 水谷 吉孝

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第110号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月30日

川崎市川崎区長 水谷 吉孝

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第26号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月15日

川崎市幸区長 関 敏秀

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第57号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月20日

川崎市中原区長 永山 実幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 2年度	介護保険料	第5期	令和2年10月31日	計2件
令和 2年度	介護保険料	第6期	令和2年10月31日	計3件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第58号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月20日

川崎市中原区長 永山 実幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 2年度	国民健康 保険料	第1期	令和2年10月31日	計9件
令和 2年度	国民健康 保険料	第2期	令和2年10月31日	計7件
令和 2年度	国民健康 保険料	第3期	令和2年10月31日	計13件
令和 2年度	国民健康 保険料	第4期	令和2年10月31日	計26件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第59号

次の国民健康保険料に係る滞納処分書類を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月20日

川崎市中原区長 永山 実幸

国民健康保険料に係る滞納処分書類

差押調書(謄本) 1件

差押解除通知書 1件

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第61号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月15日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

川崎市高津区公告第62号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

川崎市高津区公告第63号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第47号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者

に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月15日

川崎市宮前区長 高橋哲也

年 度	科 目	期 別	この公告によって変更する納期限	件数・備考
令和2年度	国民健康保険料	1期以降	令和2年11月2日 (1期分～4期分)	計3件
令和2年度	国民健康保険料	3期以降	令和2年11月2日 (3期分)	計1件
令和2年度	国民健康保険料	3期以降	令和2年11月2日 (3期分・4期分)	計2件
令和2年度	国民健康保険料	4期以降		計1件
令和2年度	国民健康保険料	4期以降	令和2年11月2日 (4期分)	計10件
令和2年度	国民健康保険料	5期以降		計3件

(別紙省略)

宮前区公告第48号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年10月16日

川崎市宮前区長 高橋哲也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第49号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法

(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月20日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 2年度	介護保険料	第5期	令和2年10月31日 (第5期分)	計11件
令和 2年度	介護保険料	第6期	令和2年10月31日 (第6期分)	計11件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第50号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月20日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 2年度	国民健康 保険料	第1期	令和2年10月31日	計3件
令和 2年度	国民健康 保険料	第2期	令和2年10月31日	計4件
令和 2年度	国民健康 保険料	第3期	令和2年10月31日	計14件
令和 2年度	国民健康 保険料	第4期	令和2年10月31日	計11件

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第69号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により

公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月20日

川崎市多摩区長 荻原 圭一

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 2年度	介護保険料	第4期	令和2年10月31日	1件
令和 2年度	介護保険料	第5期	令和2年10月31日	8件
令和 2年度	介護保険料	第6期	令和2年10月31日	8件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第70号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月20日

川崎市多摩区長 荻原 圭一

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 2年度	後期高齢者 医療保険料	第3期	令和2年10月31日 (第3期分)	計1件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第71号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月20日

川崎市多摩区長 荻原 圭一

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第72号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

令和2年10月23日

川崎市多摩区長 荻原圭一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第73号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年10月23日

川崎市多摩区長 荻原圭一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第74号

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月27日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年度	科目	期別	変更する納期限	件数・備考
令和2年度				計1件

（別紙省略）

麻生区公告

川崎市麻生区公告第53号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月20日

川崎市麻生区長 多田貴栄

（別紙省略）

川崎市麻生区公告第54号

後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月20日

川崎市麻生区長 多田貴栄

（別紙省略）

川崎市麻生区公告第55号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月20日

川崎市麻生区長 多田貴栄

（別紙省略）